

南風原町こども計画



令和7年3月
南風原町



あいさつ

近年、全国の少子化や人口減少は急速に進行しており、労働人口の減少や将来の経済や市場規模の低下、地域社会の担い手の減少といった将来の社会経済に大きな影響を及ぼす課題が深刻化しています。

児童虐待の顕在化や未成年者の自殺の増加、いじめ、不登校、こどもの貧困といったこどもを取り巻く状況も非常に深刻です。

このような中、国では、令和5年4月にこども施策の司令塔となるこども家庭庁の設置と同時に、こどもに関する様々な取組を講ずる基盤となる「こども基本法」が施行され、同年12月には「こどもまんなか社会」を目指すことを掲げた「こども大綱」が策定されました。

本町におきましても、平成27年3月に「南風原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度から令和6年度までを「第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画」として、「育つ喜び、育てる喜び、ちむぐくるのまち 南風原」を基本理念に掲げ、様々な子ども・子育て支援に関する施策を計画的に推進してきました。

そしてこの度、社会環境の変化、本町のこどもや子育てを取り巻く現状、そして新たに施行した「こども基本法」や「こども大綱」の理念も踏まえ、従来の「南風原町子ども・子育て支援事業計画」も包含した「南風原町こども計画」を策定しました。

「こども・若者が自分らしく輝くちむぐくるのまち 南風原」を基本理念とし、すべてのこども・若者の権利が尊重され、自分らしく輝くことができ、また、子育て家庭が安心・安全な場で喜びを感じながら子育てできるまちの実現を目指しています。

本町では、この計画に基づき、これまで以上にこども・若者や子育て世帯に関する取組を横断的に行き、より効果的に施策を展開してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました住民の皆さま、意見交換会にご協力いただきました南風原高等学校・南風原高等支援学校の皆さま、貴重なご意見やご審議をいただきました「南風原町子ども・子育て支援会議」の委員の皆さまをはじめ関係各位に深く感謝を申し上げますとともに、本計画の推進に引き続き、一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

南風原町長 赤嶺 正之

目次

本計画の詳細は、ホームページ
からご覧になれます。 →



あいさつ

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと包含について	2
3. 計画の期間、策定体制	6
4. 計画の対象と「こども・若者」の表記について	6
5. パブリック・コメントの実施	7

第2章 南風原町の現状と課題

1. 人口の推移と推計	9
(1)南風原町の児童人口	9
2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況	16
(1)教育・保育施設等の定員数	16
(2)幼稚園	17
(3)保育施設等（認可保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所等）	19
(4)子ども・子育て支援の状況	22
(5)認可外保育施設	23
(6)その他	23
3. 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果より	24
(1)調査の概要	24
(2)就学前児童調査の調査結果より	25
(2)-1 子育て家庭の状況	25
(2)-2 母親の就労状況	31
(2)-3 教育・保育サービスの利用について	32
(2)-4 子育てと仕事の両立について	35
(3)小学生保護者調査の調査結果より	36
(3)-1 放課後の過ごし方について	36
(3)-2 放課後児童クラブ(学童保育)の利用について	37
(4)自由回答のまとめ	39

4. こども・若者の声の把握（ヒアリング・アンケート等より）	44
(1)調査の概要・対象	44
(2)小学生の声（児童館利用者）	45
(3)中学生、高校生の声	47
(4)若者世代の声	58

第3章 第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画の実施状況と課題

評価1. 地域における子育ての支援の充実	63
評価2. 教育・保育等の質の確保と向上	64
評価3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実	65
評価4. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	66

第4章 こども計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	69
2. 計画の基本目標	70
3. 施策の体系	71
4. 幼児期の教育・保育提供区域について	72

第5章 こども計画の具体的な施策

1. こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり	73
(1)こども・若者が権利の主体であることの理解促進と普及啓発	73
(2)こども・若者の参画機会の確保	73
2. 多様な遊びや体験の場、居場所づくり	74
(1)学びや体験機会の充実	74
(2)遊び場の充実	74
(3)こども・若者の居場所づくり	75
3. こどもの成長段階に応じた学び・保育の充実	75
(1)幼児期の教育・保育内容の充実	75
(2)こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくり	76
4. 若者世代が安心して暮らせ、活躍できる環境づくり	77
(1)教育を受けるための経済的支援	77
(2)若者への相談支援や地域で暮らし続けるための生活支援の充実	77
5. 困難な状況にあるこども・若者への支援	77

(1)こどもの孤立(貧困)対策の充実	77
(2)特別な支援が必要なこどもに対する支援の充実	78
(3)児童虐待防止対策の充実、社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	80
(4)不登校やいじめ防止等の支援充実	81
(5)困難な状況にある若者への支援	81
6. こどもや若者への切れ目のない保健・医療等の提供	82
(1)妊娠期からの切れ目のない保健・医療等の支援充実	82
7. 子育て家庭への支援の充実	83
(1)子育て家庭の経済的負担の軽減	83
(2)相談、情報提供の充実	83
(3)つどい・交流機会の充実	84
(4)ひとり親家庭への支援	84
(5)幼児期の教育・保育環境の整備	85
(6)地域子ども・子育て支援の充実	86
(7)共働き、共育て、ワーク・ライフ・バランスの推進	86
8. 安心・安全な生活環境の整備	87
(1)犯罪、事故、災害等から子ども・若者を守る環境づくり	87

第6章 事業計画（量の見込と確保方策）

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策	89
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	91
(1)延長保育事業	91
(2)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	91
(3)地域子育て支援拠点事業	92
(4)一時預かり事業	92
(5)病児・病後児保育事業	93
(6)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉）	94
(7)子育て短期支援事業（ショートステイ）	94
(8)利用者支援事業	95
(9)乳児家庭全戸訪問事業	95
(10)養育支援訪問事業	96
(11)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	96
(12)妊婦健康診査	97
(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業	97
(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	97

(15)子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業）	【新規】	98
(16)児童育成支援拠点事業（家庭支援事業）	【新規】	98
(17)親子関係形成支援事業（家庭支援事業）	【新規】	98
(18)産後ケア事業		99
(19)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		99

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知	101
2. 計画の推進体制	101
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握	101
4. 計画の推進状況チェック	102

資料編

資料1 南風原町子ども・子育て会議設置条例	103
資料2 諮問	105
資料3 答申	106
資料4 南風原町子ども・子育て会議 委員名簿	108
資料5 用語集	109

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

1990年の「1.57ショック」を契機に、我が国では少子化対策や子育て支援の取組が本格的に進められており、「子ども・子育て応援プラン(2004年)」や「子ども・子育て新制度(2015年)」を踏まえ、待機児童対策や地域の子育て支援など幅広い施策に取り組んできました。特に「子ども・子育て新制度」の施行後は、市町村で「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化され、子ども・子育て支援をより計画的に推進することが求められてきました。

全国で子ども・子育て支援の充実が図られている一方で、少子化や人口減少は急速に進行しており、労働人口の減少や将来の経済や市場規模の低下、労働人口の減少や将来の経済や市場規模の低下、地域社会の担い手の減少といった将来の社会経済に大きな影響を及ぼす課題が深刻化しています。児童虐待の顕在化や未成年者の自殺の増加、いじめ、不登校、こどもの貧困といった子どもを取り巻く状況も深刻です。

このような状況の中、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会に真ん中に据えて強力に推進していくことが求められています。国では、令和5年4月にこども施策の司令塔となるこども家庭庁の設置と同時に、こどもに関する様々な取組を講ずる基盤となる「こども基本法」が施行されました。

また、令和5年12月には「こども基本法」に基づく「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

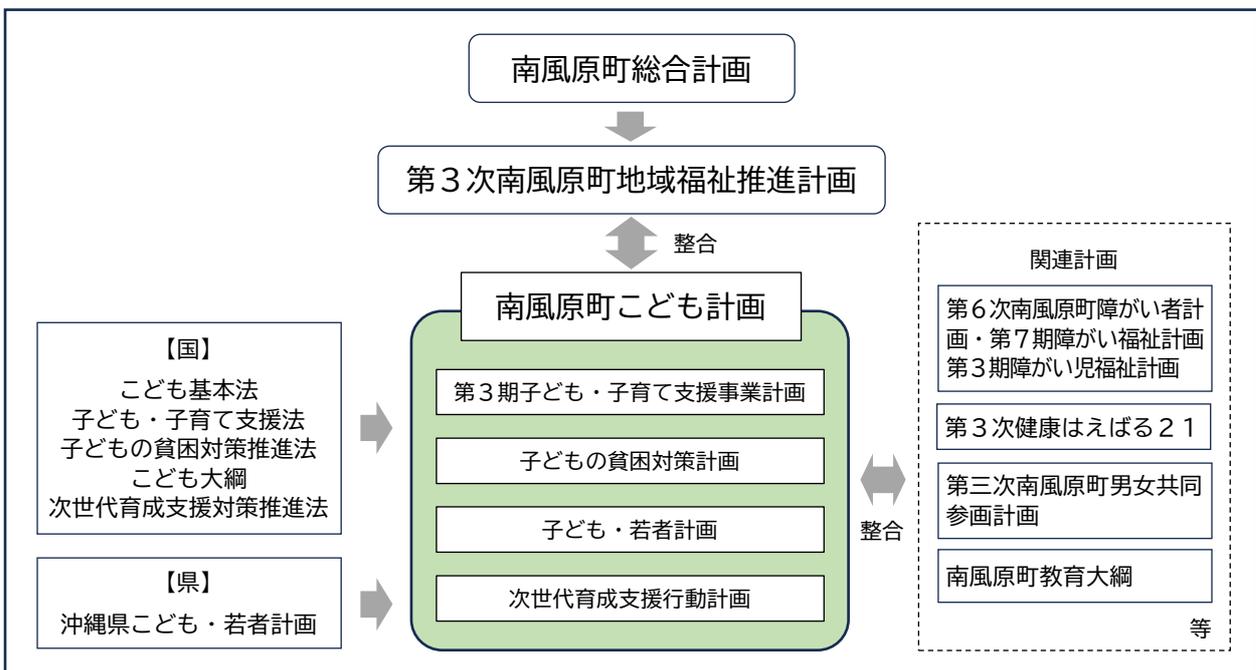
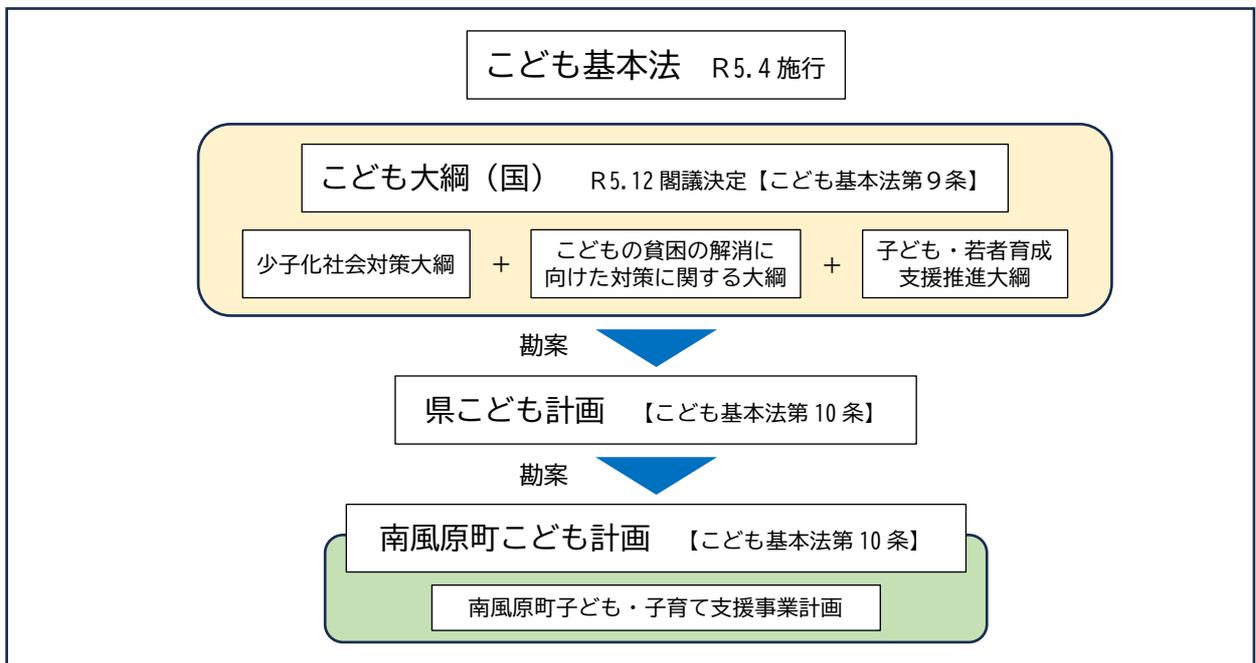
本町においても平成27年3月に「南風原町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月には「第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画(以下、「第2期計画」という。)」を策定し、私立保育園の増改築や地域型保育の整備、私立保育園の新規整備により、本町の大きな課題であった待機児童問題の解消が実現しました。また、幼児教育・保育の質の確保、保幼小連携、妊産婦の相談支援、多様な保育サービスの充実、こどもの(孤立)貧困対策、若年妊産婦に対する支援、要保護児童対策等といった様々な子ども・子育て支援に関する施策を計画的に推進してきました。

しかしながら、保護者に対するニーズ調査やこども・若者の声の調査では、子育てに関する不安や経済的な負担感、孤立感を感じている世帯がまだまだ多いほか、子育て世帯以外においても自らの将来に対する不安や経済的な不安を感じており、これまで以上にこども・若者や子育て世帯に関する取組を横断的に行い、従来の取組をより一層強化していくことが必要になります。

このような中、第2期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、社会環境の変化、本町のこどもや子育てを取り巻く現状、第2期計画の進捗状況、そして新たに施行した「こども基本法」や「こども大綱」の理念も踏まえ、こども・若者に関する施策をより効果的に展開するため、「第3期南風原町子ども・子育て支援事業計画」を包含する「(仮称)南風原町こども計画」を新たに策定します。

2. 計画の位置づけと包含について

- ・本計画はこども基本法第10条に基づき、こども大綱及び都道府県こども計画に当たる「沖縄県こども・若者計画」を勘案し、作成する市町村こども計画です。また、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援法に基づく「子ども・若者計画」を包含しています。また、「新・放課後子ども総合プラン」において示されてきた放課後児童対策についての取組も引き続き包含しています。
- ・本計画は、南風原町総合計画を最上位計画、第3次南風原町地域福祉推進計画を上位計画とし、関連計画とも整合性を保ちながら、こども施策を総合的に推進する計画です。



こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるとする。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の
3 法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱（第9条）

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6・7 （略）

◆ こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなります。

◆ こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととなります。また、行政の事務負担の軽減を図ることにもなります。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針^(※)の改正案について（概要）

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

改正の趣旨

- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」）が必要であることから、第208回国会において成立した。
- この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められた。
- 当該児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

改正の概要

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加
→ 基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も動案の上、設定すること等を規定。
2. 子ども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
→ 市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、子ども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. 子どもの権利擁護に関する事項の追加
→ 都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援や子ども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. その他所要の改正
→ 基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

※ 根拠法令：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第1項及び第3項

※ 改正児童福祉法の施行日（令和6年4月1日）に先立ち、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し時期に合わせて、本年11月頃を目途に公布し、令和6年4月1日に施行することとする。

3. 計画の期間、策定体制

計画は、令和7年度から令和11年度までの5カ年計画です。また、ニーズや社会情勢等を見極めながら必要に応じて計画の見直しを行います。



本計画の策定にあたっては、庁内の関係課との意見交換により取組の調整・確認を行ったほか、有識者、地域の関係者、当事者等で構成される「南風原町子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定しています。

4. 計画の対象と「こども・若者」の表記について

本計画の対象は、こども・若者(おおむね0歳から30歳未満)及び子育て世帯(妊娠・出産期含む)とします。

また、本計画において、「こども」はおおむね18歳未満を指すものとし、「若者」は思春期から30歳未満(施策によっては40歳未満)までを指すものとし、

なお、「こども」と「若者」は重なる部分がありますが、18歳未満の者を指す場合には「こども」、思春期以上の者を明示的に指す場合には「若者」、両者を合わせて指す場合には「こども・若者」を用いることとします。

※法令や固有名詞、既存施策の説明において、既に別の呼称がある場合はこの限りではありません。

<参考：様々な呼称と年齢区分>

呼称（根拠法令）	年齢区分
児童（児童福祉法）	18歳未満の者
子ども（子ども・子育て支援法）	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
乳児（児童福祉法）	1歳未満の者
幼児（児童福祉法）	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
児童（学校教育法）	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
生徒（学校教育法）	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
若者（子ども・若者育成支援推進大綱）	思春期、青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象

5. パブリック・コメントの実施

令和7年1月10日～令和7年1月31日まで、パブリック・コメントを実施し、本計画案に対する町民の意見を広く募集しました。

意見提出者2名（意見総数29件）

※計画素案掲載ページへのアクセス件数545件

第2章 南風原町の現状と課題

1. 人口の推移と推計

(1)南風原町の児童人口

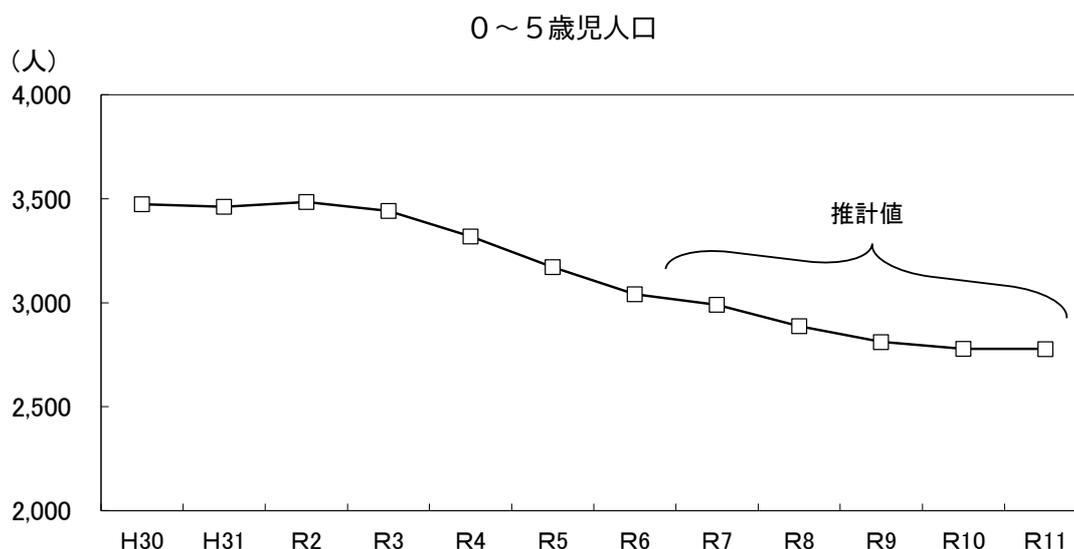
①0～5歳児（就学前児童）

0～5歳児の就学前児童人口は、令和3年以降、減少を続けており、また前年からの減少人数が100人を超える状況にあります。令和6年の実績人口は3,041人で、前年よりも131人減となっています。

今後の推計においても、就学前児童は減少すると予測されます。第3期計画においては、令和7年が2,990人、中間年の令和9年は2,812人、第3期計画最終年の令和11年には2,778人となり、令和6年実績より263人減少すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実績人口	3,475	3,461	3,484	3,442	3,318	3,172	3,041
前年からの増加人数	—	▲14	23	▲42	▲124	▲146	▲131

						R6実績からの増加分		
推計値	R7	R8	R9	R10	R11	R6→R7	R6→R9	R6→R11
0～5歳児推計値	2,990	2,888	2,812	2,779	2,778	▲51	▲229	▲263
前年からの増加人数	▲51	▲102	▲76	▲33	▲1	—	—	—



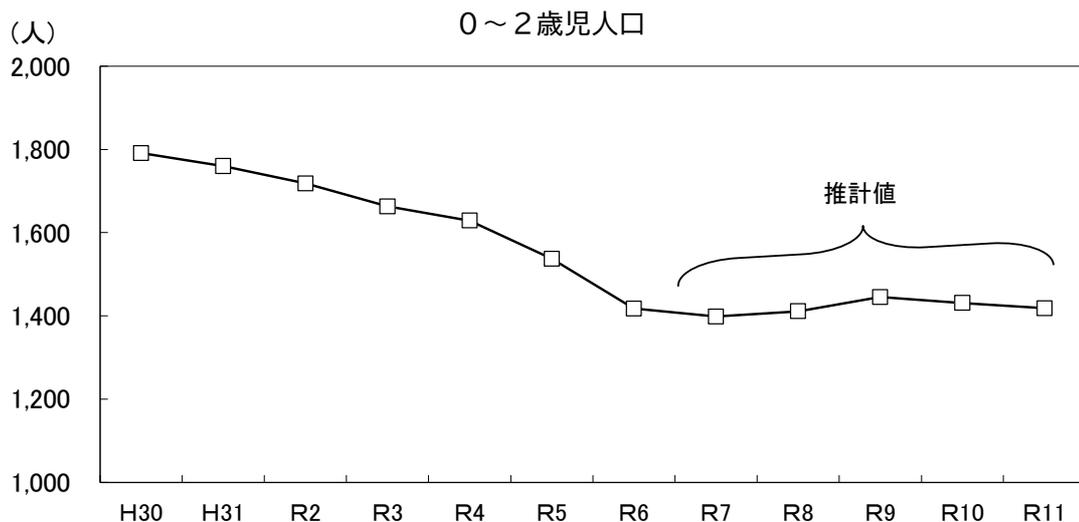
②0～2歳児

0～2歳児の人口は、平成30年以降、減少を続けており、また前年からの減少幅が年々大きくなっていく傾向にあります。令和6年の実績人口は1,417人で、前年よりも120人減となっています。

今後の推計では、令和8年、9年は増加するものの、その他の年は減少すると予測されます。第3期計画においては、令和7年が1,398人、中間年の令和9年は1,445人、第3期計画最終年の令和11年には1,418人となり、令和6年実績より1人増と、ほぼ同数を維持すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実績人口	1,791	1,760	1,718	1,663	1,629	1,537	1,417
前年からの増加人数	—	▲31	▲42	▲55	▲34	▲92	▲120

推計値	R7	R8	R9	R10	R11	R6実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
0～2歳児推計値	1,398	1,411	1,445	1,431	1,418	▲19	28	1
前年からの増加人数	▲19	13	34	▲14	▲13	—	—	—



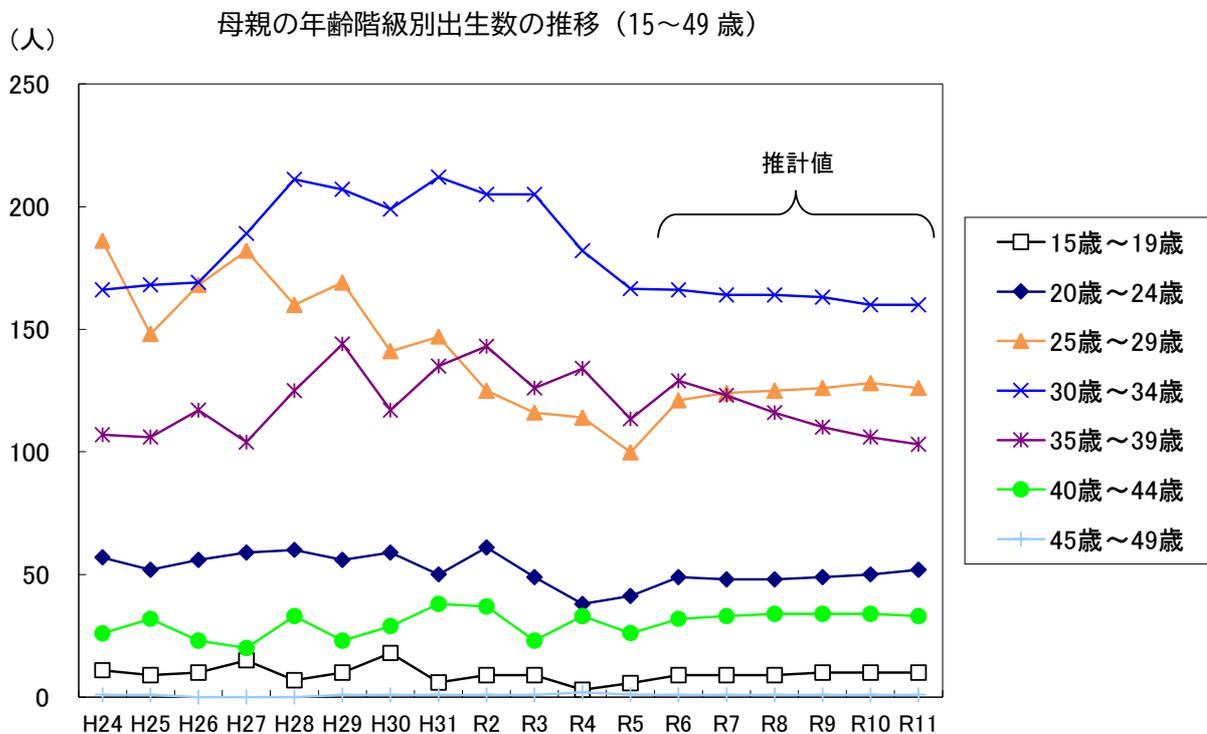
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳児	582	544	585	547	511	483	447	492	487	482	478	474
1歳児	626	593	544	583	548	506	468	442	486	481	476	472
2歳児	583	623	589	533	570	548	502	464	438	482	477	472

0歳児についてみると、出生数は緩やかに減少すると予測されます。南風原町の合計特殊出生率は2.05前後で推移し、高い出生率となっていますが、出生数に影響する「子どもを産む世代の女性人口」が減少傾向となっています。特に、子どもを多く産むのは25～39歳の世代ですが、25～29歳は増加が見込まれるものの、30～34歳、35～39歳では減少傾向にあり、出生数の大きな増加は見込まれません。

(参考) 母親の年齢階級別出生数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
15歳～19歳	11	9	10	15	7	10	18	6	9
20歳～24歳	57	52	56	59	60	56	59	50	61
25歳～29歳	186	148	168	182	160	169	141	147	125
30歳～34歳	166	168	169	189	211	207	199	212	205
35歳～39歳	107	106	117	104	125	144	117	135	143
40歳～44歳	26	32	23	20	33	23	29	38	37
45歳～49歳	1	1	0	0	0	1	1	1	1
総計	554	516	543	569	596	610	564	589	581

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15歳～19歳	9	3	6	9	9	9	10	10	10
20歳～24歳	49	38	41	49	48	48	49	50	52
25歳～29歳	116	114	100	121	124	125	126	128	126
30歳～34歳	205	182	166	166	164	164	163	160	160
35歳～39歳	126	134	113	129	123	116	110	106	103
40歳～44歳	23	33	26	32	33	34	34	34	33
45歳～49歳	1	2	1	1	1	1	1	1	1
総計	529	506	454	507	502	497	493	489	485

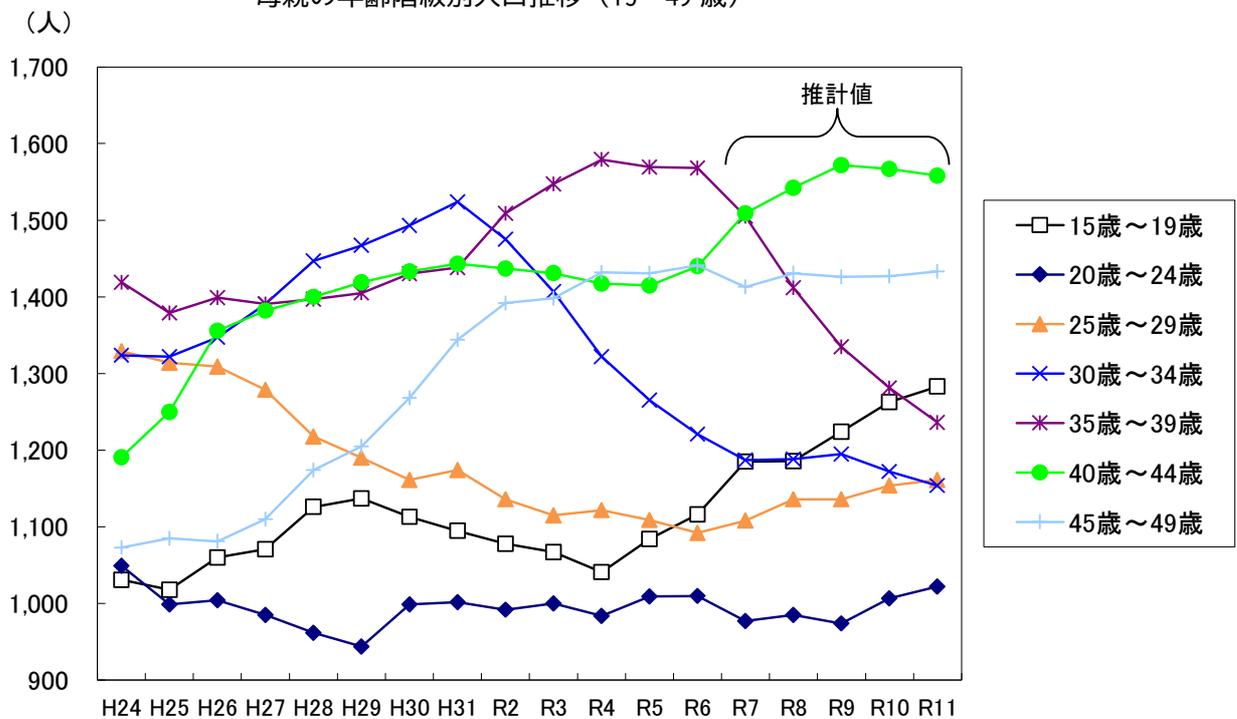


(参考) 母親の年齢階級別人口推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
15歳～19歳	1,031	1,018	1,060	1,071	1,126	1,137	1,113	1,095	1,078
20歳～24歳	1,049	999	1,004	985	962	944	999	1,002	992
25歳～29歳	1,329	1,314	1,309	1,279	1,218	1,190	1,161	1,174	1,136
30歳～34歳	1,324	1,322	1,347	1,391	1,447	1,467	1,493	1,524	1,475
35歳～39歳	1,419	1,379	1,399	1,391	1,397	1,405	1,430	1,438	1,509
40歳～44歳	1,191	1,250	1,356	1,382	1,400	1,419	1,433	1,443	1,437
45歳～49歳	1,073	1,085	1,081	1,110	1,174	1,205	1,268	1,344	1,392
総計	8,416	8,367	8,556	8,609	8,724	8,767	8,897	9,020	9,019

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15歳～19歳	1,067	1,041	1,084	1,116	1,185	1,186	1,224	1,263	1,283
20歳～24歳	1,000	984	1,009	1,010	977	985	974	1,007	1,022
25歳～29歳	1,115	1,122	1,109	1,092	1,108	1,136	1,136	1,154	1,161
30歳～34歳	1,407	1,322	1,265	1,221	1,187	1,188	1,195	1,172	1,154
35歳～39歳	1,547	1,579	1,569	1,568	1,505	1,412	1,335	1,281	1,236
40歳～44歳	1,431	1,417	1,415	1,440	1,509	1,542	1,572	1,567	1,558
45歳～49歳	1,398	1,432	1,431	1,441	1,413	1,431	1,426	1,427	1,433
総計	8,965	8,897	8,882	8,888	8,884	8,880	8,862	8,871	8,847

母親の年齢階級別人口推移 (15～49歳)



(参考) 母親の年齢階級別出生率

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
15歳～19歳	0.01067	0.00884	0.00943	0.01401	0.00622	0.00880	0.01617	0.00548	0.00835
20歳～24歳	0.05434	0.05205	0.05578	0.05990	0.06237	0.05932	0.05906	0.04990	0.06149
25歳～29歳	0.13995	0.11263	0.12834	0.14230	0.13136	0.14202	0.12145	0.12521	0.11004
30歳～34歳	0.12538	0.12708	0.12546	0.13587	0.14582	0.14110	0.13329	0.13911	0.13898
35歳～39歳	0.07541	0.07687	0.08363	0.07477	0.08948	0.10249	0.08182	0.09388	0.09476
40歳～44歳	0.02183	0.02560	0.01696	0.01447	0.02357	0.01621	0.02024	0.02633	0.02575
45歳～49歳	0.00093	0.00092	0.00000	0.00000	0.00000	0.00083	0.00079	0.00074	0.00072
合計特殊出生率	2.15	2.02	2.10	2.21	2.30	2.36	2.17	2.21	2.21

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
15歳～19歳	0.00843	0.00288	0.00537	0.00806	0.00806	0.00806	0.00806	0.00806	0.00806
20歳～24歳	0.04900	0.03862	0.04090	0.04851	0.04851	0.04851	0.04851	0.04851	0.04851
25歳～29歳	0.10404	0.10160	0.09003	0.11081	0.11081	0.11081	0.11081	0.11081	0.11081
30歳～34歳	0.14570	0.13767	0.13160	0.13595	0.13595	0.13595	0.13595	0.13595	0.13595
35歳～39歳	0.08145	0.08486	0.07226	0.08227	0.08227	0.08227	0.08227	0.08227	0.08227
40歳～44歳	0.01607	0.02329	0.01844	0.02222	0.02222	0.02222	0.02222	0.02222	0.02222
45歳～49歳	0.00072	0.00140	0.00080	0.00069	0.00069	0.00069	0.00069	0.00069	0.00069
合計特殊出生率	2.03	1.96	1.80	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05

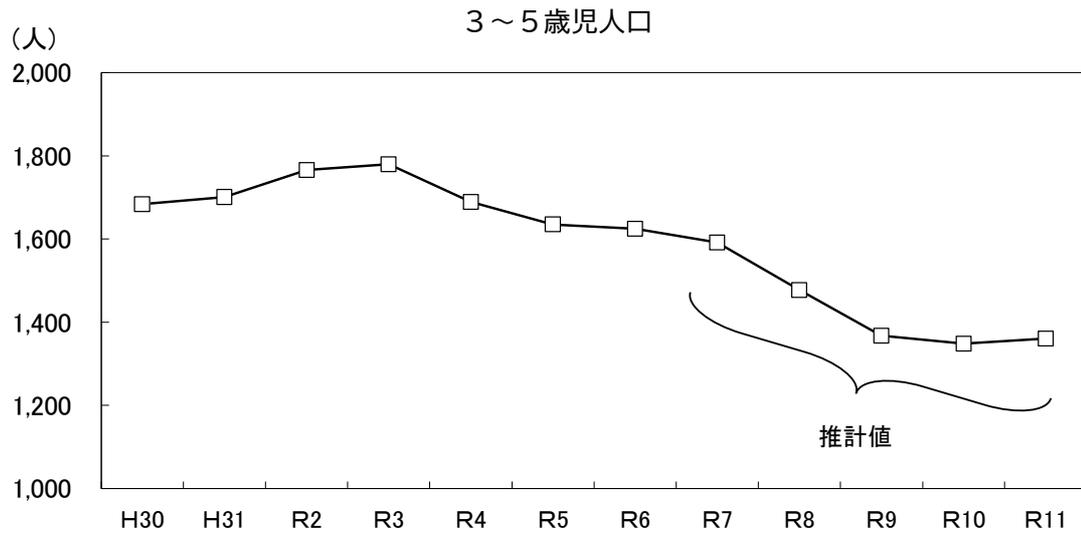
③ 3～5歳児

3～5歳児の人口は、令和3年まで増加していたものの、令和4年以降は減少に転じています。令和6年の実績人口は1,624人で、前年よりも11人減となっています。

今後の推計では、令和10年まで減少すると予測されます。第3期計画においては、令和7年が1,592人、中間年の令和9年は1,367人、第3期計画最終年の令和11年には1,360人となり、令和6年実績より264人減少すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実績人口	1,684	1,701	1,766	1,779	1,689	1,635	1,624
前年からの増加人数	—	17	65	13	▲90	▲54	▲11

推計値	R7	R8	R9	R10	R11	R6実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
3～5歳児推計値	1,592	1,477	1,367	1,348	1,360	▲32	▲257	▲264
前年からの増加人数	▲32	▲115	▲110	▲19	12	—	—	—



	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳児	537	578	616	583	529	566	546	499	461	435	479	474
4歳児	566	554	593	611	563	514	565	535	488	451	425	468
5歳児	581	569	557	585	597	555	513	558	528	481	444	418

④ 6～11 歳児（小学生）

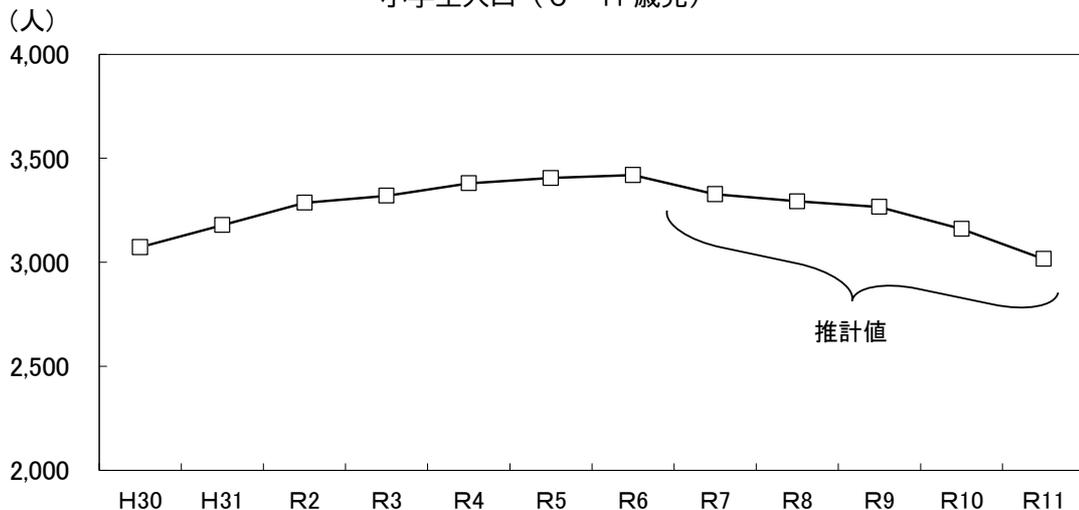
6～11 歳児の小学生児童人口は各年とも増加で推移していますが、前年からの増加人数は年々少なくなってきました。令和 6 年の実績人口は 3,419 人で、前年より 13 人増加していますが、平成 30 年以降では最も少ない増加人数となっています。

今後の推計においては、就学前児童人口の減少が影響し、小学生も減少していくと予測されます。第 3 期計画においては、令和 7 年が 3,328 人、中間年の令和 9 年は 3,266 人、第 3 期計画最終年の令和 11 年には 3,016 人となり、令和 6 年実績より 403 人減少すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実績人口	3,073	3,179	3,286	3,321	3,380	3,406	3,419
前年からの増加人数	—	106	107	35	59	26	13

推計値	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R 6 実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
6～11 歳児推計値	3,328	3,294	3,266	3,160	3,016	▲ 91	▲ 153	▲ 403
前年からの増加人数	▲91	▲34	▲28	▲106	▲144	—	—	—

小学生人口（6～11 歳児）



	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
6 歳児	542	593	584	549	582	579	552	506	550	521	474	437
7 歳児	536	544	590	583	549	579	580	551	505	549	520	473
8 歳児	504	540	544	590	583	546	577	578	549	503	547	518
9 歳児	514	508	540	542	590	576	543	574	575	546	500	544
10 歳児	473	514	510	542	538	590	578	543	574	575	546	500
11 歳児	504	480	518	515	538	536	589	576	541	572	573	544

2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

(1)教育・保育施設等の定員数

①教育・保育施設等の定員数の推移

町内の教育・保育施設等の定員数を見ると、令和6年度では、1号認定は公立幼稚園や認定こども園の780人、2号認定は認可保育所(園)や認定こども園の955人、3号認定は認可保育所(園)や認定こども園、小規模保育、事業所内保育による1,116人となっています。令和2年度以降の推移を見ると、各認定区分とも定員数は増加しており、特に2号認定、3号認定は、保育ニーズの上昇に対し、受け皿の整備を進めてきたことがわかります。

(定員ベース)

単位：人

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	630			630	630			630	690			690
私立幼稚園	0			0	0			0	0			0
認可保育所(園)		803	898	1,701		905	958	1,863		916	977	1,893
認定こども園	90	60	0	150	90	60	18	168	90	60	18	168
小規模保育			75	75			75	75			94	94
事業所内保育			10	10			10	10			10	10
計	720	863	983	2,566	720	965	1,061	2,746	780	976	1,099	2,855
1号、2・3号別計	720	1,846		2,566	720	2,026		2,746	780	2,075		2,855

(定員ベース)

単位：人

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	690			690	690			690
私立幼稚園	0			0	0			0
認可保育所(園)		895	995	1,890		895	994	1,889
認定こども園	90	60	18	168	90	60	18	168
小規模保育			94	94			94	94
事業所内保育			10	10			10	10
計	780	955	1,117	2,852	780	955	1,116	2,851
1号、2・3号別計	780	2,072		2,852	780	2,071		2,851

各年度4月1日現在

※事業所内保育については、地域枠の定員のみ計上

(2)幼稚園

①公立幼稚園利用状況

公立幼稚園の利用状況を見ると、令和6年度では町内の4園で475人が利用しています。すべての園で4歳児からの受け入れを行っています。

利用数の推移を見ると、令和3年度の534人をピークに減少しています。特に5歳児の利用人数の減少が大きくなっています。

公立幼稚園利用園児数推移

単位：人

(1号)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	0	0	0	0	0	0
4歳児	136	134	147	126	131	124
5歳児	390	363	387	380	364	351
計	526	497	534	506	495	475

各年度4月現在

①-1 午後の預かり保育の利用推移

公立幼稚園での午後の預かり保育の状況を見ると、令和元年度は利用園児の80.42%が利用、令和6年度は92.63%が利用しており、預かり保育のニーズが上昇していることがわかります。

公立幼稚園 午後の預かり保育の利用推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数(か所)	4	4	4	4	4	4
園児数(人)	526	497	534	506	495	475
預かり人数(人)	423	423	463	447	454	440
預かり利用割合(%)	80.42	85.11	86.70	88.34	91.71	92.63

各年度4月1日現在

公立幼稚園別 午後の預かり保育の利用推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南風原幼稚園	112	121	127	119	97	91
津嘉山幼稚園	151	142	164	173	177	176
北丘幼稚園	90	87	79	96	112	101
翔南幼稚園	70	73	93	59	68	72
計	423	423	463	447	454	440

各年度4月1日現在

公立幼稚園 午後の預かり保育の利用状況（年齢別）

単位：人

施設名	定員				利用園児数			
	計	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児
南風原幼稚園	180	0	60	120	91	0	28	63
津嘉山幼稚園	210	0	60	150	176	0	39	137
北丘幼稚園	180	0	60	120	101	0	23	78
翔南幼稚園	120	0	30	90	72	0	20	52
計	690	0	210	480	440	0	110	330

令和6年4月1日現在

②私立幼稚園利用園児数

町内の私立幼稚園の利用者は令和6年度では12人となっています。年度によって増減はありますが、令和3年度以降は10人前後の利用で推移しています。

私立幼稚園 利用園児数推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	1	4	3	1	9	4
4歳児	0	3	3	3	1	7
5歳児	1	1	5	5	1	1
計	2	8	11	9	11	12

各年度4月1日現在

※町在住で、私立幼稚園(町外含む)に通っている園児数

(3)保育施設等（認可保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所等）

①申込者数の推移

保育施設等の申し込み状況を見ると、令和元年度の2,096人が令和2年度には2,126人に増加していますが、以降は減少に転じ、令和6年度は2,027人と、令和元年度の申込者数を下回っています。また、0～2歳児の低年齢児の申し込みは減少している一方で、3歳以上児は増加傾向で推移しています。

保育施設等申込者数推移（4月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	214	244	210	195	189	166
	1歳児	475	443	467	436	416	404
	2歳児	471	453	450	486	455	440
2号	3歳児	433	459	468	451	482	469
	4歳児	364	378	381	381	354	399
	5歳児	139	149	145	167	153	149
総数		2,096	2,126	2,121	2,116	2,049	2,027
0～2歳児(3号)		1,160	1,140	1,127	1,117	1,060	1,010
3～5歳児(2号)		936	986	994	999	989	1,017

各年4月1日現在

②利用人数の推移

保育施設等の4月の利用人数について見ると、令和元年度から令和4年度まで増加していましたが、その後は減少し、令和6年度は2,007人となっています。また、10月では、4月と比べ、育休・産休明けによる0歳児の利用が増加する傾向にあります。

町内保育施設等利用園児数推移（4月）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	203	224	206	190	181	164
1歳	362	354	403	416	405	396
2歳	408	389	447	463	452	438
3歳	406	406	465	449	467	461
4歳	363	375	381	381	354	399
5歳	139	149	145	167	153	149
計	1,881	1,897	2,047	2,066	2,012	2,007

各年4月1日現在（南風原町外の認可保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所等に通っている児童も含む）

町内保育施設等利用園児数推移（10月）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	241	273	263	251	250	257
1歳	386	392	417	427	414	406
2歳	414	430	449	464	461	441
3歳	407	452	460	452	474	468
4歳	363	377	377	375	350	402
5歳	135	148	144	166	152	149
計	1,946	2,072	2,110	2,135	2,101	2,123

各年10月1日現在（南風原町外の認可保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所等に通っている児童も含む）

③保育施設等定員と利用児童数の推移（認可保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育施設等の定員を見ると、令和元年度は1,907人であるのに対し、令和6年度は2,093人と増加しています。利用児童数は各年とも定員数を下回っており、令和4年度以降は、90人前後の差が見られます。

保育施設等定員と利用児童数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	1,907	1,936	2,116	2,165	2,093	2,093
利用児童数	1,881	1,897	2,047	2,066	2,011	2,007

各年4月1日現在

④認定こども園

令和6年4月現在、町内には認定こども園が1園あり、1号認定では令和6年度で7人が利用しています。共働き世帯の増加により、1号認定利用者数は減少していると見られます。

町内認定こども園利用園児数推移（1号）（4月）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	13	5	5	5	3
4歳	11	12	4	3	3
5歳	11	7	4	4	1
計	35	24	13	12	7

各年度4月1日現在 町民のみ

⑤待機児童数の推移

待機児童数は、令和元年度の208人から減少し、令和6年度は0人となっています。また、4月時点では1歳児、10月時点では0歳児で待機児童が多くなる傾向にあります。0歳児は、産休・育休明けでの利用ニーズにより、年度途中での保育利用希望が増えます。

待機児童数（4月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	7	14	0	0	0	0
	1歳児	112	81	39	0	1	0
	2歳児	63	47	1	16	0	0
2号	3歳児	25	49	0	0	9	0
	4歳児	1	3	0	0	0	0
	5歳児	0	0	0	0	0	0
総数		208	194	40	16	10	0
0～2歳児(3号)		182	142	40	16	1	0
3～5歳児(2号)		26	52	0	0	9	0

各年4月1日現在

待機児童数（10月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	102	60	69	58	51	49
	1歳児	102	53	18	18	8	4
	2歳児	66	29	5	12	3	2
2号	3歳児	23	8	2	0	8	7
	4歳児	1	1	0	0	0	0
	5歳児	0	0	0	0	0	0
総数		294	151	94	88	70	62
0～2歳児(3号)		270	142	92	88	62	55
3～5歳児(2号)		24	9	2	0	8	7

各年10月1日現在

(4)子ども・子育て支援の状況

①ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターの会員数について見ると、令和6年度ではおねがい会員が423人、サポート会員が119人、両方会員が58人であり、おねがい会員に比べて子どもを預かるサポート会員・両方会員が少ない状況となっています。

会員数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
おねがい会員	457	381	361	390	423
サポート会員	106	106	104	107	119
両方会員	68	69	64	58	58

各年4月1日現在

②放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブについて見ると、令和6年度で26カ所あり、1,030人が利用しています。学年別に見ると1・2年生での利用が非常に多くなっており、高学年になると利用は少なくなりますが、4・5年生での利用者も増加傾向で推移しています。

放課後児童クラブの推移

単位：カ所、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数	21	24	25	25	25	26
利用児童数	857	884	933	947	968	1,030
1年生	298	275	311	310	291	312
2年生	248	276	271	284	291	297
3年生	177	188	204	191	214	235
4年生	86	97	100	105	110	129
5年生	29	32	35	39	45	43
6年生	19	16	12	18	17	14

各年度5月現在

(5)認可外保育施設

①認可外保育施設の推移

町内の認可外保育施設は令和6年度で8カ所となっており、町内からは63人が利用しています。施設数、利用園児数とも、令和元年度以降、減少しています。

施設数・利用園児数推移

単位：カ所、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	13	14	11	10	9	8
利用園児数	394	343	237	157	147	134
町内在住児	247	206	120	70	64	63

各年度4月現在

(6)その他

①放課後子ども教室の推移

町では、令和2年度以降、放課後子ども教室を4カ所で実施しています。

放課後子ども教室数

単位：カ所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	4	4	4	4	4

②児童館の推移

町内の児童館は4カ所あり、年間の利用者数は令和5年度で延べ38,614人となっています。小学校低学年での利用が多くなっています。

児童館利用者数

単位：カ所、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童館数	4	4	4	4	4
延べ利用児童数計	40,144	29,069	31,695	34,632	38,614
未就学児	867	430	1,835	1,558	1,835
1年生	6,505	4,641	3,459	5,383	7,608
2年生	7,021	7,120	3,953	3,504	5,578
3年生	7,001	4,085	5,630	4,490	4,300
4年生	6,222	3,445	4,266	6,036	4,523
5年生	5,280	3,531	3,337	4,520	4,846
6年生	4,022	2,797	5,000	3,174	4,470
中学生・高校生	3,226	3,020	4,215	5,967	5,454

3. 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果より

(1)調査の概要

①調査の目的

令和6年度に策定する「第3期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、就学前の教育・保育施設等の利用や小学生の放課後児童クラブなどのニーズ及び子育て家庭の実態を把握するために本調査を実施した。

②調査の対象者

町内に在住する就学前児童と小学生(1～6年生)の保護者を調査対象とした2種類の調査を実施した。

就学前児童保護者調査は一世帯に複数の調査票が配布されないように調整し無作為抽出、小学生保護者調査は学校在籍児童全数を対象に配布した。

③調査方法

就学前児童保護者調査 …………… 郵送による発送・回収(WE B回答を併用)

小学生保護者調査(1年～6年生) …… 学校を通じての配布・回収(WE B回答を併用)

④調査期間

令和6年5月～6月(就学前:5月31日～6月28日)

(小学生:5月27日～6月28日)

⑤回収率

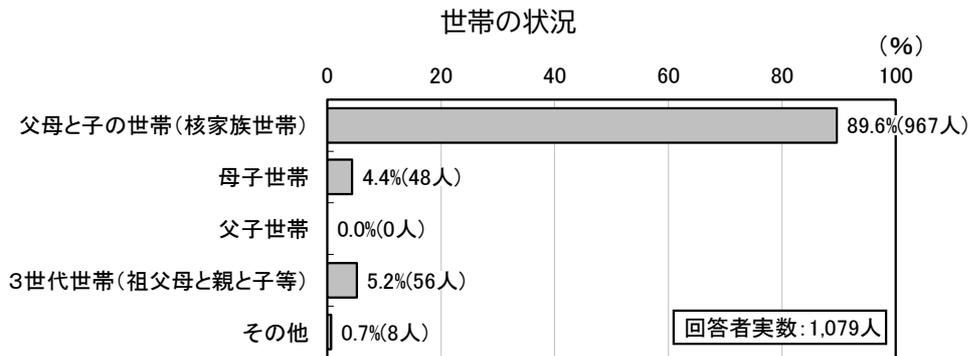
	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	2,400件	1,079件	45.0%
内WE B回答	—	349件	14.5%
小学生保護者調査	1,409件	755件	53.6%
内WE B回答	—	253件	18.0%

(2)就学前児童調査の調査結果より

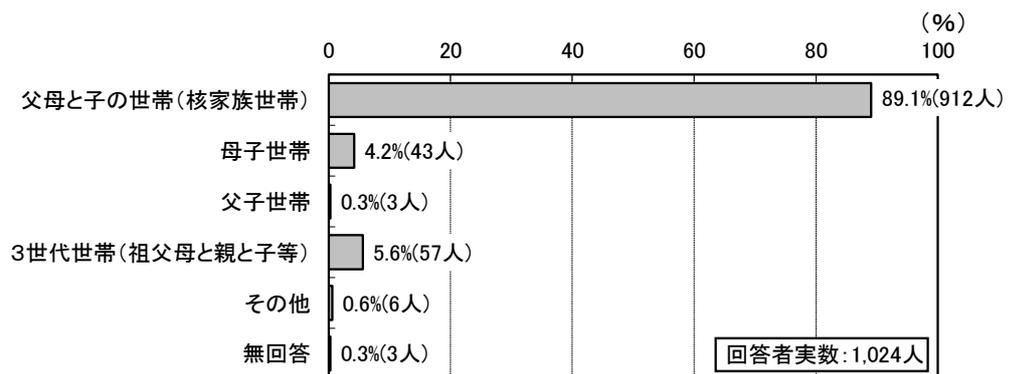
(2)-1 子育て家庭の状況

①世帯の状況

「核家族世帯」が89.6%と全体のほぼ9割を占めている。「3世代世帯」は5.2%、「母子世帯」は4.4%となっている。家族構成は、前回調査時と大きな差はない。



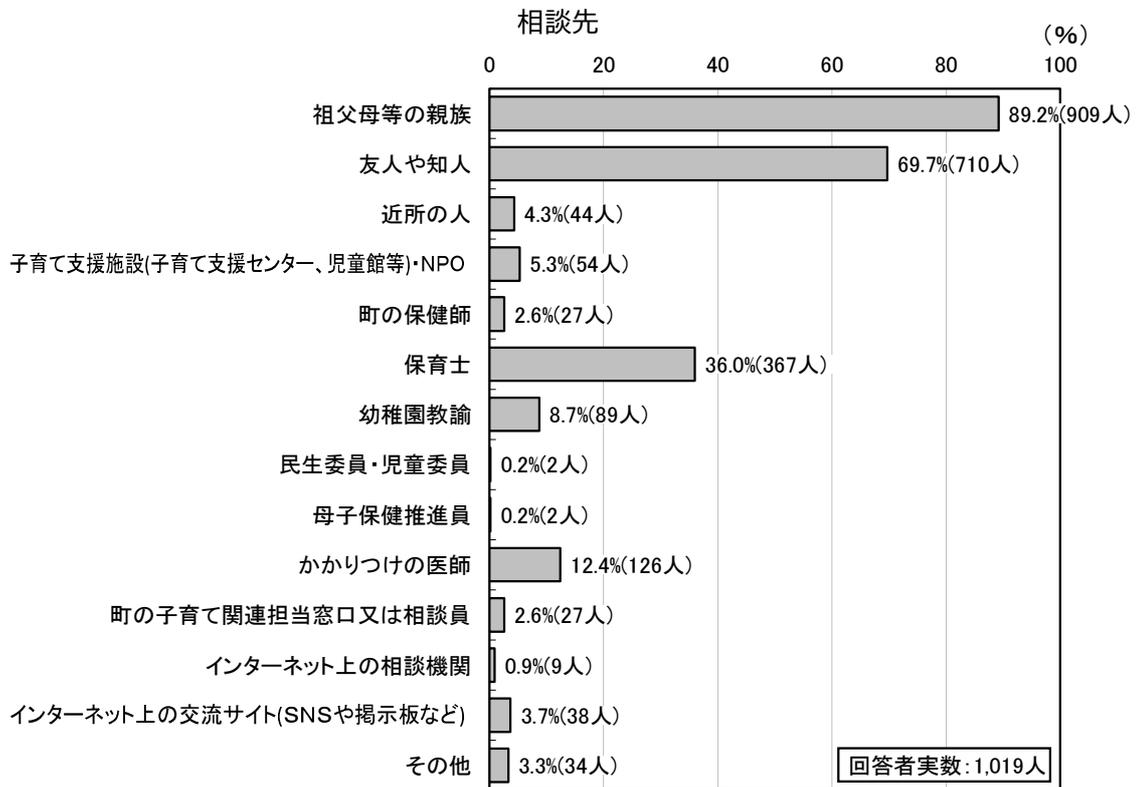
(前回)



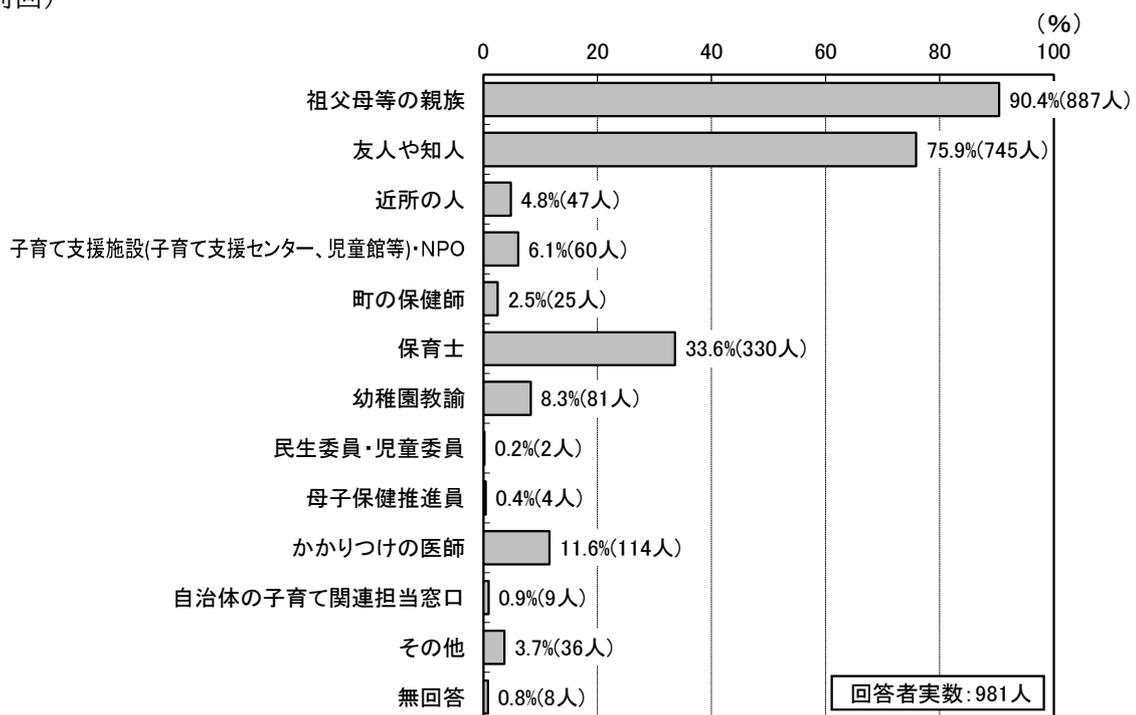
②相談先

相談先としては、身近な人への相談がとて高い。また、保育士への相談がやや高い傾向にある。専門的な相談先(「町の子育て関連担当窓口又は相談員」など)の利用は低い。

調査結果は、前回調査時と大きな差はないが、「町の子育て関連担当窓口又は相談員」は、前回の0.9%が今回は2.6%に上昇している。



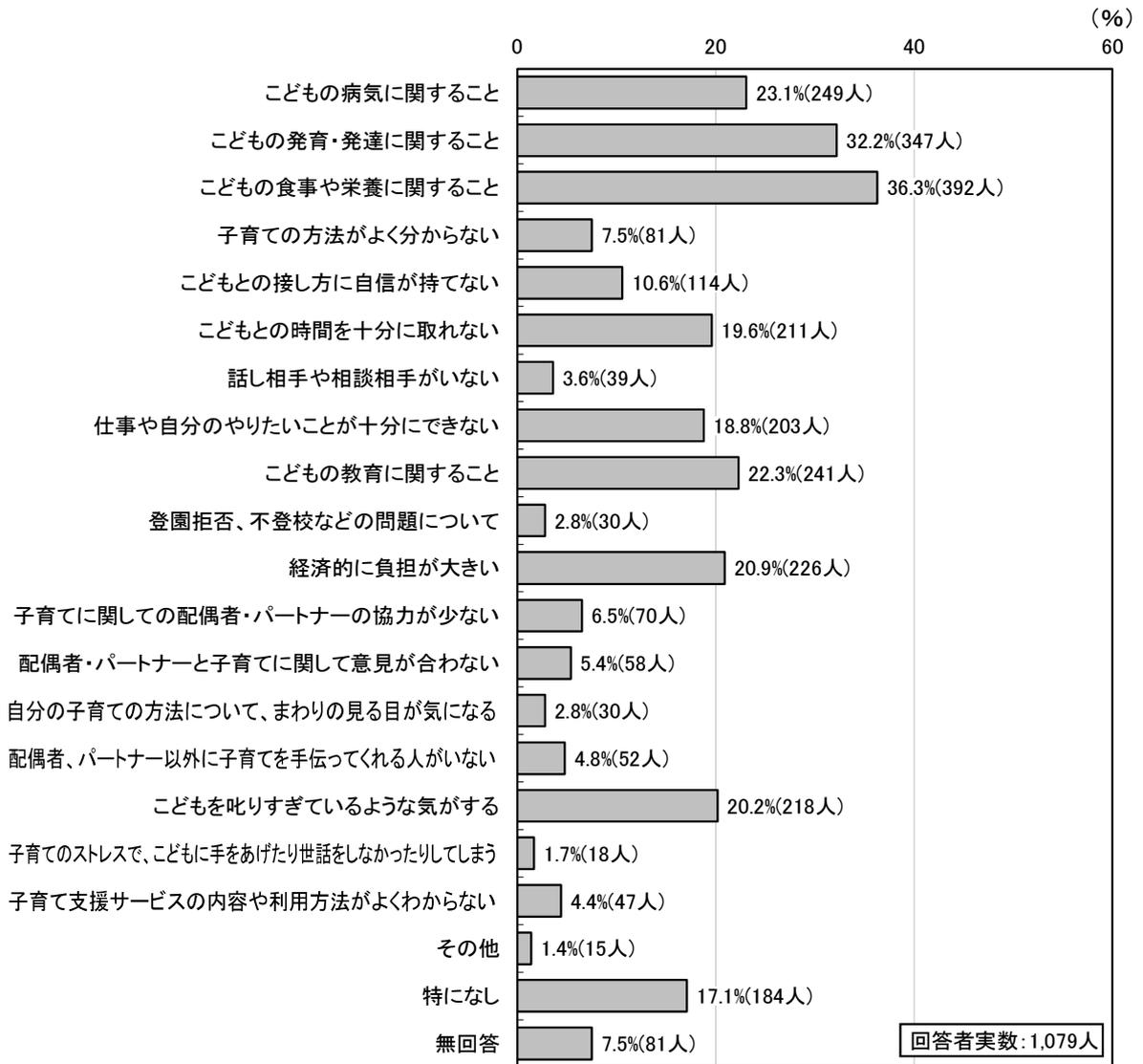
(前回)



③悩み事、困っていることの内容

「食事・栄養」、「発達・発育」といった、こどもの体のことについての悩み・困りごとが多い。また、「こどもの病気」、「こどもの教育」、「経済的負担」、「叱りすぎてはいないかという不安」といった悩みも比較的高く見られる。

悩み事、困っていることの内容



保育施設の利用有無別に悩み事・困りごとをみると、利用していない保護者の方で、「発育・発達」、「食事・栄養」、「地域の子育てサービスの内容」等が高くなっている。

保育施設を利用している保護者では、「こどもとの時間が取れない」、「叱りすぎているような気がする」、「経済的負担」が多く、保育施設の利用有無によって、抱えている悩みや困りごとに違いが見られる。

相談や保護者支援においては、こういった点を踏まえた対応が必要である。

教育・保育サービスの利用有無別 悩み事、困っていることの内容

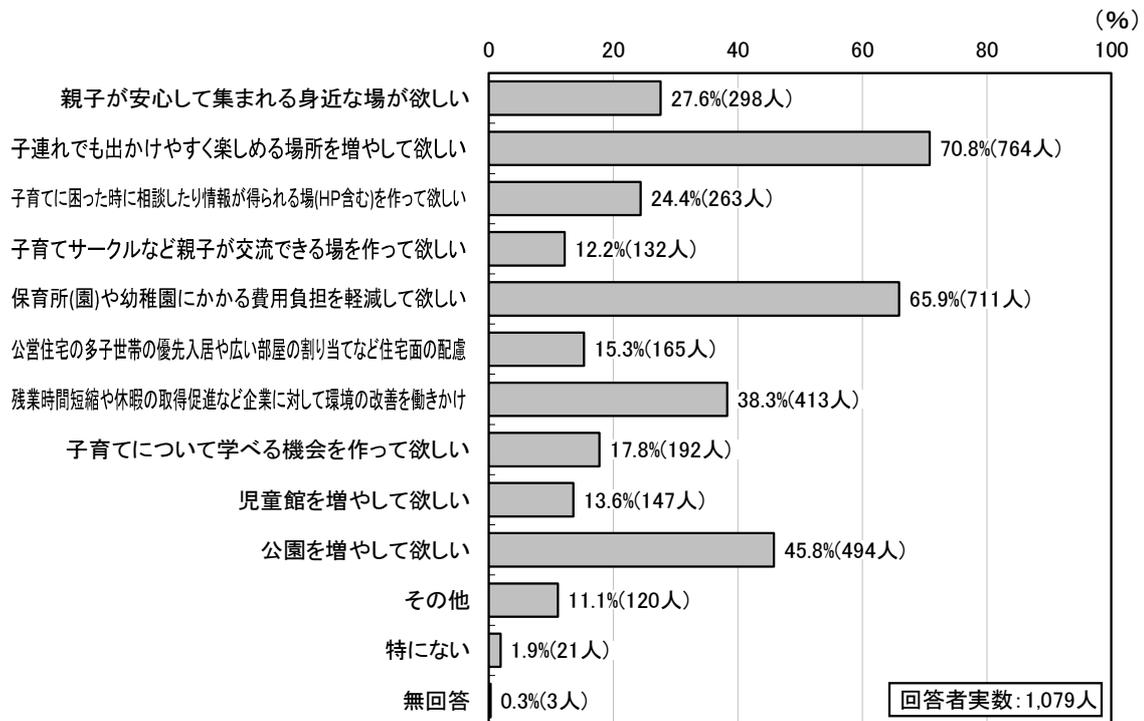
	回答者実数	こどもの病気にすること	こどもの発育・発達に関すること	こどもの食事や栄養に関すること	子育ての方法がよく分からない	こどもとの接し方に自信が持てない	こどもとの時間を十分に取れない	話し相手や相談相手がいない	仕事や自分のやりたいことが十分にできない	こどもの教育に関すること	登園拒否、不登校などの問題について	経済的に負担が大きい
利用している	912人	23.1% (211人)	31.0% (283人)	35.6% (325人)	7.2% (66人)	10.5% (96人)	22.0% (201人)	3.1% (28人)	19.2% (175人)	22.6% (206人)	3.0% (27人)	22.3% (203人)
利用していない	166人	22.3% (37人)	38.0% (63人)	39.8% (66人)	9.0% (15人)	10.8% (18人)	6.0% (10人)	6.6% (11人)	16.9% (28人)	21.1% (35人)	1.8% (3人)	13.9% (23人)

	回答者実数	子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ない	配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わない	自分の子育ての方法について、まわりの見る目が気になる	配偶者、パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	こどもを叱りすぎているような気がする	子育てのストレスで、こどもに手をあげたり世話をしなかつたりしてしまう	子育て支援サービスの内容や利用方法がよくわからない	その他	特になし	無回答
利用している	912人	6.3% (57人)	5.5% (50人)	2.3% (21人)	4.4% (40人)	22.7% (207人)	1.9% (17人)	3.2% (29人)	1.4% (13人)	16.4% (150人)	7.5% (68人)
利用していない	166人	7.8% (13人)	4.8% (8人)	5.4% (9人)	7.2% (12人)	6.6% (11人)	0.6% (1人)	10.8% (18人)	1.2% (2人)	20.5% (34人)	7.8% (13人)

④充実してほしい子育て支援の内容

就学前の保護者が求める子育て支援としては、「子連れで出かけられる場所」、「保育所(園)や幼稚園に係る費用負担軽減」が7割前後を占め、特に高い。また、「公園を増やしてほしい」も4割半ばあり、3番目に高くなっている。

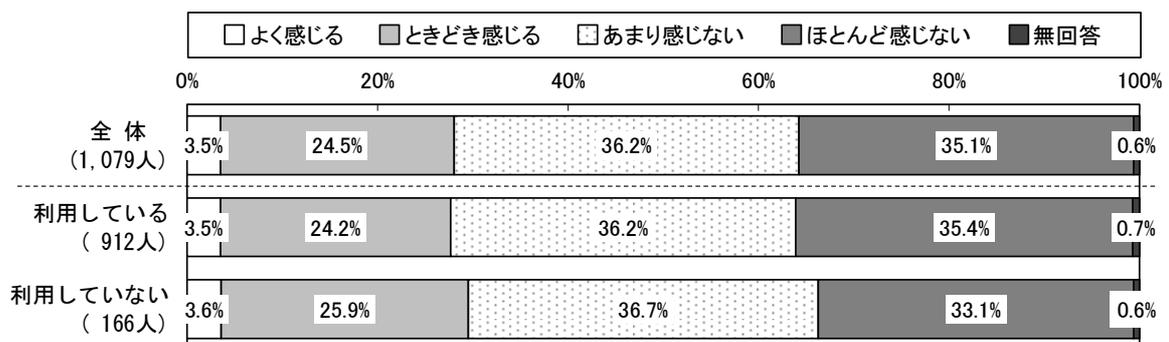
充実してほしい子育て支援の内容



⑤孤独を感じるとき

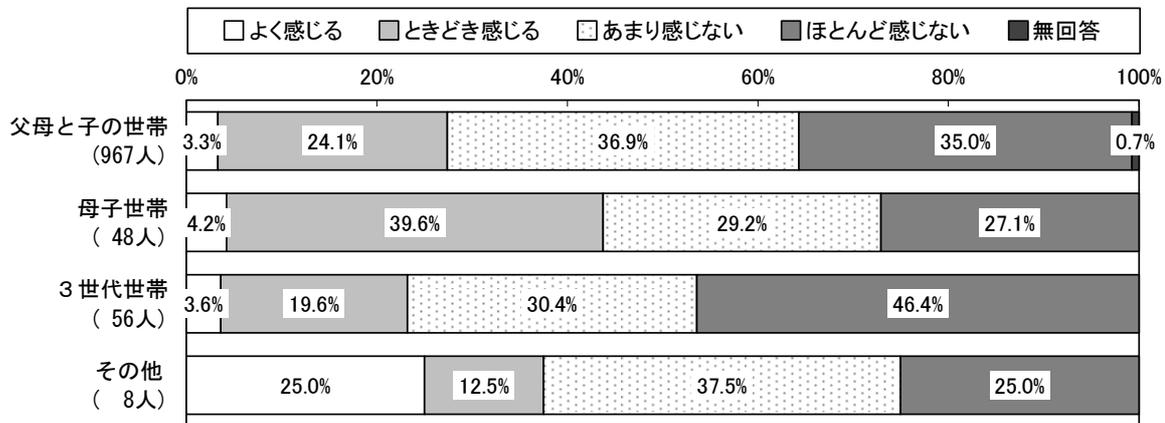
子育て家庭の孤立感をみると、「よく感じる」、「時々感じる」と合わせた“孤立を感じる”という割合は、28.0%となる。また、保育施設の利用有無別にみると、「利用している」では“孤独感あり”は27.7%、「利用していない」では29.5%を占める。

全体・教育・保育サービスの利用有無別 孤独を感じるとき

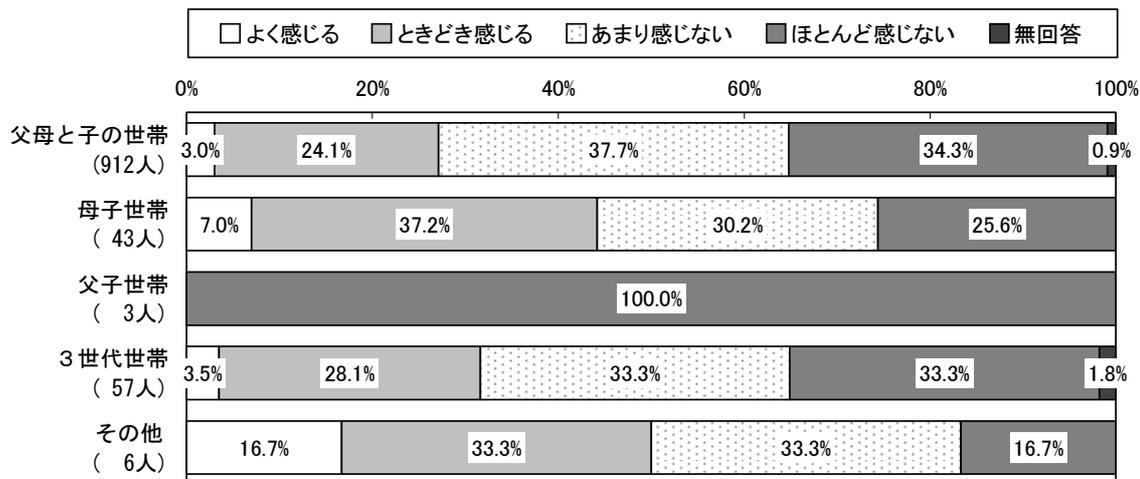


世帯構成別でみると、母子世帯の“孤独感あり”は43.8%と他の世帯より高くなっている。前回調査時と同程度の孤立感である。(前回調査では44.2%)

世帯構成別 孤独を感じる時



(前回)



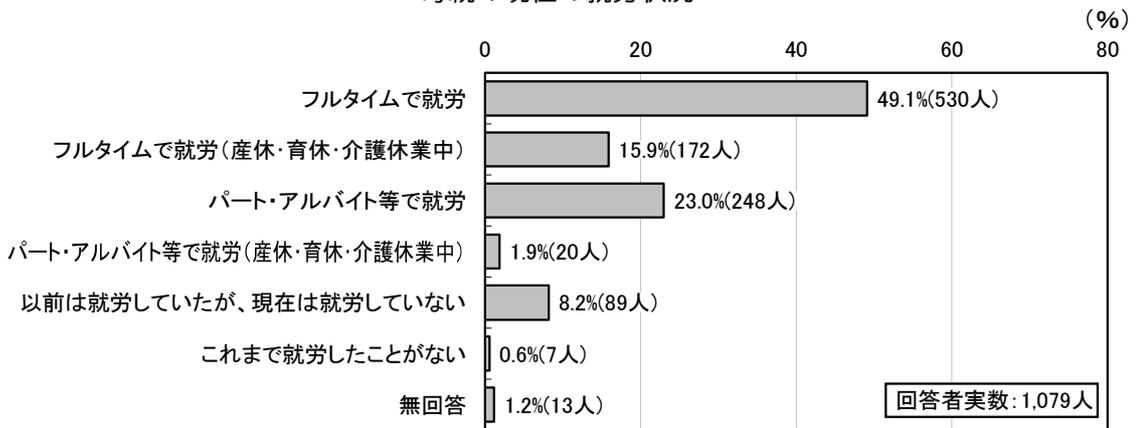
(2)-2 母親の就労状況

①母親の現在の就労状況

就労している母親は、就学前児童保護者で 89.9%となっている。フルタイムでの勤務は 65.0% (49.1%+15.9%)、パート・アルバイト等での勤務は 24.9%(23.0%+1.9%)である。全国的にも共働き家庭は増加傾向にあるが、本町の母親の就労率は極めて高い。なお、就労していない母親は 8.8%(8.2%+0.6%)であった。

前回調査時よりも、働く母親の割合が上昇している。

母親の現在の就労状況



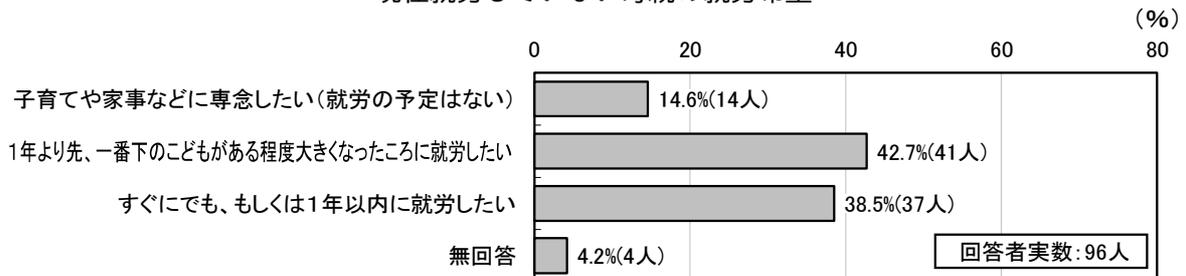
(前回)

就労している母親は、就学前児童保護者で 83.0%となっている。フルタイムでの勤務は 61.1% (43.1%+18.0%)、パート・アルバイト等での勤務は 21.9%(18.9%+3.0%)である。なお、就労していない母親は 16.0%(14.9%+1.1%)であった。

②現在就労していない母親の就労希望

就労していない母親のうち、「すぐにでも働きたい」と考えている割合は就学前児童保護者で 38.5%となっている。「1年より先、一番下のこどもがある程度大きくなったところに就労したい」は 42.7%であり、これらを合わせると 81.2%が就労を希望している。

現在就労していない母親の就労希望

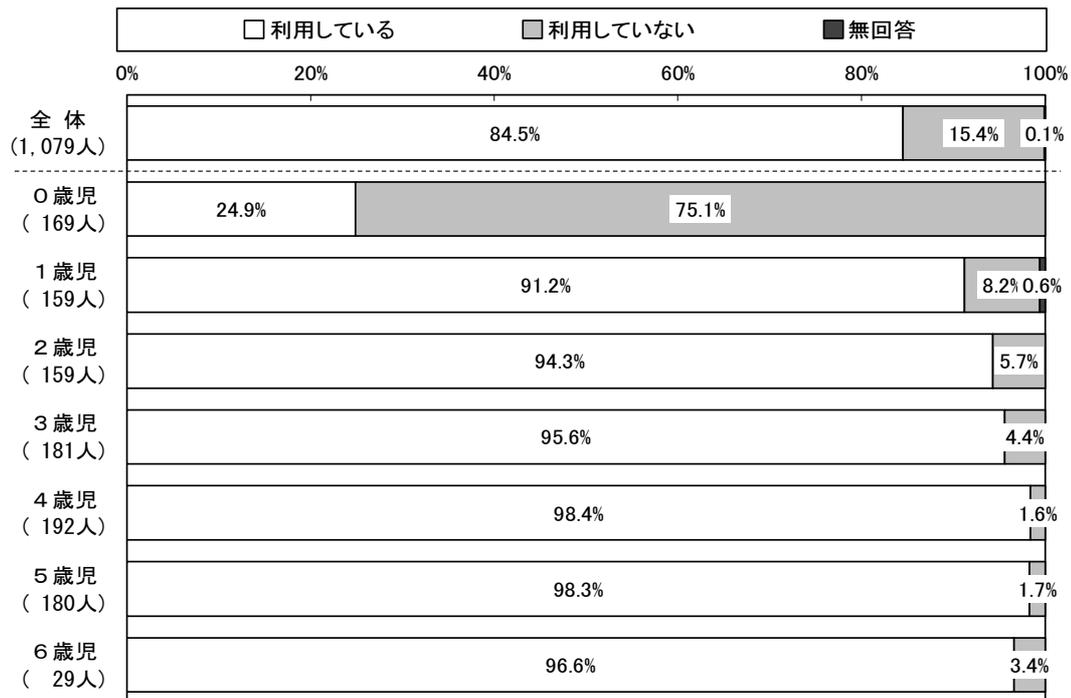


(2)-3 教育・保育サービスの利用について

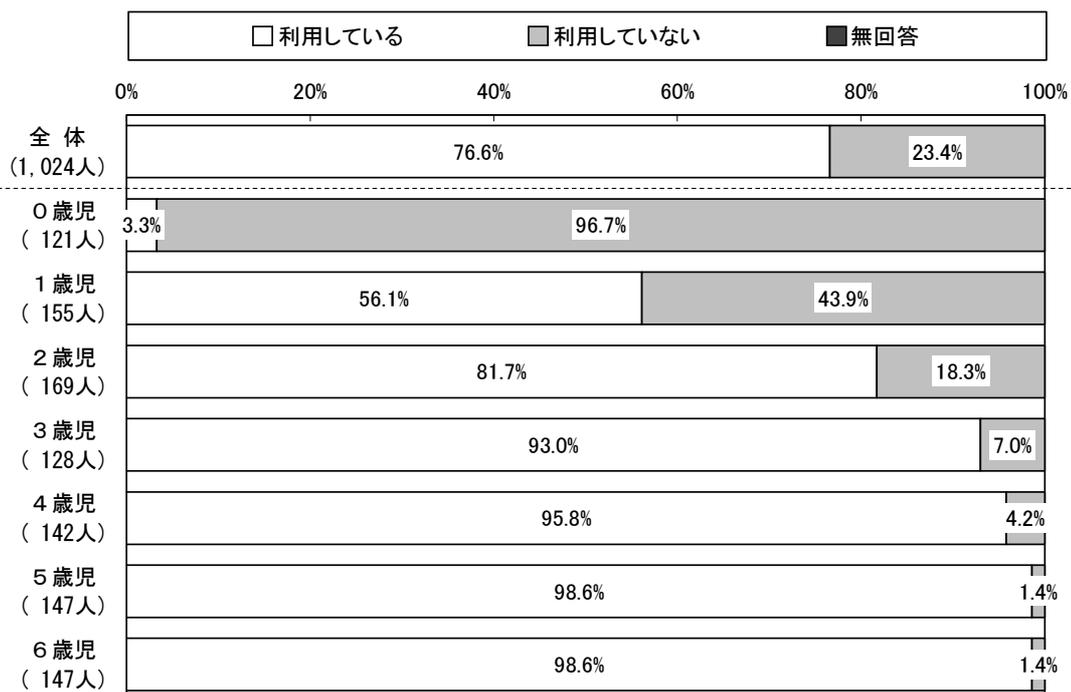
①教育・保育のサービスの利用の有無

保育施設等の利用有無をみると、ほぼすべての年齢で利用率が上昇している。前回調査時は、1歳児、2歳児の利用率が9割に満たなかったが、今回調査では9割を超えている。

全体・こどもの年齢別 教育・保育のサービスの利用の有無



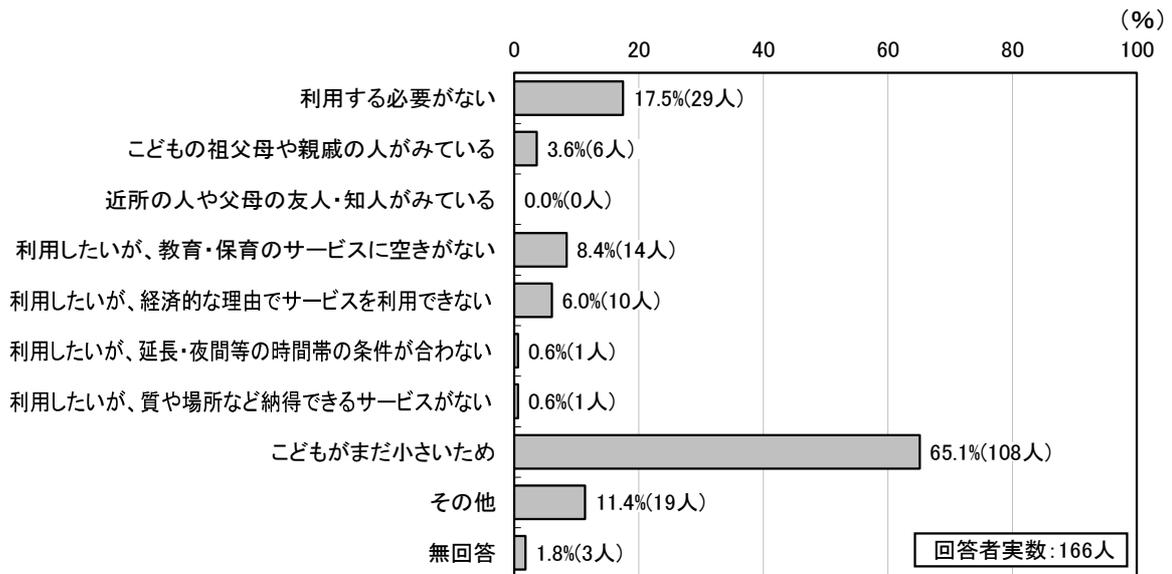
(前回)



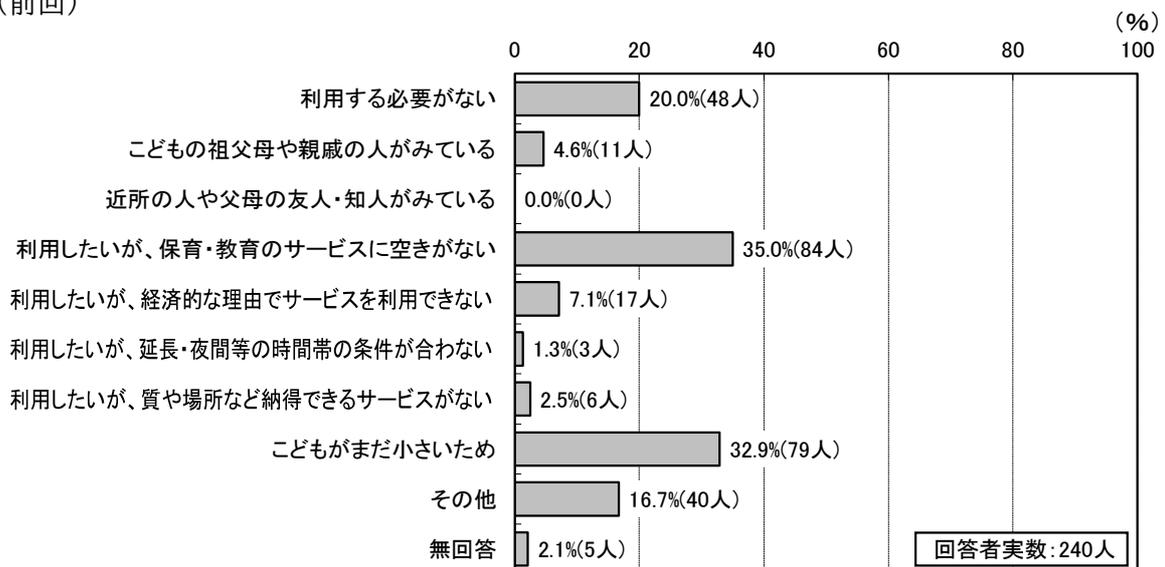
②教育・保育サービスを利用していない理由

保育施設等を利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため」という回答が 65.1%で最も高く、「空きがない」という回答は 8.4%となっている。前回調査時には、「空きがない」という回答が 35.0%あり、今回調査では大幅に減少している。空きがないという回答は、1～3歳の低年齢児が多い。

教育・保育サービスを利用していない理由



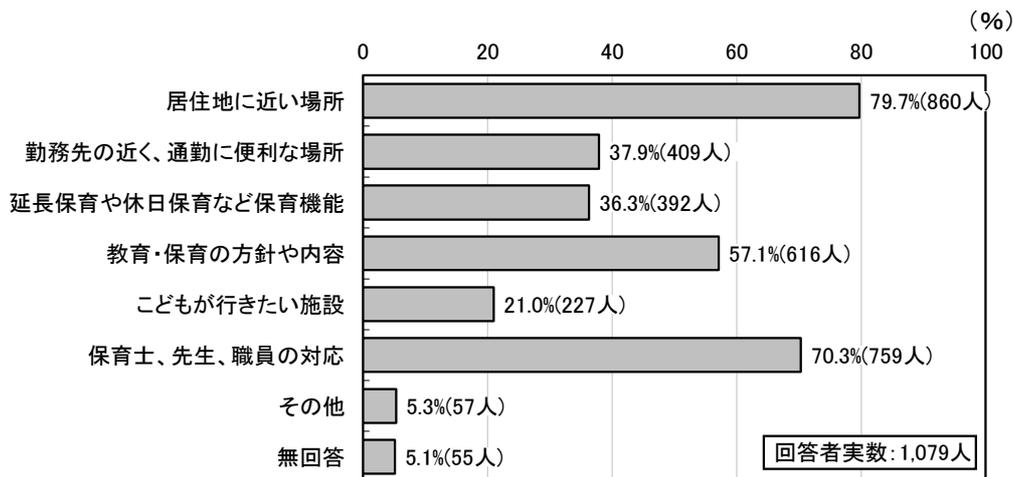
(前回)



③教育・保育サービスを選ぶときに重視すること

教育・保育サービスを選ぶ際に重視することとしては、「居住地に近い場所」が約8割を占めて最も多い。そのほか、「保育士、先生、職員の対応」が7割、「教育・保育の方針や内容」が6割近くを占めており、教育・保育の質にも関心が高いことがわかる。

教育・保育サービスを選ぶときに重視すること

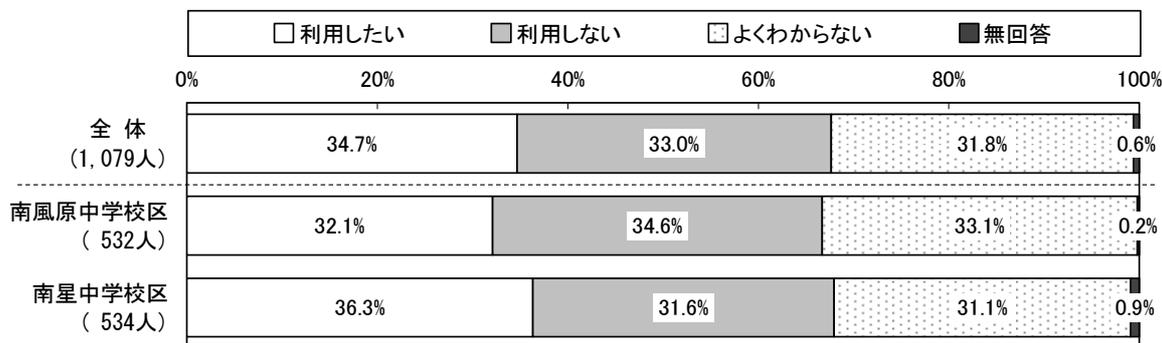


④公立幼稚園での3年保育の利用意向

公立幼稚園での3歳児からの3年保育ニーズを確認したところ、「利用したい」が3割半ばとなっている。また「よくわからない」という回答も3割程度ある。

中学校区別にみると、「利用したい」は南星中学校区の方が、南風原中学校区より若干高くなっている。

全体・中学校区別 公立幼稚園での3年保育の利用意向



⑤公立幼稚園(3年保育)を利用する際の条件について

公立幼稚園がどのような利用条件になれば、保育所(園)や認定こども園よりも利用したいと思うか。利用する際の条件について尋ねた。

以下、記入の多い声について記載する。

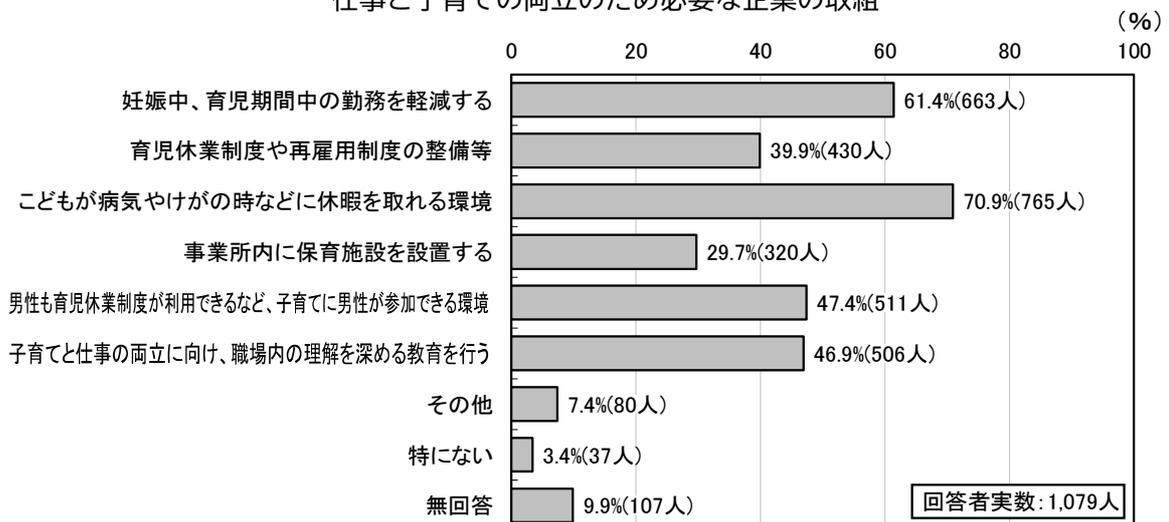
<p>1. 保育時間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ●迎えの時間を延ばす(17時30分、18時頃まで) ●朝の受け入れ時間を7時開始 ●預かり保育時間の延長 ●保育所(園)と同じ利用時間 <p>2. 土日・長期休暇の預かり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土日の保育 ●長期休みの受け入れ ●休暇中の給食提供(夏休みも給食あり、週1は弁当) <p>3. 保育環境の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こどもに寄り添った保育 ●保育士の配置人数の確保 ●体を使った遊びの充実 ●教育内容の充実(英語、数字、ひらがな、体育など) <p>4. 一貫した保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ●0～5歳児まで一貫して通う保育 ●3歳までは保育所(園)を利用したい 	<p>5. 施設の充実と利用のしやすさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●駐車場の確保(送迎や雨天時の負担軽減) ●幼稚園と保育所(園)の違いが分からないための不安解消 ●施設環境の整備(遊ぶ環境の充実) ●安心して預けられる環境の提供 <p>6. 情報共有とコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日々のこどもの様子の共有(「今日何をしたか?」など) ●行事やお知らせのしっかりした伝達 <p>7. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ●弁当持参の日の減少 ●公立幼稚園、保育所(園)、認定こども園の違いの周知
---	---

(2)-4 子育てと仕事の両立について

①仕事と子育ての両立のため必要な企業の取組

仕事と子育ての両立のために必要な企業の取組としては、「こどもが病気やけがの時などに休暇をとれる環境」が最も高く、次いで「妊娠中、育児期間中の勤務の軽減」となっている。その他、「子育てと仕事の両立についての職場の理解」、「男性が子育てに参加できる環境を求める声」も高くなっている。

仕事と子育ての両立のため必要な企業の取組

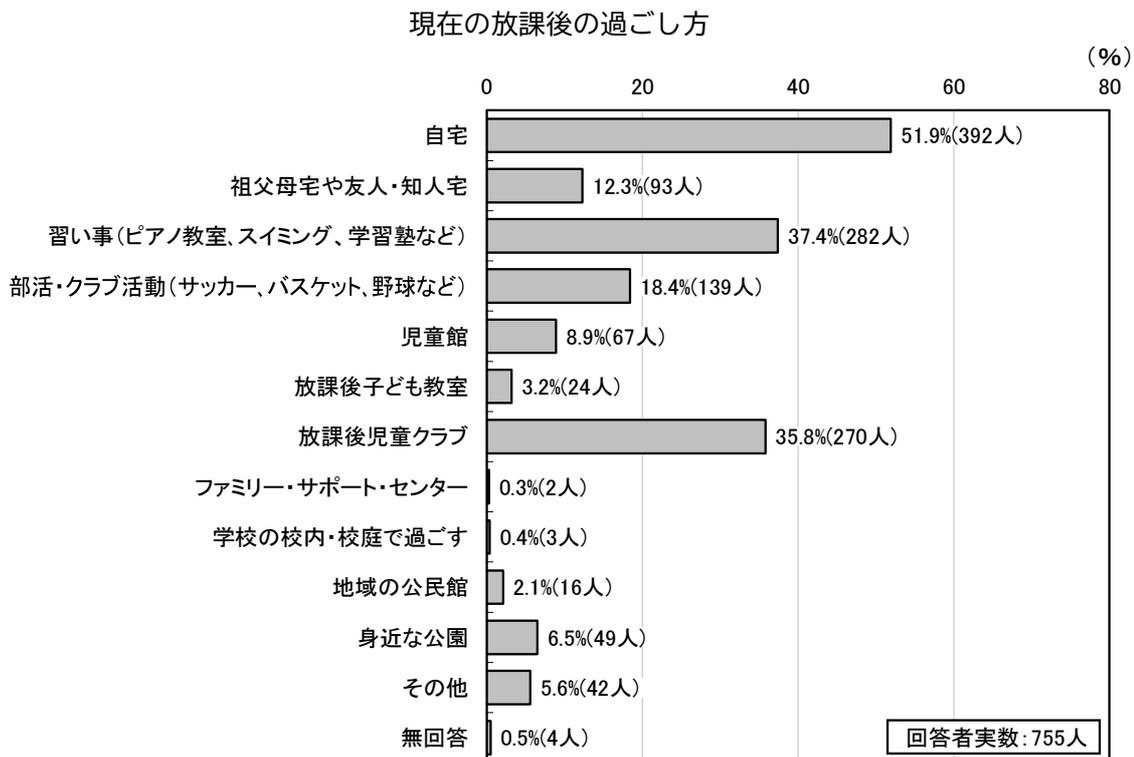


(3)小学生保護者調査の調査結果より

(3)-1 放課後の過ごし方について

①現在の放課後の過ごし方

放課後は自宅で過ごすという回答が最も高いほか、「習い事」、「放課後児童クラブ」という回答が高い。

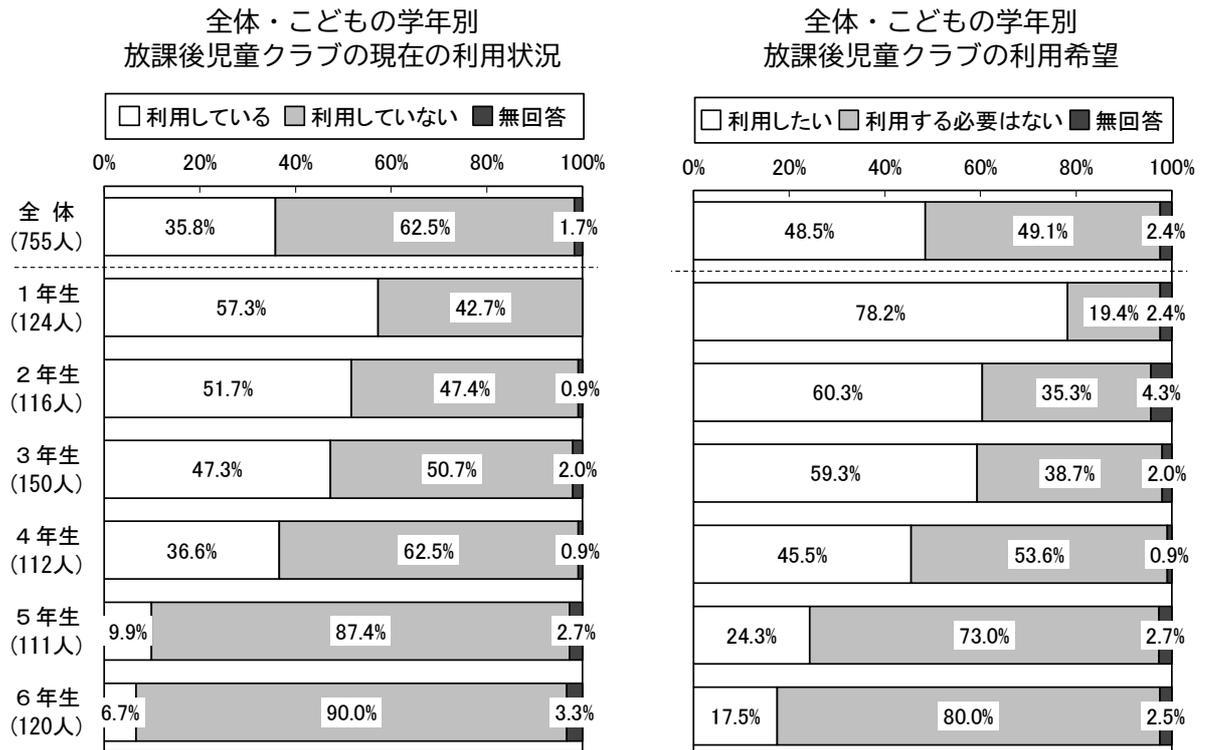


(3)-2 放課後児童クラブ(学童保育)の利用について

①放課後児童クラブ(学童保育)の現在の利用状況と利用希望

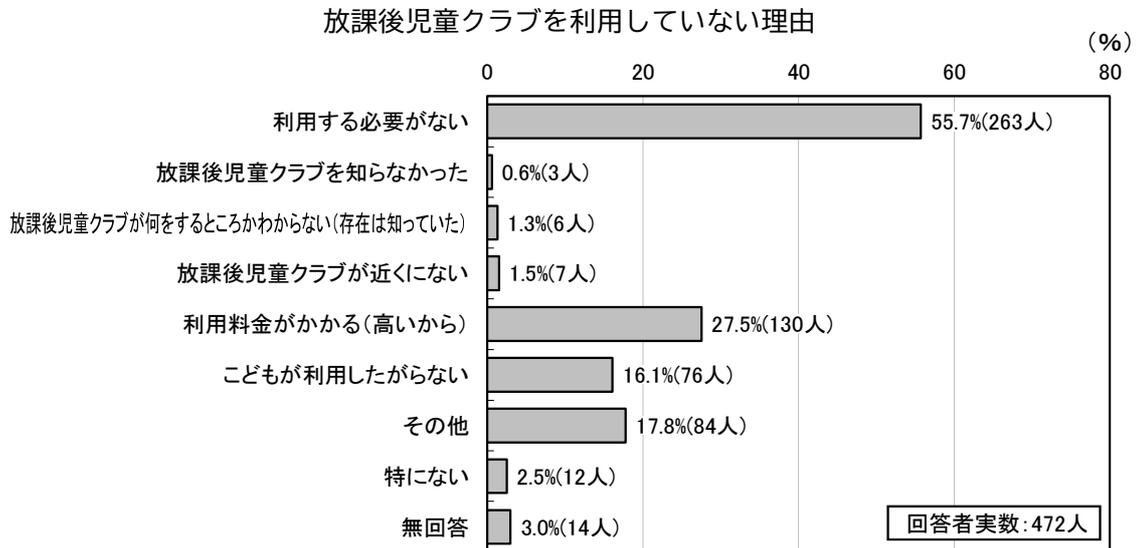
放課後児童クラブの利用は約3割半ば、利用希望は5割近くとなっている。

放課後児童クラブの利用希望を学年別にみると、1年生では8割近くを占め、2年生では6割半ばを占めている。3年生以上でも利用したいという声があり、4年生で4割半ば、5年生で2割半ば、6年生では1割半ばとなっている。



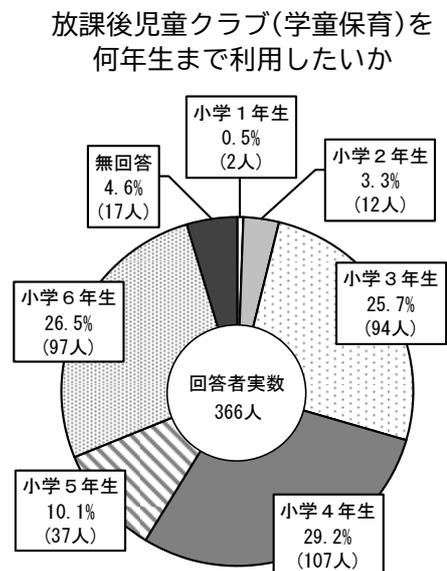
②放課後児童クラブ(学童保育)を利用していない理由

放課後児童クラブを利用していない理由としては「利用料金がかかるから(高いから)」という回答が2割余りとなっている。



③放課後児童クラブ(学童保育)を何年生まで利用したいか

放課後児童クラブを何年生まで利用させたいか尋ねたところ、「4年生」が約3割、「6年生」と「3年生」が2割半ばとなっている。高学年まで利用したいという声が大半を占めている。



(4)自由回答のまとめ

①-1 就学前児童保護者調査結果より

就学前児童保護者調査では、以下のような声が寄せられた。

No.	意見 記述カテゴリ	676 件	No.	意見 記述カテゴリ	
1	経済的負担の軽減	85 件	21	相談・講座	7 件
2	保育サービスの利用	44 件	22	手続き	7 件
3	遊び場	44 件	23	図書館	6 件
4	公立幼稚園	38 件	24	習い事	6 件
5	仕事と子育ての両立	34 件	25	5歳児保育	6 件
6	土曜日の保育	31 件	26	医療機関	5 件
7	人材確保・質の向上	30 件	27	イベント	5 件
8	子育て支援	28 件	28	居場所	4 件
9	母子保健	25 件	29	父親の育児参加	4 件
10	待機児童対策	22 件	30	休日保育	3 件
11	病児保育	20 件	31	児童館	3 件
12	保育現場	19 件	32	交流機会	3 件
13	情報提供	19 件	33	夜間保育	2 件
14	放課後児童クラブ	19 件	34	ひとり親支援	2 件
15	行政	15 件	35	アンケート	2 件
16	一時預かり	14 件	36	教育	2 件
17	道路・交通	14 件	37	体験機会	1 件
18	発達支援・障がい児	11 件	38	ファミサポ	1 件
19	認定こども園	11 件	39	延長保育	1 件
20	給食	10 件	40	その他	73 件

①-2 主な記述内容（就学前児童保護者）

★経済的負担

（0歳児から2歳児の保育料が高い、多子世帯への経済的支援、非課税世帯以外への支援、給食費の無償化、現物給付などの支援（おむつ、ミルクなど）、制服や学校にかかる費用軽減、産休・育休の手当の充実、児童手当の増額、病児保育利用料の値下げ など）

★保育サービスの利用

（兄弟児は同じ園にしてほしい、育休明けなど年度途中での入所が困難、希望するタイミングで希望する園に入りたい、育休中に兄弟児の保育時間が保育短時間になることへの不満、0歳から入園しないと保育所（園）に入れない、親の就労に関係なく保育所（園）を利用できるようにしてほしい、保育所（園）の利用決定通知が遅い、母親が仕事をしていなくても預けられるようにしてほしい（数時間だけでも）、育休中でも標準時間保育にしてほしい、入所申し込みの電子化、日曜日の保育希望、7時から預けたい など）

★遊び場

（公園の増加、広々とした公園が欲しい、雨天時に遊べる場所、日陰がある公園、自然とふれあえる場所、公園の駐車場充実、室内で遊べるアスレチック施設、公園のトイレが汚い、遊具の充実、幼児向けの遊具の充実、安全な公園 など）

★公立幼稚園

（預かり保育の時間が短い、3年保育の実施、週1回の「お弁当の日」への不満、長期休暇中の毎日お弁当への不満、夏休みも給食にしてほしい、制服の購入負担（登園時のみの着用の必要性）、遊具の修繕、認定こども園への移行希望、行事を土日にしてほしい、土曜日を預けやすいようにしてほしい など）

★仕事と子育ての両立

（産休・育休制度の充実、男性の育児休業が取得しやすい環境が必要、育児休業給付金の充実、家事・育児で母親の方が負担大きい、短時間勤務しやすい職場環境が必要、仕事と子育てについて職場の理解向上、こどもが病気の時に休みやすくしてほしい、仕事中心で家事・育児を二の次にしなくてはならない職場への不満 など）

★土曜日の預かり

（土曜日預けにくい雰囲気がある、「土曜日預けるなら平日に1日休ませてください」と言われる、理由や勤務証明書などを提出させる、土曜日保育は有料にして平日保育と差別化してほしい など）

★人材確保・質の向上

（保育士の確保が必要、保育士不足で延長保育や一時預かりができないと困る、保育士の待遇をよくする、保育士が余裕を持って働ける環境が必要、保育士養成のサポート、保育士の負担を減らす、保育士へのサポート体制の強化 など）

★地域子育て支援

(家事援助のサービスがあったらよい、一時預かりの充実、地域子育て支援センターの充実(増やしてほしい、閉鎖したセンターの再開希望、ちむぐくる館にほしい、情報がない など)、親の就労に関わらず預けられる園がほしい など)

★母子保健

(産後ケアの充実(だれでも利用できるように、宿泊型の産後ケアの希望、産後ケアは良かった、産後の1年間程度の定期訪問希望、産後ケアの回数増加)、出産後の訪問はあったがその後のフォローがない、健診が混雑していてちゃんと診てくれているか不安、予防接種の充実 など)

★待機児童

(待機児童の解消、待機児童になってつらかった、保育所(園)に入れないから働けなくて困る、仕事を辞めなければならなかった、保育所(園)が少ない、年度途中の保育申込みへの不満 など)

★病児保育

(病児保育の施設が少ない、病児保育の枠を増やしてほしい、診察してからの預かりなので仕事に行くのが遅くなる(午後など)、利用料金の負担感 など)

②-1 小学生保護者調査結果より

小学生保護者調査では、以下のような声が寄せられた。

No.	意見 記述カテゴリ	333 件	No.	意見 記述カテゴリ	
1	経済的負担の軽減	65 件	22	人材確保・質の向上・支援	3 件
2	道路・交通	30 件	23	ひとり親家庭の支援	2 件
3	遊び場	27 件	24	公立幼稚園	2 件
4	放課後児童クラブの受け入れ	18 件	25	施設	2 件
5	居場所	17 件	26	就学援助	2 件
6	放課後児童クラブ	15 件	27	習い事	2 件
7	児童館	15 件	28	相談	2 件
8	放課後児童クラブの利用料	11 件	29	地域	2 件
9	学校	11 件	30	医療機関	2 件
10	教育	8 件	31	子育て支援	2 件
11	給食	7 件	32	母子保健	2 件
12	保育サービス	6 件	33	イベント	2 件
13	学校施設	5 件	34	学習支援	2 件
14	図書館	4 件	35	困難を抱えるこどもの支援	2 件
15	病児保育	4 件	36	行政	1 件
16	体験機会	4 件	37	クラブ活動	1 件
17	情報提供	4 件	38	土日の預かり	1 件
18	仕事と子育ての両立	4 件	39	発達支援・障がい児	1 件
19	地域の安全	4 件	40	父親の育児参加	1 件
20	アンケート	3 件	41	その他	34 件
21	手続き	3 件			

②-2 主な記述内容（小学生保護者）

★経済的負担の軽減

（算数セットなど学校で使うものは備品にしてほしい、給食費の無償化、学用品に係る費用が多い、非課税世帯以外への支援、こども医療費無償化は助かっている、経済的に習い事をさせてあげられない、子育てに係る費用の負担軽減、小学生の兄弟児のいる世帯の保育料無償化 など）

★道路・交通

（歩道が狭い、歩道がない、通学路の安全確保、スクールバスで安全に登下校させたい、街灯がなくて危険、通学路の草刈りが必要 など）

★遊び場（意見が特に多い）

（気軽に行ける公園がほしい、自宅近くに公園がない、ボール遊びできる公園が欲しい、雨が降った時に遊べる場所、公園の草刈りが必要 など）

★放課後児童クラブの受け入れ

（放課後児童クラブの増加、1年生優先で受け入れてほしい、学童に入れず困っている、年度途中から入れなかった、希望者全員が入れるようにしてほしい など）

★居場所

（長期休みの時の居場所がほしい、放課後の学校が居場所になってほしい、学童をやめた後の高学年の居場所がほしい、勉強などできる場所が欲しい、回数で利用できる学童や居場所が必要 など）

★放課後児童クラブ

（様々な体験ができる場であってほしい、習い事をしていると学童を退所しなくてはならない、学校敷地内に学童があってほしい、長期休暇中だけ学童を利用したい、希望者全員が入れるようにしてほしい など）

★児童館

（昼休みをなくしてほしい、土曜日の開館希望、開館時間を早めてほしい（7時半、8時）、児童館が遠い、もっと利用したくなるようなイベントがあってほしい、安全面から駐車場整備してほしい など）

★放課後児童クラブの利用料

（学童の利用料が高い、兄弟児がいる場合の利用料負担が大きい など）

★学校

（算数セットなど、学校の備品にしてほしい、学校を早めに開けてほしい など）

★教育

（宿題対応に時間がかかり共働きには負担である、教科担当制、放課後に校長先生や教科担当の特別授業で知識を増やすようにしてほしい など）

★給食

（品数が少ない、食の安全性に力を入れてほしい など）

4. こども・若者の声の把握（ヒアリング・アンケート等より）

(1)調査の概要・対象

①目的

こども基本法第11条の「市町村は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。」を踏まえ、こども・若者の声を聞き、意見を反映したまちづくり及び計画策定を行うために、小学生、中学生、高校生、若者(18歳から39歳)の各ライフステージ別にアンケート調査を実施しました。

②調査対象者と調査方法

- ・小学生（児童館利用者）
- ・中学生（学校でのWEB調査）
- ・高校生（学校でのWEB調査、意見交換会）
- ・若者の世代（18歳～39歳／郵送による調査の実施）

③回収状況

- ・小学生（児童館利用者）：回収数 215 件
- ・中学生：回収数 1,116 件
- ・高校生：回収数 610 件
- ・若者の世代：回収数 447 件

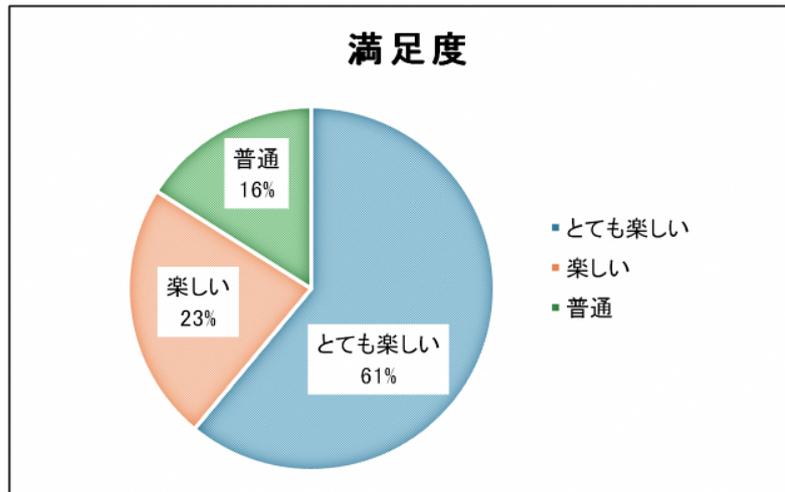
(2)小学生の声（児童館利用者）

①児童館の満足度

児童館の満足度を尋ねたところ、「とても楽しい」、「楽しい」という回答が8割を超えている。理由としては、「ゲンペー(遊びの名称)ができる」、「友達がいる」、「いろんな遊び場出来る」をあげる児童が多い。その一方で、勉強や宿題ができることを上げる児童も見られた。

※勉強や宿題ができることをあげた児童は、主に低学年からであった。

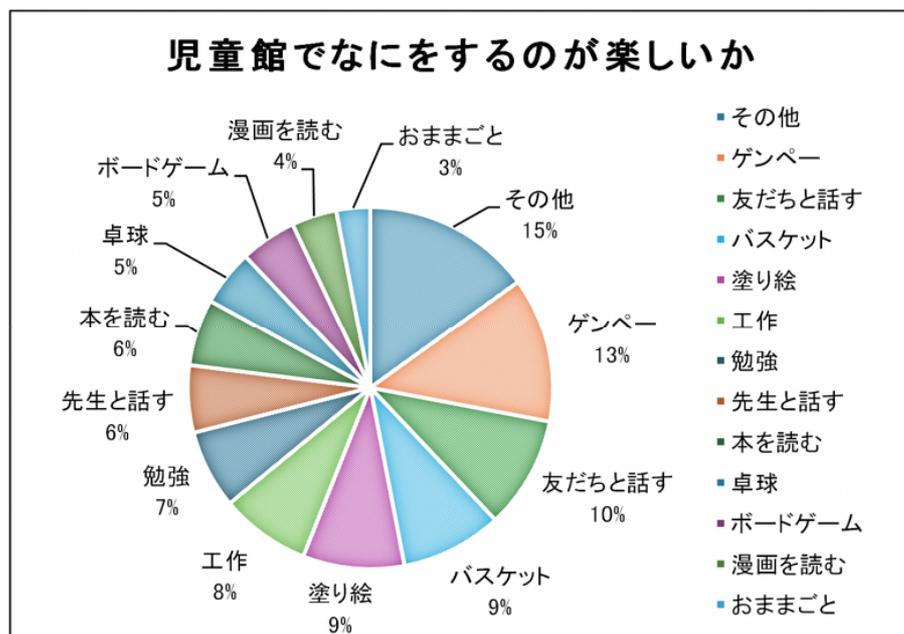
※遊び以外の理由として、「先生がいる」という回答も見られた。



②児童館で楽しいこと

児童館で楽しいこととしては、「その他」を除いて一番多い回答が「ゲンペー」であった。また、「友達と話す」、「バスケット(ボール)」と続いている。塗り絵や工作も人気が高い傾向がある。

「その他」の内訳としては、「バレー」、「ドッジボール」、「バドミントン」といったスポーツが多く見られた。



③児童館に伝えたいこと、児童館にあったらいいもの

○伝えたいこと

- ・遊戯室にクーラーを設置してほしいとの意見がすべての児童館から複数挙がり、対面での聞き取りの中でも非常に多い意見となった。
- ・自分の好きな遊びをもっとしたいといった要望はどこの児童館からも挙がった。イベント拡充(お出かけしたいなど)の要望は一部の児童館からのみであった。
- ・遊びやすい方法として、学年を分けたらどうか、時間ごとに遊び方のルールを決めてはどうかと提案する声もあった。

○あったらいいもの

- ・ゲームが欲しいという意見も一定数どこの児童館からも挙がった。一方で児童館はゲームをするところじゃないので必要ないといった真逆の意見もあった。
- ・既に児童館にある一輪車やバレーボール等を挙げる意見があり、対面での聞き取りによると数を増やしてほしいという趣旨であった。
※一方でスペースの都合上、これ以上増やせない実情がある。
- ・おやつ、お菓子を増やしてほしいという意見も挙がった。
- ・今のままでいい、充分楽しいといった好意的な意見も数多く挙がった。

5. こどもが過ごしやすい町になるために、大人にしてほしい事は何か

- ・優しくしてほしい、褒めてほしい、怒らない、遊んでほしいといった、こども側に寄り添うことを求める意見がどこの児童館からも挙げられたほか、みんな(大人に)仲良くしてほしいと願う意見も挙がった。
- ・その他、こどもが行きたくなるイベントを増やす、もっと遊べる場所を増やすという意見が挙がった。
- ・充分過ごしやすい、意見はない、ありがとうという回答も多く、要望ばかりでは無かった。

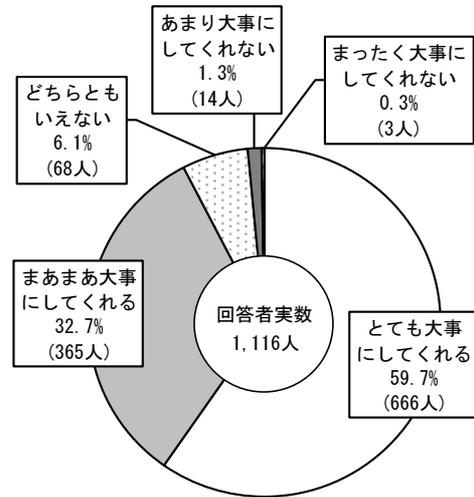
(3)中学生、高校生の声

①あなたの意見を大事にしてくれるか

中学生に、保護者は、あなたについてのことを決めるとき、あなたの意見を大事にしてくれるかについては、「とても大事にしてくれる」が 59.7%と6割を占め高く、次いで「まあまあ大事にしてくれる」が 32.7%と“意見を大事にしてくれる”という回答は 92.4%となっている。

また、「どちらともいえない」が 6.1%、「あまり大事にしてくれない」(1.3%)と「まったく大事にしてくれない」(0.3%)を合わせた“意見を大事にしてくれない”という回答は 1.6%である

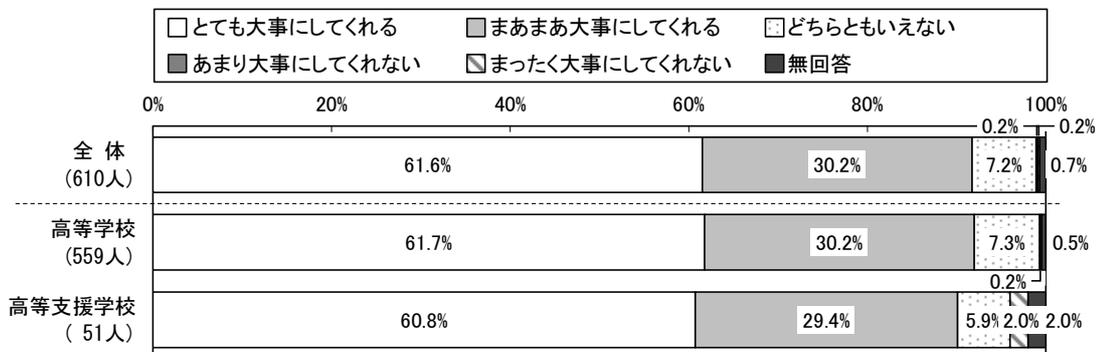
(中学生) あなたの意見を大事にしてくれるか



高校生では、「とても大事にしてくれる」が61.6%、「まあまあ大事にしてくれる」が 30.2%で、“意見を大事にしてくれる”という回答は 91.8%となっている。

また、「どちらともいえない」が7.2%、「あまり大事にしてくれない」と「まったく大事にしてくれない」(ともに 0.2%)を合わせた“意見を大事にしてくれない”という回答は 0.4%である。

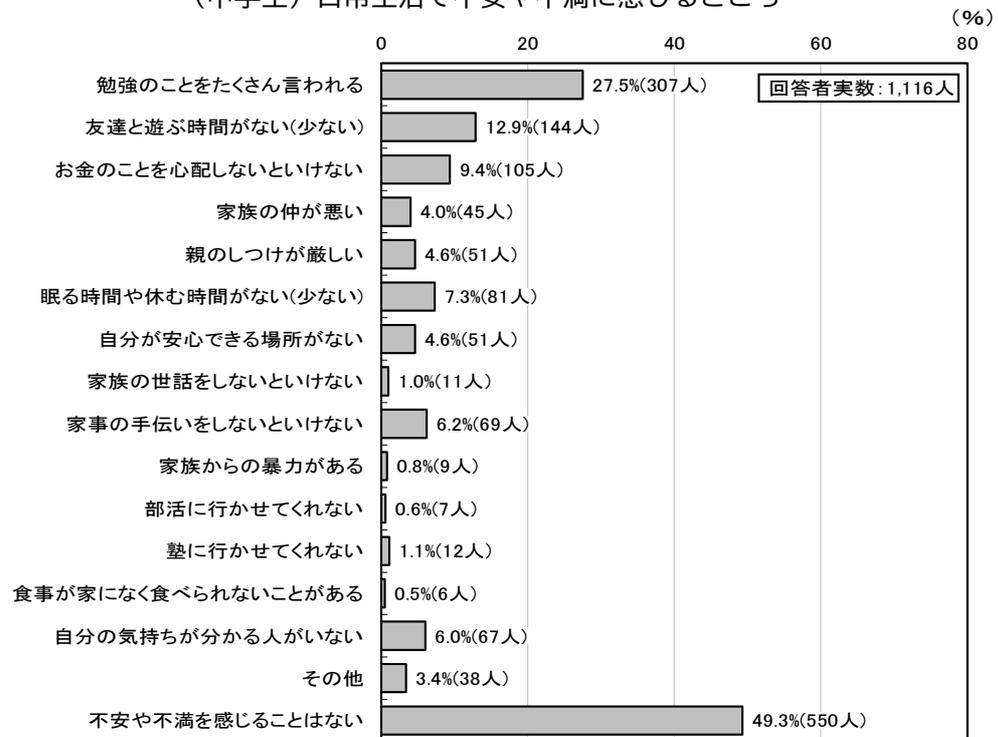
(高校生) あなたの意見を大事にしてくれるか



②日常生活で不安や不満に感じるところ

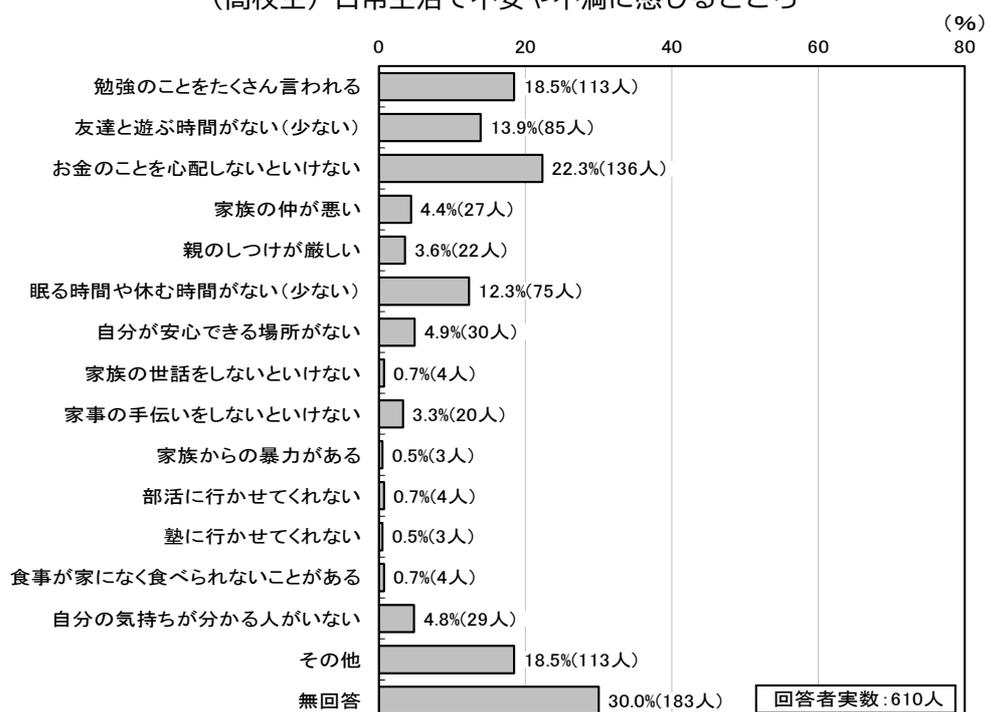
中学生では、「勉強のことをたくさん言われる」が27.5%、「友達と遊ぶ時間がない(少ない)」が12.9%、「お金のことを心配しないといけない」が9.4%で比較的高くなっている。

(中学生) 日常生活で不安や不満に感じるところ



高校生では、「お金のことを心配しないといけない」が22.3%で最も高く、次いで「勉強のことをたくさん言われる」が18.5%、「友達と遊ぶ時間がない(少ない)」が13.9%、「眠る時間や休む時間がない(少ない)」が12.3%となっている。

(高校生) 日常生活で不安や不満に感じるところ



(中学生)

意見の尊重度別にみると、「不安や不満を感じることはない」は、自分の意見を“大事にしてくれる”や“まあまあ大事にしてくれる”と回答した方で高くなっている。

“どちらともいえない”は、「勉強のことをたくさん言われる」が高く、自分の意見を“大事にしてくれる”や“まあまあ大事にしてくれる”という回答者では3割未満であるのに対し、5割近くを占めている。また、“どちらともいえない”では、「家事の手伝いをしないといけない」、「自分の気持ちが分かる人がいない」という回答も、“大事にしてくれる”や“まあまあ大事にしてくれる”と回答した方と比べて割合が高い。

(中学生) 意見の尊重度別 日常生活で不安や不満に感じるところ

	回答者実数	勉強のことをたくさん言われる	友達と遊ぶ時間がない(少ない)	お金のことを心配しないといけない	家族の仲が悪い	親のしつけが厳しい	眠る時間や休む時間がない(少ない)	自分が安心できる場所がない	家族の世話をしないと
とても大事にしてくれる	666人	23.6% (157人)	10.1% (67人)	5.9% (39人)	2.0% (13人)	1.5% (10人)	5.1% (34人)	2.7% (18人)	0.9% (6人)
まあまあ大事にしてくれる	365人	29.3% (107人)	17.0% (62人)	14.5% (53人)	4.7% (17人)	5.2% (19人)	9.0% (33人)	4.4% (16人)	0.5% (2人)
どちらともいえない	68人	48.5% (33人)	14.7% (10人)	10.3% (7人)	16.2% (11人)	22.1% (15人)	14.7% (10人)	22.1% (15人)	2.9% (2人)
あまり大事にしてくれない	14人	64.3% (9人)	28.6% (4人)	35.7% (5人)	21.4% (3人)	50.0% (7人)	21.4% (3人)	14.3% (2人)	7.1% (1人)
まったく大事にしてくれない	3人	33.3% (1人)	33.3% (1人)	33.3% (1人)	33.3% (1人)	0.0% (0人)	33.3% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)

	回答者実数	家事の手伝いをしないといけない	家族からの暴力がある	部活に行かせてくれない	塾に行かせてくれない	食事が家になく食べられないことがある	自分の気持ちが分かる人がいない	その他	不安や不満を感じることはない
とても大事にしてくれる	666人	3.9% (26人)	0.6% (4人)	0.6% (4人)	0.8% (5人)	0.6% (4人)	3.3% (22人)	2.6% (17人)	58.4% (389人)
まあまあ大事にしてくれる	365人	6.8% (25人)	0.5% (2人)	0.3% (1人)	1.1% (4人)	0.3% (1人)	6.6% (24人)	4.7% (17人)	39.5% (144人)
どちらともいえない	68人	20.6% (14人)	4.4% (3人)	1.5% (1人)	1.5% (1人)	1.5% (1人)	22.1% (15人)	4.4% (3人)	22.1% (15人)
あまり大事にしてくれない	14人	21.4% (3人)	0.0% (0人)	7.1% (1人)	14.3% (2人)	0.0% (0人)	35.7% (5人)	7.1% (1人)	7.1% (1人)
まったく大事にしてくれない	3人	33.3% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	33.3% (1人)	0.0% (0人)	33.3% (1人)

(高校生)

意見の尊重度別にみると、自分の意見を“大事にしてくれる”や“まあまあ大事にしてくれる”と回答した方では、「お金のことを心配しないといけない」、「勉強のことをたくさん言われる」が高くなっているが、“どちらともいえない”では、「お金のことを心配しないといけない」に続いて、「親のしつけが厳しい」、「自分が安心できる場所がない」、「友達と遊ぶ時間がない(少ない)」、「自分の気持ちが分かる人がいない」が20.5%の同率で高くなっている。

また、“どちらともいえない”では、「自分の気持ちが分かる人がいない」という回答が2割を占めており、“大事にしてくれる”や“まあまあ大事にしてくれる”

(高校生) 意見の尊重度別 日常生活で不安や不満に感じるところ

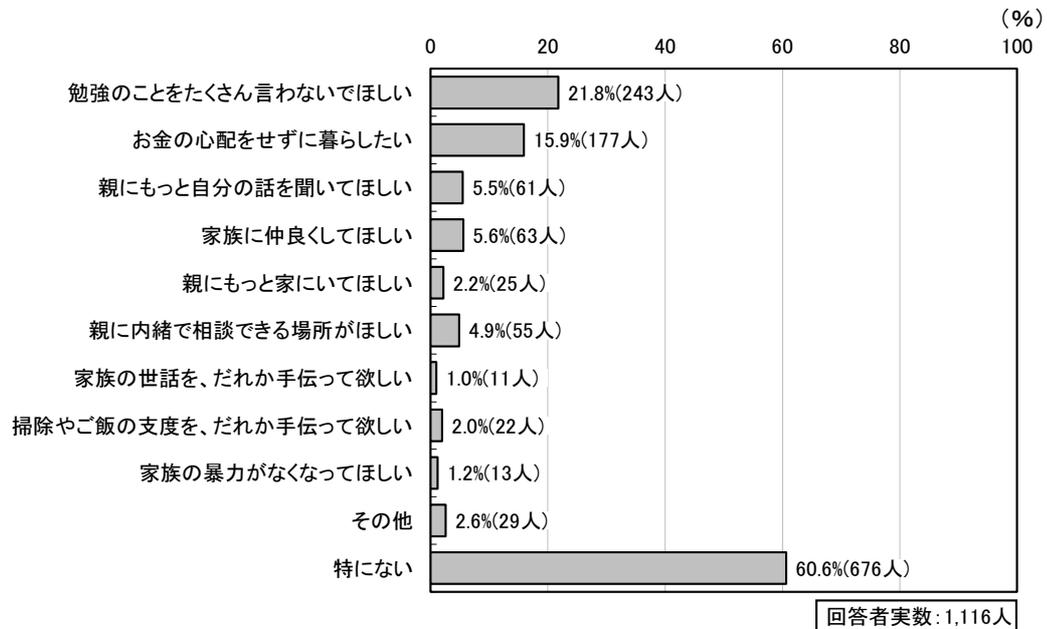
	回答者実数	勉強のことをたくさん言われる	友達と遊ぶ時間がない(少ない)	お金のことを心配しないといけない	家族の仲が悪い	親のしつけが厳しい	眠る時間や休む時間がない(少ない)	自分が安心できる場所がない	家族の世話をしないと
とても大事にしてくれる	376人	16.5% (62人)	14.9% (56人)	19.7% (74人)	2.4% (9人)	1.6% (6人)	12.2% (46人)	2.9% (11人)	1.1% (4人)
まあまあ大事にしてくれる	184人	22.8% (42人)	10.3% (19人)	26.6% (49人)	6.0% (11人)	3.8% (7人)	12.5% (23人)	4.9% (9人)	0.0% (0人)
どちらともいえない	44人	15.9% (7人)	20.5% (9人)	22.7% (10人)	15.9% (7人)	20.5% (9人)	11.4% (5人)	20.5% (9人)	0.0% (0人)
あまり大事にしてくれない	1人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	100.0% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
まったく大事にしてくれない	1人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)

	回答者実数	家事の手伝いをしないといけない	家族からの暴力がある	部活に行かせてくれない	塾に行かせてくれない	食事が家になく食べられないことがある	自分の気持ちが分かる人がいない	その他	無回答
とても大事にしてくれる	376人	2.7% (10人)	0.5% (2人)	0.5% (2人)	0.8% (3人)	0.8% (3人)	2.7% (10人)	19.4% (73人)	33.0% (124人)
まあまあ大事にしてくれる	184人	4.9% (9人)	0.5% (1人)	1.1% (2人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	5.4% (10人)	19.0% (35人)	23.4% (43人)
どちらともいえない	44人	2.3% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	2.3% (1人)	20.5% (9人)	11.4% (5人)	29.5% (13人)
あまり大事にしてくれない	1人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
まったく大事にしてくれない	1人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	100.0% (1人)

③日常生活で、もっとこうなったらいいなと思うところ

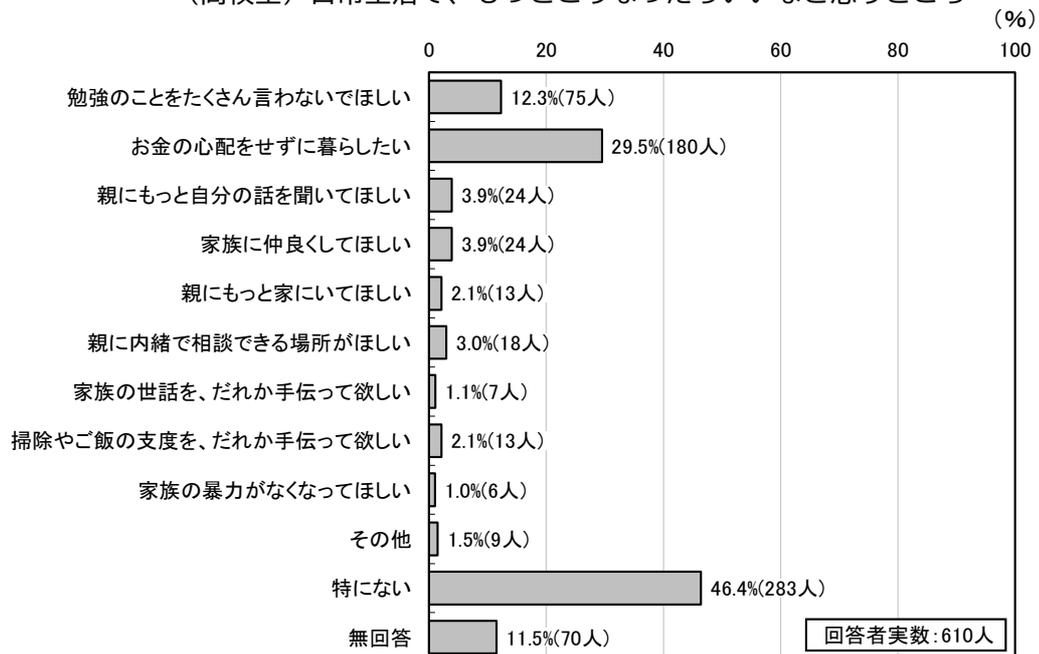
中学生では、「特にない」が 60.6%と最も高くなっている。具体的な内容については、「勉強のことをたくさん言わないでほしい」が 21.8%、「お金の心配をせずに暮らしたい」が 15.9%で高くなっている。

(中学生) 日常生活で、もっとこうなったらいいなと思うところ



高校生では、「特にない」が 46.4%と最も高くなっている。具体的な内容については、「お金の心配をせずに暮らしたい」が 29.5%、「勉強のことをたくさん言わないでほしい」が 12.3%で高くなっている。

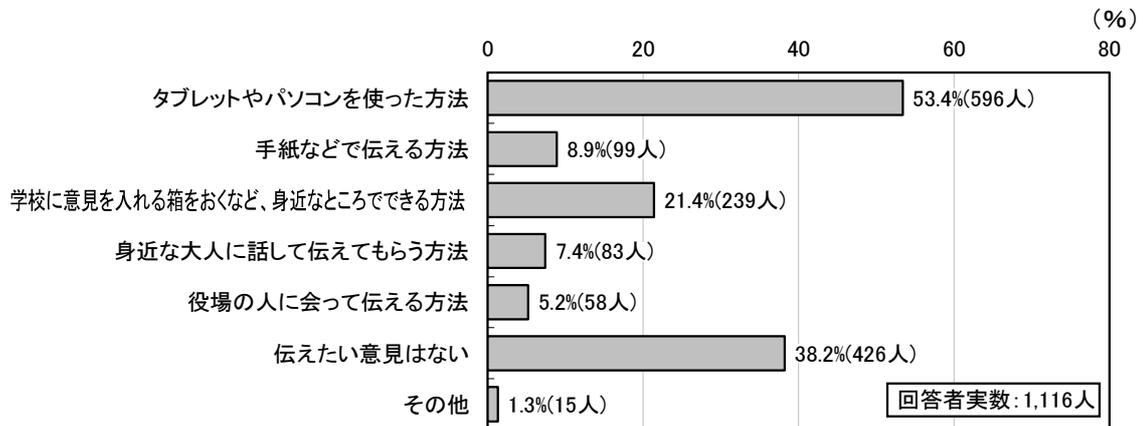
(高校生) 日常生活で、もっとこうなったらいいなと思うところ



④どんな方法や手段があれば、町に対し意見を伝えやすいか

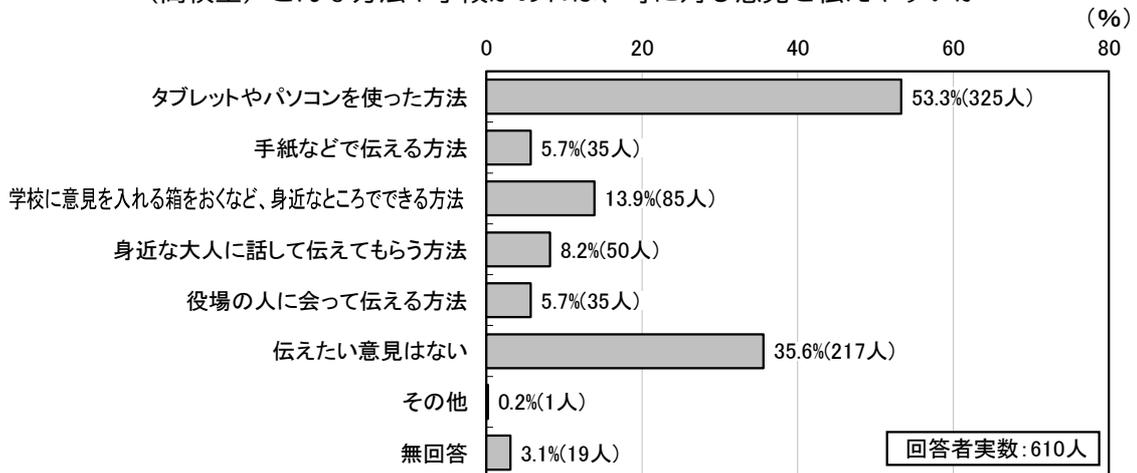
中学生では、「タブレットやパソコンを使った方法」が 53.4%で最も高く、次いで「伝えたい意見はない」が 38.2%、「学校に意見を入れる箱をおくなど、身近なところでできる方法」が 21.4%となっている。

(中学生) どんな方法や手段があれば、町に対し意見を伝えやすいか



高校生では、「タブレットやパソコンを使った方法」が 53.3%で最も高く、次いで「伝えたい意見はない」が 35.6%、「学校に意見を入れる箱をおくなど、身近なところでできる方法」が 13.9%となっている。

(高校生) どんな方法や手段があれば、町に対し意見を伝えやすいか

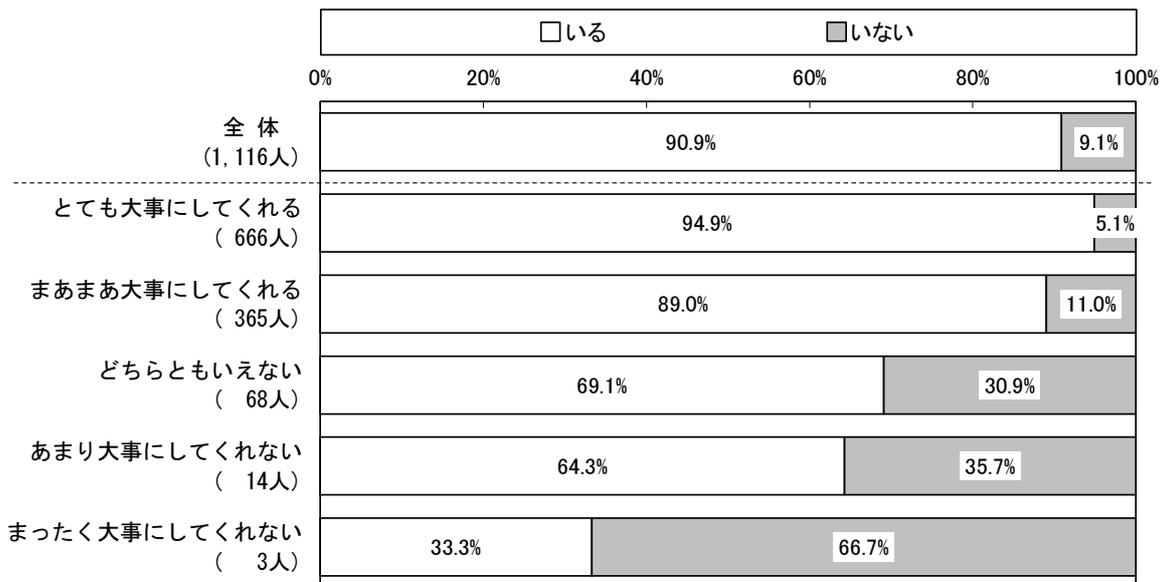


⑤困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無

中学生では、「いる」が90.9%と大半を占め、「いない」が9.1%となっている。

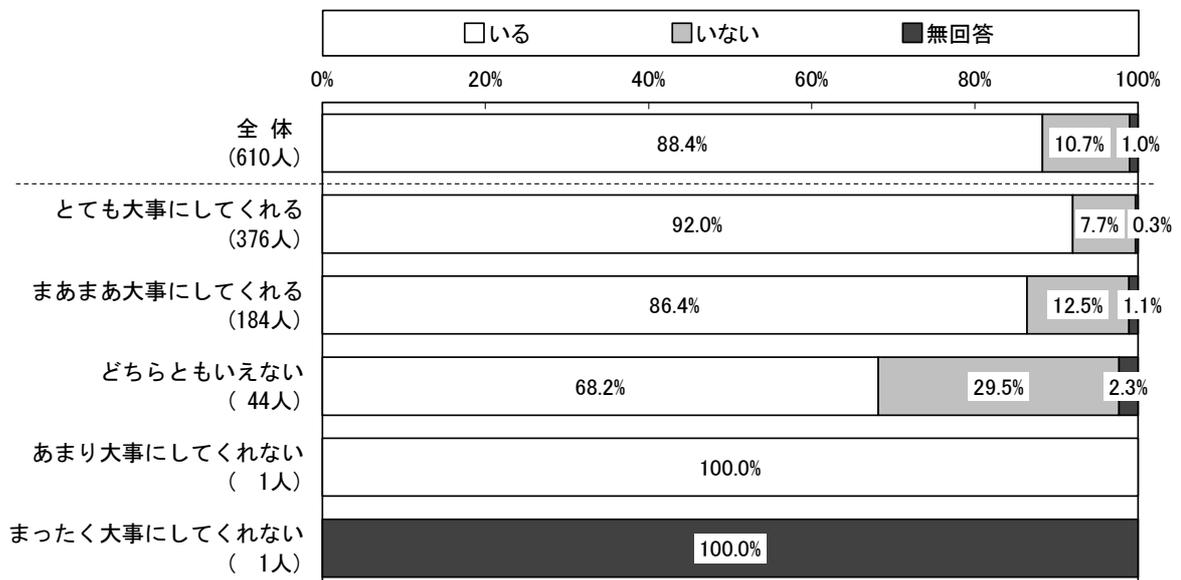
意見の尊重度別にみると、“意見を大事にしてくれる”と回答した方では「いる」が90%台で高く、“意見を大事にしてくれない”と回答した対象者数は少ないですが、「いる」は低くなっている。

(中学生) 意見の尊重度別 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無



高校生では、意見の尊重度別にみると、“意見を大事にしてくれる”と回答した方では「いる」が80~90%台で高くなっているが、“どちらともいえない”と回答した方では「いる」が68.2%で少なく、「いない」が29.5%と約3割と高くなっている。(「あまり大事にしてくれない」と「まったく大事にしてくれない」は対象者数が少ないため分析より割愛)

(高校生) 意見の尊重度別 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無



⑥（中学生）大人や社会にしてほしいこと（自由記述）

南風原中	南星中
<p>1. <u>遊び場の整備・増設</u> 遊び場を増やしてほしい。 バasketができる環境を増やしてほしい。 公園やゲームセンターを増やしてほしい。 屋内テニスコートを作してほしい。</p>	<p>バスケットリングを増やしてほしい。 遊べる施設や公園を増やしてほしい。 自由に遊べる体育館がほしい。</p>
<p>2. <u>施設の増設・整備</u> 市民体育館を増やしてほしい。 南風原町に体育館を作してほしい。 南風原町立図書館を整備してほしい。</p>	<p>プールを作してほしい。 街灯の増設、特に暗い場所の整備。 トイレの改善。</p>
<p>3. <u>交通・インフラの整備</u> 交通手段を増やしてほしい 道路整備。 街灯の増設。</p>	<p>信号の増設。 カーブミラーを増やしてほしい。 街灯の増設。</p>
<p>4. <u>経済的支援・物価の対策</u> 物価を下げてほしい。 給食費無料。 税金の減額。</p>	<p>税金を減らしてほしい。 最低賃金の値上げ。 こども一人当たりの給付を行う</p>
<p>5. <u>教育・学校関連</u> 部活動の時間延長。 高校受験の難易度を下げてほしい。 校則を緩くしてほしい。</p>	<p>学校の時間を減らしてほしい。 部活動の時間延長。 学校や施設の整備改善。</p>
<p>6. <u>地域活動・行事</u> 行事を増やしてほしい。 親子やこどもが楽しめるイベントの増加。</p>	<p>祭りやイベントの増加。 こどもが参加できる行事の増加。</p>
<p>7. <u>その他</u> こどもの意見をもっと聞いてほしい。 ごみのポイ捨て防止。</p>	<p>挨拶を交わす習慣の促進。 ごみ捨て防止。</p>

⑦（高校生）住んでいる町が子どもや若者にとって過ごしやすくなるために（自由記述）

周りや社会にしてほしいこと	あなたができること
<p><u>1. 遊ぶ場所の増加</u> 公園や遊び場を増やしてほしい、スポーツ施設、ボール遊びができる場所など</p>	<p><u>1. ごみ拾い・清掃活動</u> ごみ拾い、掃除、ポイ捨てをしない、街をきれいにする</p>
<p><u>2. 交通改善</u> バスの増便、交通機関の整備、歩道の改善、モノレールなど</p>	<p><u>2. ボランティア活動</u> 募金、ボランティア活動に参加する</p>
<p><u>3. ごみ問題・ポイ捨ての改善</u> ポイ捨てをやめる、ごみ拾い、ごみ箱の設置</p>	<p><u>3. 挨拶・コミュニケーション</u> 挨拶をする、コミュニケーションを取る</p>
<p><u>4. 公共施設の充実</u> 飲食店やカフェ、コンビニ、ショッピングモールなどの増加</p>	<p><u>4. 地域行事・イベントへの参加</u> 行事に参加する、地域の行事を盛り上げる</p>
<p><u>5. 治安の向上・安全対策</u> 街灯の増加、治安改善、信号機の設置など</p>	<p><u>5. 助け合い・手助け</u> 困っている人を助ける、手助けする</p>
<p><u>6. 医療や社会保障の充実</u> 医療費無料化、子どもへの支援、保険関連の充実</p>	<p><u>6. 自分の意見を発信する</u> 意見を出す、考えを伝える</p>
<p><u>7. 人々のマナー改善・思いやり</u> あいさつ、他者への思いやり、人を尊重する</p>	<p><u>7. 思いやり・優しさ</u> みんなに優しくする、思いやりを持つ</p>
<p><u>8. 環境改善</u> 街を明るく、坂道の減少、道路整備など</p>	<p><u>8. 交通環境</u> 交通ルールを守る</p>
<p><u>9. イベントや交流の場の増加</u> 地域でのイベントや集まりの開催、ボランティア活動</p>	<p><u>9. その他</u> 地域活動(草刈りや清掃)、投票、モラル向上など</p>
<p><u>10. その他</u> 無料塾や学習支援、学校の校則改善</p>	

●南風原高校との意見交換会より



南風原高校の皆さんに、ワークショップで行政に対する意見をいろいろ出させていただきました。(令和6年11月8日実施)



ふせんに意見を書きだして、それに対して意見交換していただきました！



●意見交換会で上げられた意見より（抜粋）

意見を社会や街に届けるためにはどうすればいいか

1. オンラインの活用

QRコードですぐ回答できる、webだと回答しやすい、SNS（若者に慣れ親しんだもの）を活用する

2. 対面での機会の確保

直談判の機会を設ける、意見を言える機会を増やす、未成年の主張をする

3. 意見箱の設置

コンビニやショッピングモールに意見箱を設置する

4. 匿名性の確保

誰が言ったのかわからないようにする

5. インセンティブ

意見を言った人にポイントを付与する、ふるさと納税で南風原の特産品と交換できる

6. 町HPの有効活用と取組の周知

ホームページに意見を書けるページを作る、町の取組を知ることができるポスターやサイトを作って町をより知ってもらう

7. 学校での実施

学校の朝の時間に意見を考える時間を作る、定期的に学校でアンケートを行う

8. キャッチコピーの作成

思わず意見を言いたくなるようなキャッチコピーを作成する

9. 採用された後のフォロー

意見が伝わって実現したものをポスターに載せてアピールする

住んでいる街に届けたい意見は何か

1. お金の支援

医療費を高校生まで無償化にして欲しい、多子世帯へ給付金を配って欲しい、大学の学費を支援して欲しい

2. 交通機関

バスの本数を増やして欲しい、モノレール等の交通機関がもっと欲しい、交通機関無料にして欲しい

3. 道路環境

街灯を増やして欲しい、道を広くして欲しい、自転車レーンが欲しい

4. 勉強スペースの確保

カフェなど勉強できるスペースを増やして欲しい

5. イベント・遊び場関係

若者が参加しやすい地域イベントを増やして欲しい、中高生が遊べる場所を作ってほしい、ショッピングモールやテーマパークが欲しい

6. 学校関係

校則を緩和して欲しい、板書する機会を増やして欲しい、修学旅行を復活して欲しい、文化を伝える機会を増やして欲しい、学校のバスを作って欲しい

7. 地域の生活環境

騒音をなんとかして欲しい

8. 公園関係

ボール遊びができるようにして欲しい、綺麗にして欲しい、壊れている設備は直して欲しい

(4)若者世代の声

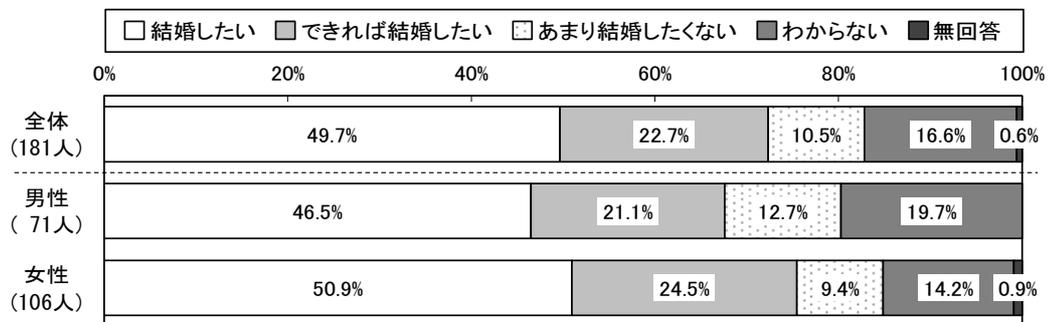
①将来、結婚したいか

「(1)婚姻状況」で、「未婚」と回答した方に、将来、結婚したいか聞いたところ、「結婚したい」が49.7%と高く、約半数を占めている。次いで「できれば結婚したい」が22.7%、「わからない」が16.6%、「あまり結婚したくない」が10.5%となっている。

「結婚したい」と「できれば結婚したい」を合わせた“結婚したい”という回答は72.4%と7割を占めている。

性別にみると、「結婚したい」と「できれば結婚したい」を合わせた“結婚したい”割合は、男性より女性が高くなっている。また、「あまり結婚したくない」と「わからない」という回答は男性の方が高くなっている。

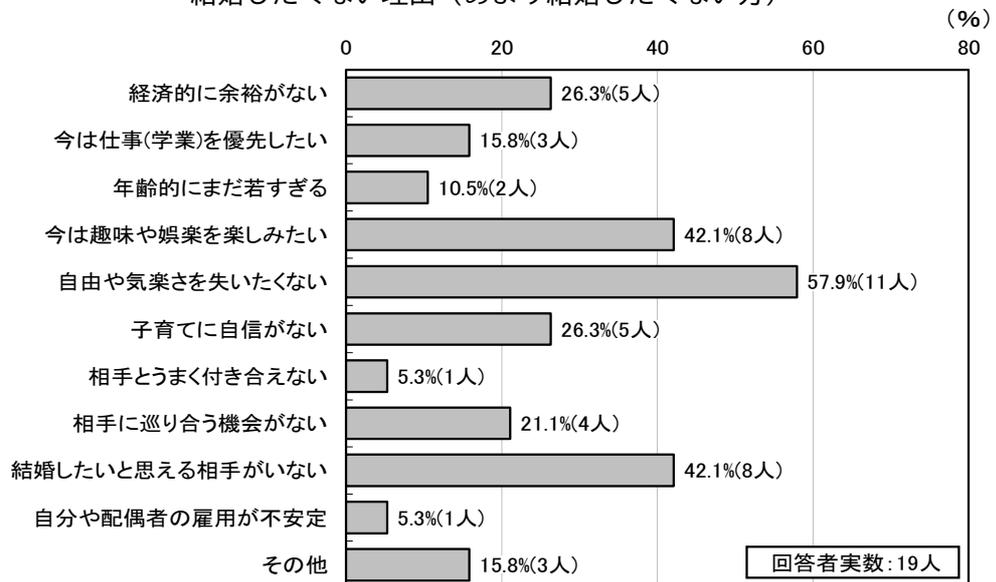
全体・性別 将来、結婚したいか



②あまり結婚したくない方の理由

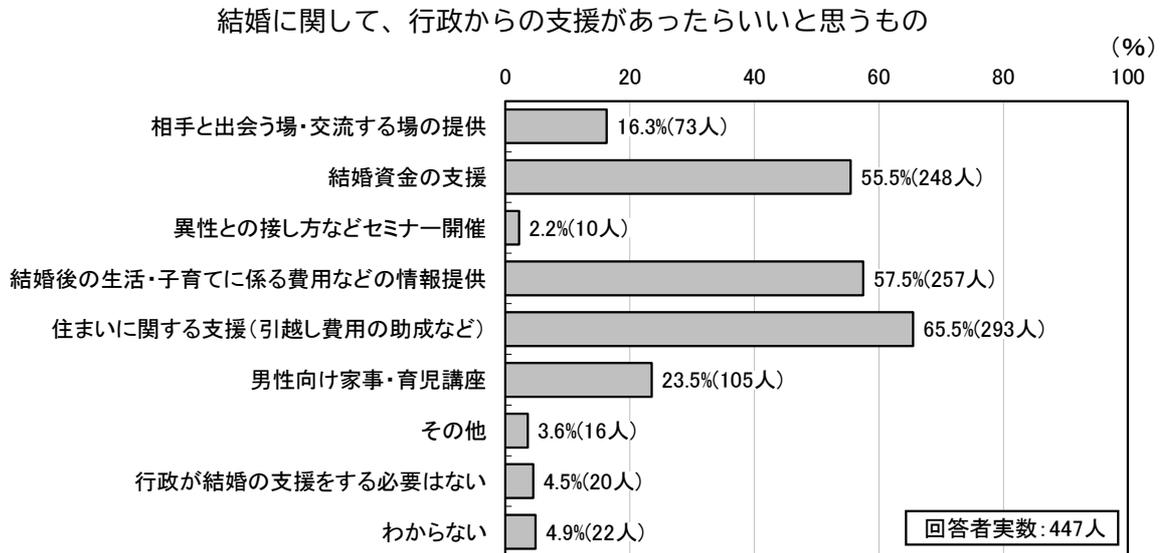
「(3)将来、結婚したいか」で、「あまり結婚したくない」と回答した方の結婚したくない理由については、「自由や気楽さを失いたくない」が57.9%で最も高く、次いで「今は趣味や娯楽を楽しみたい」と「結婚したいと思える相手がない」がともに42.1%、「経済的に余裕がない」と「子育てに自信がない」がともに26.3%となっている。

結婚したくない理由 (あまり結婚したくない方)



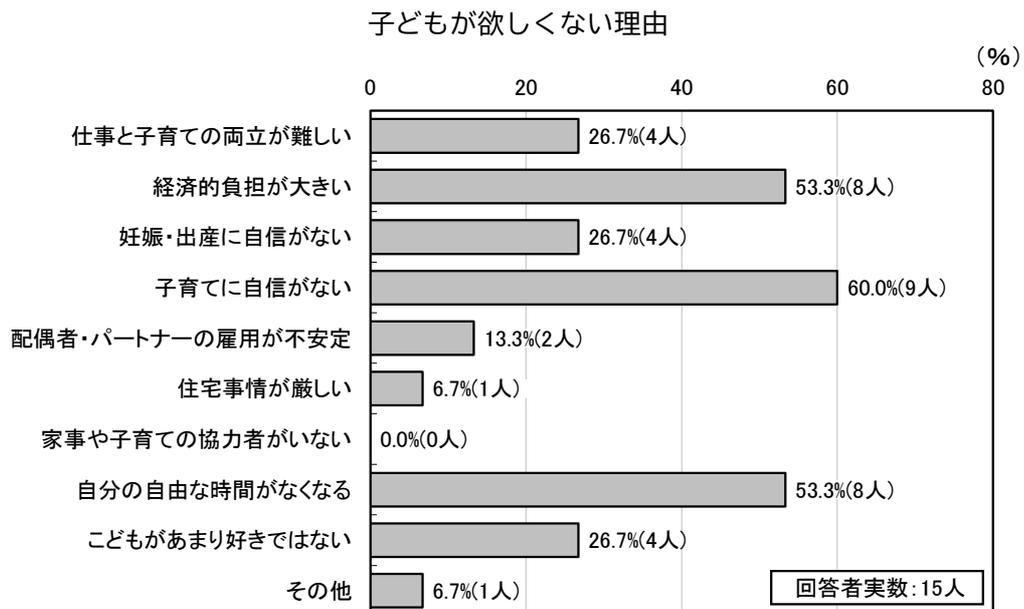
③結婚に関して、行政からの支援があったらいいと思うもの

結婚に関して、支援があったらいいと思うものについては、「住まいに関する支援(引越し費用の助成など)」が 65.5%で高く、次いで「結婚後の生活・子育てに係る費用などの情報提供」が 57.5%、「結婚資金の支援」が 55.5%と 50%台で高くなっている。



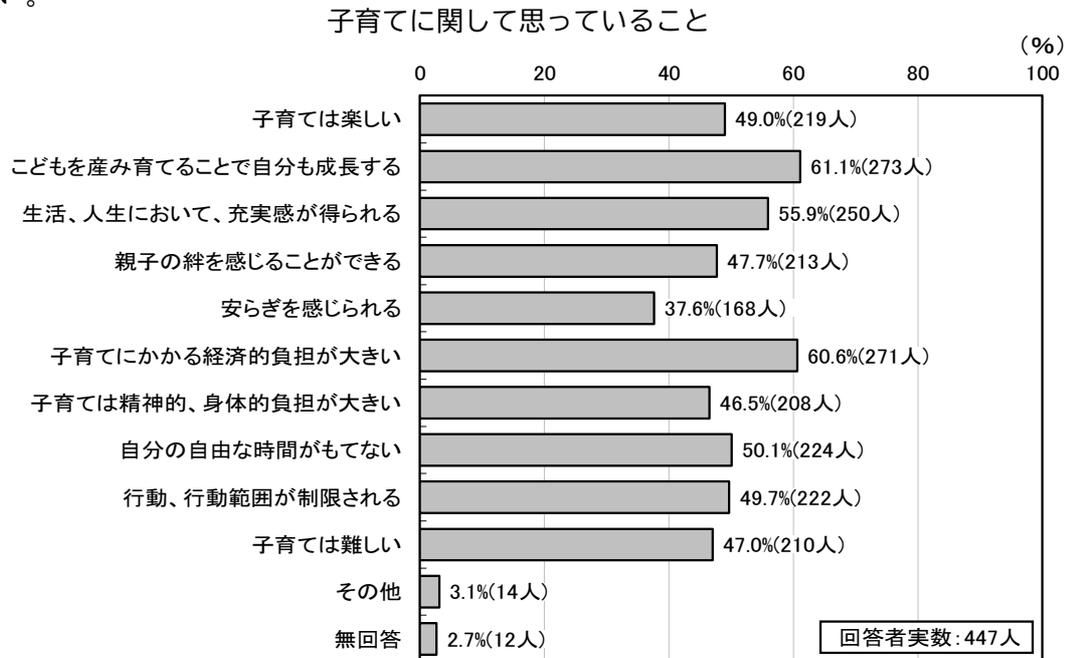
④子どもが欲しくない理由

アンケートの中で、「子どもは欲しくない」と回答した方に理由を聞いたところ、「子育てに自信がない」が 60.0%、次いで「経済的負担が大きい」と「自分の自由な時間がなくなる」がともに 53.3%となっている。



⑤子育てに関して思っていること

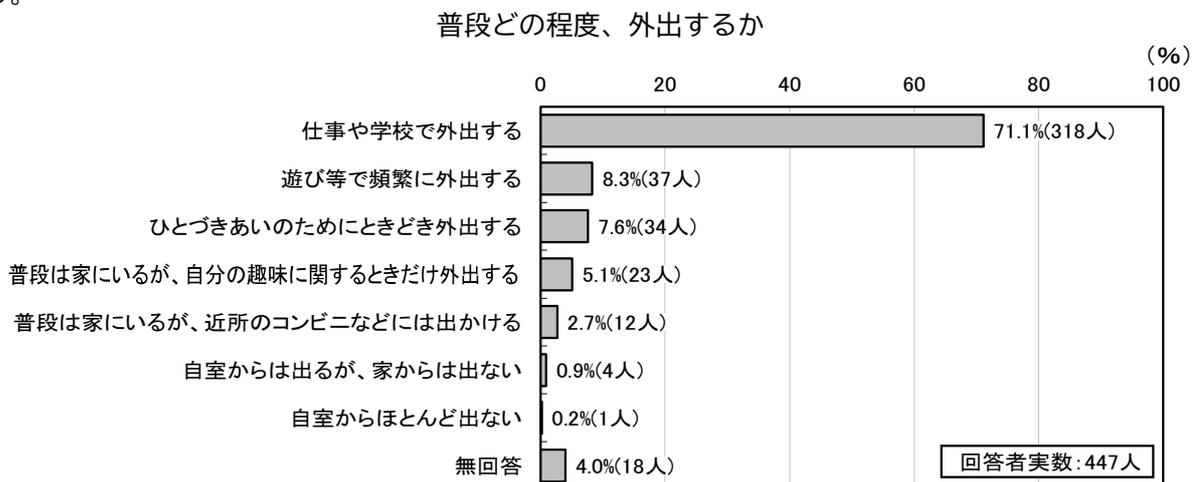
子育てに関して思っていること、感じていることについては、「子どもを産み育てることで自分も成長する」が61.1%、「子育てにかかる経済的負担が大きい」が60.6%と2項目が60%を超え高く、次いで「生活、人生において、充実感が得られる」が55.9%、「自分の自由な時間がもてない」が50.1%、「行動、行動範囲が制限される」が49.7%、「子育ては楽しい」が49.0%と続き、50%前後で高い。



⑥普段どの程度、外出するか

普段どの程度、外出するかについては、「仕事や学校で外出する」が71.1%とほとんどを占め高くなっている。

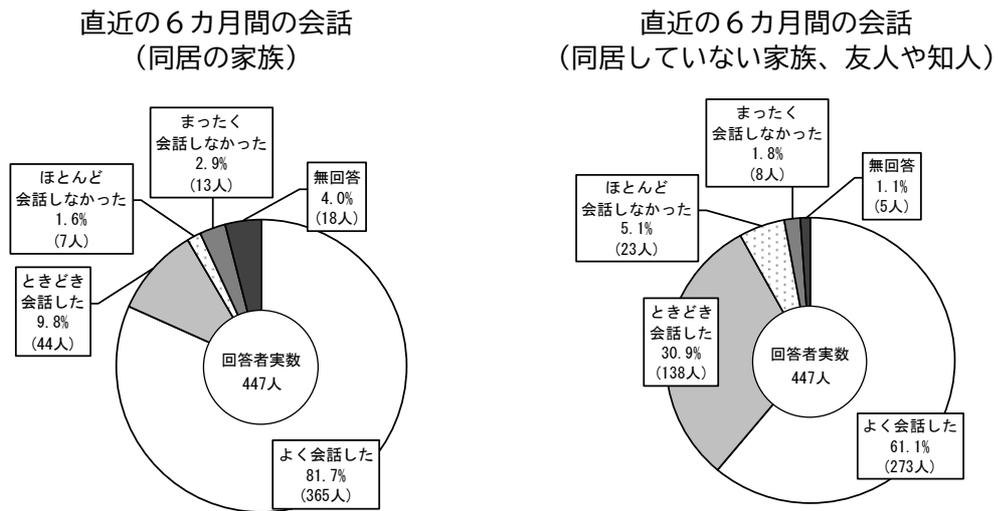
また、「普段は家にいるが、自分の趣味に関するときだけ外出する」(5.1%)、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」(2.7%)、「自室からは出るが、家からは出ない」(0.9%)、「自室からほとんど出ない」(0.2%)を合わせた“あまり家からは出ない”と回答した方は8.9%いる。



⑦直近の6カ月間の会話（電話やSNS、メール含む）

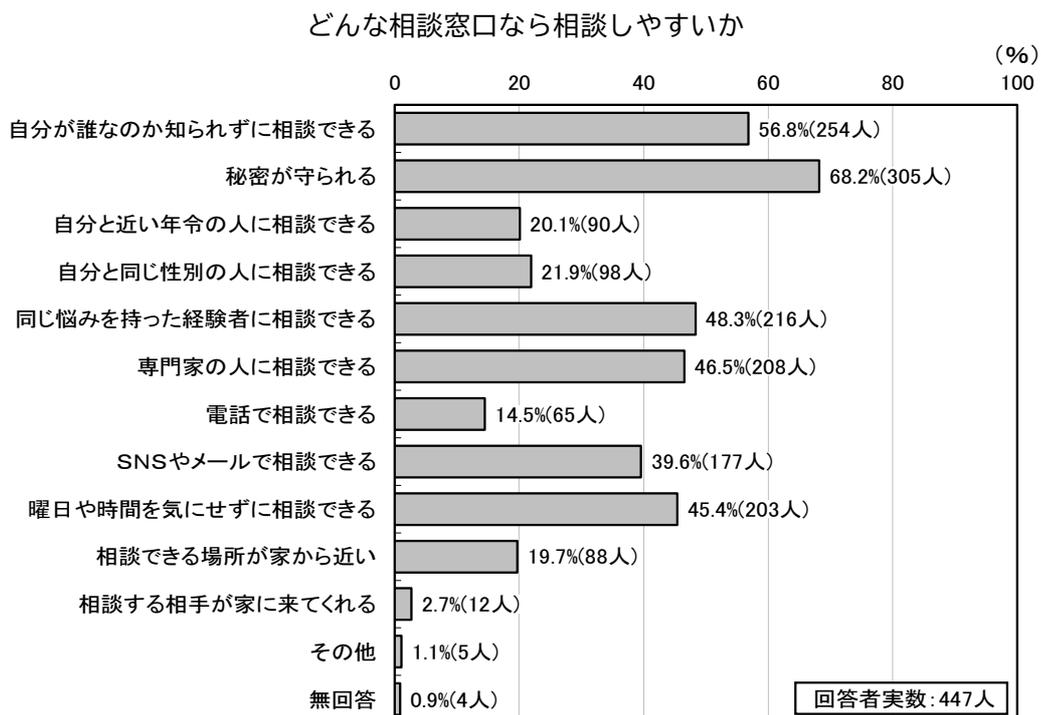
直近の6カ月間に同居の家族と会話したかについては、「よく会話した」が81.7%と高く、次いで「ときどき会話した」が9.8%で合わせると、「会話した」は91.5%となっている。

次に、同居していない家族、友人や知人について聞いたところ、「会話した」は92.0%、「ほとんど会話しなかった」が5.1%、「まったく会話しなかった」が1.8%で合わせると「会話しなかった」が6.9%となっている。



⑧どんな相談窓口なら相談しやすいか

困ったときに、どんな相談窓口なら相談しやすいと思うかについては、「秘密が守られる」が68.2%、「自分が誰なのか知られずに相談できる」が56.8%で2項目が50%を超え高く、次いで「同じ悩みを持った経験者に相談できる」が48.3%、「専門家の人に相談できる」が46.5%、「曜日や時間を気にせずに相談できる」が45.4%、「SNSやメールで相談できる」が39.6%となっている。



⑨周りや社会にしてほしいこと、あなたができること（自由回答）

周りや社会にしてほしいこと	あなたができること
<p><u>1. 子育て支援・福祉の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所(園)の補助、給食費の無償化 ・ 高3まで医療費無料は続けてほしい ・ 出産、結婚祝い金の支給 ・ 産後ケア事業の充実 <p><u>2. 遊び場や交流スペースの整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者が遊べる場所をつくってほしい ・ こどもがのびのびと遊べる施設が欲しい ・ 屋内で遊べる場所、赤ちゃん向け遊具 ・ 中高生が交流できる場をつくる <p><u>3. 教育・学費支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学費の支援金制度をつくる ・ 授業料免除（こどもの数に関係なく） ・ 教育現場で自由な校風を実現する ・ 進学や就職に関する情報を提供してほしい <p><u>4. 交通の整備・利便性の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の充実(モノレール等) ・ バスの運行本数を増やしてほしい ・ 歩道の整備と街灯の設置 ・ 道の狭さや混雑の解消 <p><u>5. 地域のつながり・交流促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体でこどもを育てる目を持ってほしい ・ 地域行事や催し物を増やす ・ 近所付き合いを活性化させるきっかけづくり ・ 若者も巻き込むような地域活動 <p><u>6. 経済的支援・負担軽減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃補助や物価上昇対策 ・ 子育て世代への金銭的サポート ・ 手取りが低い人向けのお得なサービス ・ 町民税の減額 <p><u>7. 治安や安全対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これ以上治安を悪くしないでほしい ・ 警察の巡回を増やす ・ 暴走バイクの取り締まり ・ 街灯を増やして歩いても危なくない環境 <p><u>8. 行政サービスの向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南風原町の公式LINEで情報をもっと発信してほしい ・ 役場の窓口対応の改善 ・ 事務的手続きのオンライン化 ・ 産後ケア施設や保育所(園)の情報提供をわかりやすく 	<p><u>1. 地域イベントや活動への参加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のイベントや行事に参加する ・ 町のイベントに参加協力すること ・ こどもの見守り運動、地域行事 ・ 地域の行事に参加し、交流を広める <p><u>2. ボランティア活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な子ども達のためにできること ・ 見守り隊の協力 ・ 地域交流のボランティアなど ・ ボランティア活動を行うこと <p><u>3. 税金や寄付などの支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税、街を汚さない ・ ふるさと納税 ・ 寄付 ・ 税金をきちんと納める <p><u>4. 挨拶や声かけ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的にあいさつすること ・ こどもたちへの声かけ ・ 笑顔であいさつすること ・ いつも機嫌よくいる。 <p><u>5. 意見や要望を発信する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村からのアンケートに答える ・ 行政に対し意見をしっかりと伝える ・ 意見を言う、選挙へ行く ・ こういった場で自分の意見を発信する <p><u>6. 安全運転や交通ルールの遵守</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全運転を心がけます ・ こどもの通りが多いので安全に運転する ・ 交通安全ルールをしっかりと守る ・ 車の運転に気を付ける <p><u>7. こどもや若者との交流</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的に若い人と話をする ・ 子育てイベントへの参加等 ・ こどもや若者とコミュニケーション ・ 近所のこどもに優しくする <p><u>8. 地域の清掃・環境美化活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみを拾う ・ 公共の場の利用を増やす ・ 地域清掃活動に参加する ・ 地域の治安を良くする

第3章 第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画の実施状況と課題

○こども計画を策定するにあたり、令和2年度から令和6年度を計画期間として策定し、事業・施策を実行してきた「第2期南風原町子ども・支援事業計画」の実施状況を点検し、現状と課題の把握をしました。

評価	
計画以上に実施	A
計画通り実施	B
計画の一部を実施	C
未実施	D

評価1. 地域における子育ての支援の充実

施策	評価			
	A	B	C	D
(1)ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保	0	1	3	0
(2)地域子ども・子育て支援事業の推進	0	0	1	0
(3)子どもの居場所づくり	0	4	1	2
基本目標1に関する評価	0	5	5	2
	0.0%	41.7%	41.7%	16.7%

実施状況と課題

第2期計画の基本目標1では、地域における子育て支援の充実として、教育・保育施設等の確保や地域における子育て支援事業、こどもの居場所づくりに取り組んできました。

○「(1)ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保」

本項目ではC評価が多く、達成度が低い結果となりました。取組としては、増加した保育ニーズに対応するため、私立保育園の増改築や地域型保育の整備、私立保育園の新規整備を進めたことで、待機児童解消につながりました。また、町立幼稚園でも高い保育ニーズに対応するため、土曜日も含めた預かり保育に取り組んできました。一方で、年度途中からの保育ニーズに対応できていない現状があるほか、公立幼稚園の3歳児受け入れを検討してきましたが、計画期間中の実施とはなりませんでした。

○「(2)地域子ども・子育て支援事業の推進」

本項目ではC評価の一部実施となっており、多様な保育ニーズに対応するため、病児保育事業や一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業等を実施してきましたが、直近では保育士不足のため一時預かり事業が実施できていない施設があるほか、サポーター登録していても都合が付かずに対応できない方も多いことから、引き続き人材の確保に努める必要があります。

○「(3)子どもの居場所づくり」

本項目では、B評価が多く、達成度が高い結果となりました。取組としては、学童期での居場所として、放課後児童クラブの整備を進めてきたほか、地域の遊び場への支援、児童館の充実に取り組んできました。一方で、放課後児童クラブには待機が発生しており、今後のこどもの人口

減と学童ニーズも踏まえて、適切な確保方策に取り組む必要があるほか、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的または連携型での実施については実施ができませんでした。

また、遊び場の確保については、各アンケート結果でも多く意見が出ており、既存の遊び場の維持や改善、新たな地域資源の開拓も含め検討していく必要があります。

評価2. 教育・保育等の質の確保と向上

施策	評価			
	A	B	C	D
(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	0	3	5	1
(2) 人材の確保の推進	0	4	1	0
基本目標2に関する評価	0	7	6	1
	0.0%	50.0%	42.9%	7.1%

実施状況と課題

第2期計画の基本目標2では、教育・保育の一体的な提供や施設で従事する人材の確保に取り組んできました。

○「(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進」

本項目ではB評価もありましたが、全体的にC評価が多く、達成度が低い結果となりました。例えば、公立幼稚園の3歳児受入や認定こども園への移行については、関係課を交え検討を行いました。2期計画期間中での実施ができませんでした。引き続き検討し、幼児期における教育・保育の一体的提供を推進する必要があります。

○「(2) 人材の確保の推進」

本項目ではB評価が多く、達成度が高い結果となりました。取組としては、私立保育園において、保育士の処遇改善や保育補助者の確保、独自の保育士就職一時金を実施し、保育士確保に取り組んできました。一方で、保育士不足により年度途中の待機児童発生や、地域子育て支援センターや一時預かり事業等が実施できていない現状があり、給与等の処遇改善に投じられている公費の効果が確認できるよう費用の用途の見える化や、定着の課題となっている保護者との関係等職場環境の改善等の取組も必要になっています。

また、公立幼稚園において、必要な幼稚園教諭及び副担任、預かり保育職員を配置し、円滑な園運営に努めてきましたが、年度途中での退職や産休による不足職員の代替を即座に対応することができませんでした。

幼稚園や保育施設、放課後児童クラブで従事する職員については、それぞれ資質向上のための研修を実施しており、人材確保に加えて質の確保についても今まで以上に求めていく必要があります。

評価3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実

施策	評価			
	A	B	C	D
(1)集い、交流による子育て支援の充実	0	1	1	0
(2)相談、情報提供の充実	0	11	0	0
(3)経済的負担軽減策の推進	1	2	0	0
基本目標3に関する評価	1	14	1	0
	6.3%	87.5%	6.3%	0.0%

実施状況と課題

第2期計画の基本目標3では、地域における子育て世帯の交流機会の確保、相談支援体制の構築と情報提供の充実、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んできました。

○「(1)集い、交流による子育て支援の充実」

本項目ではB評価もありましたが、一部実施にとどまったものもあり、具体的には身近な子育ての相談場所として、地域子育て支援センターでの相談や交流機会を確保してきましたが、直近では保育士不足のため実施ができていない施設があります。

○「(2)相談、情報提供の充実」

本項目ではすべてB評価と高い達成度となりました。取組としては、児童福祉と母子保健との連携により妊娠期からの相談支援体制を構築することができました。一方で、保護者アンケート結果では、子育てに不安や負担感を感じる保護者がいまだ多いほか、少数ではありますが相談できる相手が「いない」と回答した人もいる現状があります。妊娠期からの切れ目のない相談支援体制の充実に努める必要があります。

また、子育て支援に関する情報については、ホームページやLINE等を活用し、都度情報発信に取り組むことが出来ました。保護者アンケート結果では、「教育・保育施設の情報、利用に関する相談」や「産後の母子の健康・新生児に関する相談」が高い比率で求められており、引き続き積極的な情報発信に取り組む必要があります。

○「(3)経済的負担軽減策の推進」

本項目では計画以上に達成となった施策もありました。一方で、保護者アンケート結果だけではなく、各種アンケート結果においても経済的負担軽減を求める声が多く、本町が実施しているこども医療費助成の高校生までの対応はアンケート結果からも評価を得ている事が分かることから、引き続き子育て家庭の経済的負担軽減に取り組む必要があります。

評価4. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

施 策	評 価			
	A	B	C	D
(1)児童虐待防止対策の充実	0	4	1	0
(2)ひとり親家庭の支援の充実	0	3	1	0
(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	0	17	0	0
(4)子どもの孤立(貧困)対策の充実	2	2	0	0
基本目標4に関する評価	2	26	2	0
	6.7%	86.7%	6.7%	0.0%

実施状況と課題

第2期計画の基本目標4では、児童虐待防止やひとり親家庭に対する支援の充実、特別な支援が必要な子どもに対する支援や子どもの孤立(貧困)対策など、困難な状況にある子どもや家庭に対する支援に取り組みました。

○「(1)児童虐待防止対策の充実」

本項目ではB評価が多い中、人員確保に課題があり、一部実施となった施策もありました。取組としては、児童虐待防止について様々な媒体を活用し、早期発見・早期対応のための広報啓発に取り組みました。また、支援世帯に対する家事支援や専門職による訪問、学校における定期会議への参加や保健師・子どもの居場所事業者との定期会議を開催し、関係機関と密な情報共有を行うことで、支援体制を構築し、虐待予防に取り組みました。令和4年度からは子ども家庭総合支援拠点による虐待対策の強化をを行っています。

児童虐待については、育児不安や経済的困窮、地域での孤立化など、家庭が持つ様々な問題が要因となって発生することから、引き続き虐待の未然防止と早期発見・早期対応に取り組んでいく必要があります。

○「(2)ひとり親家庭の支援の充実」

本項目ではB評価が多い中で、周知が不足し一部実施となった施策もありました。取組としては、ひとり親家庭からの相談内容に応じた貸付や就労支援等の案内を行うとともに、生活の安定と向上及び児童の心身の健やかな成長のため、児童扶養手当の支給を行いました。ひとり親家庭は保護者アンケート結果からも社会的な孤立感を抱えている事が多いことが分かっており、経済的に困窮している場合が多いため、それぞれの世帯に寄り添った相談支援から、必要な支援につなげていく必要があります。

○「(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実」

本項目ではすべてがB評価で高い達成度となりました。取組としては、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所において、障がい児の相談支援を行っており、医療的ケア児を含め、障がい児に関する相談対応は増加傾向にあるため、健診時において、心理士が参加し相談対応することで早期発見・早期対応に取り組むほか、保護者への理解促進や保育士等の資質向上に取り組んでいます。子どものライフステージの変化により支援機関が変わることから、子どもの特性を正確に引き継いでいくことが重要であり、関係機関の連携体制を強化する必要があります。

○「(4)子どもの孤立(貧困)対策の充実」

本項目ではすべてB評価以上と高い達成度となりました。取組としては、「子ども元気ROOM」の実施や子ども元気支援員の配置、若年妊産婦への支援により、親やこどもの孤立解消とそれぞれの自立につなげることができたほか、経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食などの援助を行い、教育負担軽減を図ることで、就学機会の確保につながりました。引き続き自立に向けた支援体制の構築と経済的負担の軽減に取り組んでいく必要があります。

第4章 こども計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

- ・すべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自分らしく健やかに成長することができる、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが求められています。
- ・本町でも、すべてのこども・若者の権利が尊重され、自分らしく輝くことができ、また、子育て家庭が安心・安全な場で喜びを感じながらこどもを産み育てることができるまちの実現を目指し、次の理念を掲げます。
- ・この基本理念の元で、関係機関や企業、地域の一人ひとりとの連携・協働により、こども・若者をまんなかに据えたまちづくりに取り組みます。

基本理念

こども・若者が自分らしく輝くちむぐるのまち 南風原

■「ちむぐる」とは

沖縄のことばで「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていたますが、人によって解釈が多少異なります。本計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

2. 計画の基本目標

本計画では、基本理念である「子ども・若者が自分らしく輝くちむぐくるのまち 南風原」の実現のため、3つの基本目標を設定します。

基本目標1 子ども・若者の権利と育ちを守る環境づくり

すべての子ども・若者が権利の主体であることを地域全体で共有するとともに、子ども・若者自身が自らの権利についての理解を深め、意見を表明し、権利を行使できる環境づくりに取り組みます。また、すべての子ども・若者の遊びや学び、体験機会を確保し、健やかな育ちを守ります。

基本目標2 困難な状況にある子ども・若者への支援の充実

困難な状況にある子ども・若者であっても、置かれている環境で不利益を被ることがないように、関係機関等との連携で早期発見と支援に取り組みます。

基本目標3 安心して子どもを産み育てるための支援の充実

安心して妊娠、出産、子育てができるよう、質の高い教育・保育の提供や子育てサービスの充実に取り組みます。子育ての経済的負担軽減を図るとともに、子育て家庭の孤立防止に取り組みます。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
こども・若者が自分らしく輝くちむぐくるのまち 南風原	こども・若者の権利と育ちを守る環境づくり	1. こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり
		(1)こども・若者が権利の主体であることへの理解促進と普及啓発
		(2)こども・若者の参画機会の確保
		2. 多様な遊びや体験の場、居場所づくり
		(1)学びや体験機会の充実
		(2)遊び場の充実
		(3)こども・若者の居場所づくり
		3. こどもの成長段階に応じた学び・保育の充実
		(1)幼児期の教育・保育内容の充実
		(2)こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくり
		4. 若者世代が安心して暮らせ、活躍できる環境づくり
		(1)教育を受けるための経済的支援
	(2)若者への相談支援や地域で暮らし続けるための生活支援の充実	
	困難な状況にあるこども・若者への支援の充実	5. 困難な状況にあるこども・若者への支援
		(1)こどもの孤立(貧困)対策の充実
		(2)特別な支援が必要なこどもに対する支援の充実
		(3)児童虐待防止対策の充実、社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
		(4)不登校やいじめ防止等の支援充実
	(5)困難な状況にある若者への支援	
	安心してこどもを産み育てるための支援の充実	6. こどもや若者への切れ目のない保健・医療等の提供
		(1)妊娠期からの切れ目のない保健・医療等の支援充実
		7. 子育て家庭への支援の充実
		(1)子育て家庭の経済的負担の軽減
		(2)相談、情報提供の充実
(3)つどい・交流機会の充実		
(4)ひとり親家庭への支援		
(5)幼児期の教育・保育環境の整備		
(6)地域子ども・子育て支援の充実		
(7)共働き、子育て、ワーク・ライフ・バランスの推進		
8. 安心・安全な生活環境の整備		
(1)犯罪、事故、災害等からこども・若者を守る環境づくり		

4. 幼児期の教育・保育提供区域について

教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位である教育・保育提供区域については、町の面積、地勢、道路・交通等の状況を踏まえ、町全体を「一区域」として設定し、整備を進めます。

第5章 こども計画の具体的な施策

本計画では、国のこども大綱で示すこども施策に関する重要事項や現在実施している施策も勘案して、今後の具体的な施策を記載しております。

※アンケートや意見交換も踏まえて記載した施策については、「」マークを付けています。

1. こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり

(1)こども・若者が権利の主体であることへの理解促進と普及啓発

①こども・若者が権利の主体であることへの理解促進と普及啓発

こども・若者が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、保育所(園)や児童館、学校を通じて様々な手法を用いて理解促進と普及啓発を行います。

②おとなへの普及啓発

こども・若者が権利の主体であることについて、保護者や保育士、教職員、地域のおとなが理解し、実現できるよう、様々な機会・媒体を活用して普及啓発を行います。

③こどもの権利にかかる学校での取組の充実

教職員に対してこどもの権利に関する研修を実施する等、学校現場での人権教育の充実を図ります。

(2)こども・若者の参画機会の確保

①町ホームページによるこども・若者の意見募集

こども・若者が、町の取組に自主的に意見を表明できるよう、SNSやホームページを活用して声を募集します。

②こども・若者の意見を聴取する仕組みの検討

こども・若者当事者が意見表明し、町の取組に参加しやすい仕組みを、先進事例に関する情報収集や実践を通じて検討します。

③配慮が必要なこどもの意見表明

自ら意見を発しにくい、意見を聞かれにくい立場のこども・若者の状況に合わせ、意見の聴取方法を検討します。

2. 多様な遊びや体験の場、居場所づくり

(1) 学びや体験機会の充実

① 世代間交流の推進

高齢者等の持つ知識や技術、経験を次世代に受け継ぐ世代間交流を推進します。

② 国際交流の推進



海外友好都市等との青少年国際交流の充実や町内在住の外国人の方との身近な交流を通して、こどもが国際理解を深める機会の提供を推進します。

③ 学校応援隊はえばるの実施

特技や経験を持った学校支援ボランティアの活用により、こどもに多様な経験・体験を提供し、教育機会の充実を図ります。

④ 学校における体験学習の充実

学校において、自然体験や職業体験、郷土文化等に触れる体験など、多様な体験の充実を図ります。

⑤ こども・若者のボランティア活動の促進



社会福祉協議会と連携し、ボランティア講座やボランティア活動に関する情報を発信し、こども・若者のボランティア活動を促進します。

(2) 遊び場の充実

① 児童館の環境改善



施設の防水対策、トイレ洋式化、空調設備、高輝度な照明設備などの環境改善を行うことで、児童館施設が安全かつこどもにとってより過ごしやすい遊び場となるよう努めます。

② 地域における遊び場の確保



社会教育委員による各自治公民館訪問等を通して、地域のこどもは地域で育てるという機運醸成を図りながら、地域資源を活用し、遊び場の確保に努めます。

また、地域の要望を踏まえ、こどもの遊び場のために必要な経費に補助することで、身近な地域における遊び場の確保に努めます。

③ 公園の維持管理



町内の公園について、こどもや子育て世帯を含め、全世代が安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理を行います。

(3) こども・若者の居場所づくり

① 児童館の充実

児童館のイベントをこども向け、子育て世帯向け充実させるほか、児童館を利用しやすい工夫を行うことで、こどもや子育て世帯の身近な居場所となるよう努めます。

② 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブへの運営支援に努めるほか、支援員の確保、研修等による資質向上を図ります。また、質の維持及び向上、適正な運営が行われるように、指導ならびに連携の強化を図ります。

③ 放課後子ども教室の充実

町内の各小学校で実施されている放課後子ども教室を継続し、こどもたちの居場所・体験や交流機会を確保するとともに、教室にかかわる地域人材の確保に努めます。

④ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型または連携型での実施検討

放課後児童対策パッケージに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型または連携型について、令和11年度までにモデル校として1校の実施に向けて検討します。

3. こどもの成長段階に応じた学び・保育の充実

(1) 幼児期の教育・保育内容の充実

① 就学前教育・保育施設を対象とした研修の実施

就学前教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施するほか、保育者同士の交流や情報交換などにより、職員の資質向上を図ります。

② 就学前教育・保育と小学校との円滑な接続

毎年、町立の小学校、町立の幼稚園、町内の5歳児保育施設や教育委員会、こども課の関係職員が、相互に連携・協働できるよう幼保こ小連携全体会議を開催し、こども一人一人の成長過程に沿った支援が途切れることなく、継続的に行われるよう幼保こ小連携推進会議の開催など、幼保こ小連携に取り組みます。

また、町立幼稚園で実施している四園研修会へ他の教育・保育施設の職員を広く案内し研修の場を広げたり、各小学校区ごとに開催している幼保こ小連携推進会議の中で、情報交換や合同研修等を実施することにより相互理解を深め、小学校教育との円滑な接続を推進します。

③幼児教育コーディネーター等の配置

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、町内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、幼小接続等について指導助言を行うコーディネーター等を配置し、教育・保育の資質向上に努めます。

(2)こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくり

①生きる力を育む学校教育の充実

自分で考えて行動できるよう、知・徳・体をバランス良く育み、自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもち、心豊かな幼児児童生徒の育成を図ります。

②ICT(情報通信技術)を活用した教育の推進

電子黒板やタブレットなどのICT機器を活用し学習指導の工夫改善を図ります。

また、児童生徒の個人の習熟に合わせて学習できるデジタル教材を活用し、きめ細やかな学習環境を整えます。

③家庭教育の推進

こどもの基本的な生活習慣、基本的倫理観、自立心を身につける上で重要な役割を担う家庭教育を推進します。

④地域と育む特色ある学校づくりと開かれた学校づくり

学校応援隊はえばる(地域ボランティア、地域コーディネーター含む)を通じて、地域と連携し、地域に開かれた教育環境づくりを推進します。

また、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を設置した学校(コミュニティ・スクール)を目指します。

⑤教職員の資質向上

学校における働き方改革を推進し、教員が質の高い授業を行うための時間を確保できる環境を整備します。

また、各種研修会を通じて、教職員の資質向上を図ります。

4. 若者世代が安心して暮らせ、活躍できる環境づくり

(1)教育を受けるための経済的支援

①高等教育の就学支援の情報提供



置かれた状況にかかわらず大学等に進学する機会を確保できるよう、経済的理由や家庭環境等により修学困難な若者に対して、県が実施する奨学金等の周知等を行います。

②南風原町育英会学資金・入学準備金の貸付



本町の優秀な学生で、経済的理由により修学困難な若者に対して、経済的負担の軽減と修学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。

(2)若者への相談支援や地域で暮らし続けるための生活支援の充実

①包括的な相談支援体制の構築

複合的で複雑な課題に対応するため、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、包括的な相談支援体制を構築します。

②生活の安定のための支援

経済的に困窮する世帯や孤立している世帯の生活の安定のため、パーソナルサポートセンターや南部福祉事務所等と連携し、支援に取り組みます。

③若年期の自立支援に向けた周知・広報

働く自信がないなどの悩みを持つ若者の自立支援を図るため、支援プログラムの作成や社会的自立・経済的自立の支援を行う「地域若者サポートステーション」の紹介を行います。

5. 困難な状況にあるこども・若者への支援

(1)こどもの孤立(貧困)対策の充実

①子ども元気ROOMの充実

貧困の連鎖を防止するため、「子ども元気ROOM」を実施し、こどもの生活支援や学習支援、孤立対策を図るとともに、親への支援も行い、自立につなげます。

②子ども元気支援員の資質向上

子ども元気支援員の資質向上を図るため、研修参加や他市町村、その他機関との情報交換を行います。

③就学援助制度の周知

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食などの援助を行い、教育負担軽減を図ることで、就学機会を確保します。

また、必要な世帯が漏れなく制度を活用できるよう、学校と連携して制度を周知します。

④就学支援認定者への学習支援の推進

貧困の連鎖を防止するため、県や関係課との連携により、就学支援認定者への学習支援を行います。

⑤若年妊産婦の支援体制の充実

保健師や助産師と連携して若年妊産婦を支援する居場所事業を実施し、孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や孤独感の軽減を図ります。

⑥オンライン相談窓口の周知

役場相談窓口の情報発信に加え、沖縄県が実施するLINE相談窓口等のオンライン相談先の周知を行い、電話や対面での相談が難しい方が相談機関につながりやすくなるように取り組みます。

(2)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

①相談支援体制の充実

関係機関と連携し、障がい児の相談支援を行うとともに、町の基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所において障がい児一人ひとりへの支援へのつなぎを行います。また、支援内容が複雑化しているため、各種相談事項に対応する資質向上等を図ります。

②発達相談による切れ目ない支援

発達相談については、町に心理士を配置し、発達が気になる子の保護者や支援機関からの相談に対応します。また、1歳6カ月児、2歳児、3歳児健診時にも心理士が参加し相談対応することで、早期発見・早期支援に取り組みます。

また、発達が気になる園児に対しては、私立保育園からの要望により、専門資格をもった巡回支援専門員を派遣することで、早期支援に取り組みます。

さらに、学校においては、特別支援教育相談員の配置による就学相談、就学相談会等を開催し、早期の相談による円滑な就学先の案内を行い、保護者の不安の解消を図ります。

③親子通園事業の充実

発達が気になるこどもの療育の場として親子通園事業を実施し、少人数による遊びや活動を通して親子の愛着形成、心身の発達を促します。

また、保護者同士の交流及び事業スタッフによる相談・指導等により、保護者の子育ての不安の軽減に努めます。

④障がい児支援の充実

障がい児及びその家族に対する支援について、ニーズに応じて身近な場所でサービスを提供できるように、障害福祉サービス事業所と連携し、障害児通所支援等サービスの提供体制の確保に取り組みます。

⑤障害児通所支援の質の向上

障害児通所支援の質の向上を目的とした情報交換や学習会等の実施を、自立支援協議会等と連携し取り組みます。

⑥児童発達支援センターの機能確保及び障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

障がい児や発達が気になるこども及びその家族が住みやすい地域基盤を整えるため、保健、保育、教育、福祉等の関係機関と児童発達支援センターの機能を有する町内事業所と連携し、児童発達支援センターの機能の確保に向けて取り組みます。

また、専門職による巡回訪問や研修等を通して、保育・教育環境の充実を図り、障がいのあるこどもや発達が気になる子が受け入れられる取組等を支援することで、インクルージョンを推進します。

⑦医療的ケア児支援の充実

医療的ケア児支援のための協議の場を継続的に実施し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関と協議し、支援体制の充実を図ります。また、医療的ケア児等コーディネーター配置に努めます。

⑧特別支援教育推進体制の充実

各学校(幼稚園)に校(園)内委員会を設置し、特別な教育的支援を要する幼児・児童・生徒の把握及び教職員間での共通理解に努めるとともに、保護者との相互理解と相互信頼のもと、こどもにとって最も適した教育の内容や方法に取り組みます。

さらに、教職員等に向けて研修会を開催し、心と体を育む遊びを通じた子どもとの関わり方など、特別支援教育の充実に取り組みます。

⑨障がい児保育の充実

障がい児や発達支援児の保育を行い、インクルーシブな環境のもと、他のこどもとともに社会性の成長・発達の促進を図ります。

また、障がい児保育の充実のため、障がい児や発達支援児を受け入れるための加配保育士等を確保するほか、保育交流会や講演会等を実施、加配保育士等に対して、保育発表会を通じた全体研修や個別のティーチャーズトレーニングを実施する事で、専門的視点を持った支援体制の向上を図ります。

さらに、保育所(園)等に在園する発達支援児に対して、専門員による定期的な保育園巡回事業を実施することで、園との連携により、保育士の資質向上と保護者への相談体制の充実を図ります。

⑩放課後児童クラブでの受け入れ支援

放課後児童クラブにおいて障がい児の受け入れを支援するとともに、障がい児を受け入れるための専門的な知識を学ぶ研修等により、放課後児童支援員の資質向上を図ります。

(3)児童虐待防止対策の充実、社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

①児童虐待の予防と早期発見・早期対応

虐待予防の観点から、子育てに対して不安や負担感を抱えている世帯に訪問支援員を派遣し、子育てに関する情報の提供や家事、養育に関する支援を行い、虐待リスクの高まりを防止します。

また、児童への虐待及びDVの早期発見・早期対応のために、住民への虐待に関する知識や相談窓口についての普及啓発を行います。

妊婦健診や乳幼児健診等の保健指導や栄養指導を通して、保護者の健康とともにこどもの成長、発達に応じた対応について学ぶ機会を提供し、育児不安の軽減を図ります。

②子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

こども家庭センターを中心として、子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDV等への対応を行います。

③ヤングケアラーの把握と支援

ヤングケアラーについて、町内での実態把握に努めるとともに、周知啓発や必要な支援を行い、早期発見から切れ目ない支援ができる体制づくりを推進します。

④要保護児童等対策地域協議会による対応充実

被虐待者及びDV被害者の保護並びに養護者等への適切な支援等について、迅速かつ的確に対応していけるよう、「南風原町要保護児童等対策地域協議会」において警察や学校、福祉保健所、児童相談所、福祉施設及びその他関係機関等との密接な連携を図り、組織的な対応を行います。

⑤養育環境の改善

すべてのこどもが良好な養育環境のもとで生活できるよう、養育に課題がある世帯について「子ども元気ROOM」の活用をはじめ、児童相談所等の関係機関との連携のもと適切な支援を行います。

⑥家庭支援事業の実施

子育て世帯訪問支援事業や一時預かり事業を始めとする家庭支援事業の体制を構築し、要支援・要保護児童に対する支援の充実を図ります。

(4)不登校やいじめ防止等の支援充実

①いじめ防止・対応

いじめの正確な認知、早期発見、早期対応に取り組むとともに、心の教室相談員等の相談員による相談支援体制や、関係機関との連携を構築します。

また、毎年いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの認知について法令等を確認しながら共通理解を図り、各機関におけるいじめに関する情報共有の場を設けます。

さらに、作業療法士の活用や、指導主事等による学級づくり研修会等を通して、未然にいじめを防止し親和的な環境整備に取り組めます。

②不登校のこどもへの支援

各学校へ心の教室相談員の配置や教育支援センターに青少年教育相談員を配置してこどもの心のケアを行うほか、ICT等も活用した学びの保障に取り組めます。

また、スクールソーシャルワーカーや学校、フリースクール等の関係機関とも連携し、支援体制の構築を図ります。

(5)困難な状況にある若者への支援

①困難な状況にある若者やその家族への支援

義務教育終了後の若者支援として、不登校やひきこもり等の状況に応じて、学習や就労に関する関係機関等と連携して相談や必要な支援に取り組めます。

6. こどもや若者への切れ目のない保健・医療等の提供

(1) 妊娠期からの切れ目のない保健・医療等の支援充実

① こども家庭センター

妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援として、専門職による総合相談や情報提供を実施します。また、対象者に合わせて関係課と連携して適切な支援につなげることで、より安心して子育てができる環境づくりを推進します。

② 乳幼児健康診査、健康診断の充実

法定以上の乳幼児健康診査の実施や就学時健康診断など、こどもの健やかな健康づくりを支援し、不安の軽減や必要な支援につなげます。

③ 妊産婦健診費の助成

妊産婦健診を公費助成し、妊産婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組みます。

④ 乳児家庭全戸訪問の推進

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境を把握することで、不安の軽減や必要な支援につなげます。

⑤ 予防接種費用の助成

定期予防接種の費用助成を行うことで、乳幼児の病気を予防し、こどもの健やかな健康を支援します。

⑥ 産前・産後の相談体制の充実

妊産婦が抱える産前・産後の妊娠・出産等に関する悩みについて、専門職が相談に応じ、産婦を対象とした産後ケア事業等を通して、妊産婦の不安の軽減や孤立感の解消を図ります。

⑦ 医療との情報共有・連携

産科医療機関連絡会議や妊産婦支援依頼連絡票等により、妊産婦や新生児の情報を医療機関と共有し、連携しながら支援を行います。

⑧ デジタル技術を活用した子育て支援・教育サービスの提供

子育て支援や教育サービスについて、積極的にデジタル技術を活用し、利便性の向上に努めます。

⑨若年妊産婦の支援体制の充実（再掲）

保健師や助産師と連携して若年妊産婦を支援する居場所事業を実施し、孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や孤独感を解消します。

⑩妊婦等包括相談支援事業の実施

妊娠期から子育て期にかけて妊婦等の身体的、精神的ケアを行う妊婦等包括相談支援事業や、経済的支援として妊婦のための支援給付（妊娠届出後および出産届出後にそれぞれ5万円の支給）を実施することにより子育て世帯の負担軽減を図ります。

7. 子育て家庭への支援の充実

(1)子育て家庭の経済的負担の軽減

①児童手当の支給

子育て世帯の生活の安定を図り、児童の健全な育成を支援するため、高校生年代以下の児童を養育する世帯に対し、児童手当を支給します。

②こども医療費助成

高校生年代までの医療費無料化と、医療費の自己負担分を病院で支払わずに済む現物給付を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

③保育料の軽減

保育料の限度額について、国の基準より低い金額に設定するほか、多子世帯はさらに軽減を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

④保育料の無償化

幼稚園や保育所(園)等の3～5歳児クラスに通うすべてのこどもと0～2歳児クラスに通う住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償とするほか、世帯の収入や多子世帯の状況に応じて給食費における副食費分を免除し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

(2)相談、情報提供の充実

①多様な保育ニーズ対応

こども及びその保護者が、幼稚園や保育所(園)等の教育・保育や一時預かり等の地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュを通じた情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、多様な保育ニーズに柔軟に対応します。

②子育て支援情報の発信



子育て支援に関する情報をホームページやLINE等も活用し、積極的な情報発信に取り組みます。

③各種相談の充実

子育て家庭が孤立することなく安心して暮らせるよう、こども家庭センターを始めとする各相談機関において、包括的な相談支援体制の強化に取り組みます。

また、学校生活の相談においては、各学校や教育相談支援センターにおいて、児童生徒だけでなく保護者からの相談にも対応し、子育て家庭の不安軽減を図ります。

④民生委員・児童委員の活動への支援

子育て世帯が、地域において相談を気軽にできるよう、民生委員・児童委員の活動の支援や周知を行います。

(3)つどい・交流機会の充実

①地域子育て支援センターの充実



子育て世帯の孤立防止や育児不安の軽減のため、地域子育て支援センターでの交流機会の確保や相談、情報の提供を行います。

②地域における集い、交流機会の確保

社会福祉協議会が地域で実施している子育てサロン等の活動と連携し、就学前の親同士の交流・情報交換及びこども同士のふれあいの場につなげます。

(4)ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭への相談の充実

ひとり親家庭の生活面での自立を支援していくために、相談等に基づきながら、関係機関と連携して問題解決に向けた指導・助言及び情報の提供の充実に努めます。

また、支援やサービス利用の斡旋を継続して行うとともに、これらのサービスの周知・広報に努め、利用の促進を図ります。

②児童扶養手当の支給

離婚などで母子・父子世帯等となった家庭の生活の安定と向上、児童の心身の健やかな成長に寄与するため、児童を養育する保護者に手当を支給します。

③母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等の経済的自立を助け、児童の福祉を増進するため、必要に応じて沖縄県が実施する各種資金の貸付事業により案内し、支援を行います。

④ひとり親家庭の医療費助成

ひとり親家庭等に医療費助成を行うことで、経済的負担軽減を図ります。

⑤教育・保育施設、放課後児童クラブの保育料減免

ひとり親家庭等が施設を利用する際の保育料を減免し、経済的負担軽減を図ります。

⑥ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、必要に応じて沖縄県が実施するヘルパー(家庭生活支援員)派遣事業について案内し、支援を行います。

⑦ひとり親家庭に対する就労支援

ひとり親家庭の就労を支援するため、職業能力向上のための講座や訓練等についての情報提供を行います。

(5)幼児期の教育・保育環境の整備

①保育士の確保



保育士確保のため、県、関係機関、養成校等と連携するほか、町独自補助金としての就職一時金を支給し、保育所(園)、認定こども園の待機児童を解消します。

②保育士の働きやすさ向上



保育士の処遇改善や業務改善に取り組み、保育所(園)等に勤務する保育士が長く働き続けられるような体制を構築します。

③教育・保育環境の充実



公立保育所の防水工事や施設設備の機能強化や改修等を行い、保育環境の充実に取り組みます。私立保育園ではICT導入や事故防止マット導入等により保育環境の充実を図ります。

また、公立幼稚園において、3歳児教育や認定こども園化を検討し、教育環境に適した遊具やトイレの機能強化や改修等を行い、教育環境の充実を図ります。

④幼稚園教諭の確保



町立幼稚園における幼児教育の向上を図るため、幼稚園教諭と預かり保育教諭の確保に努めます。

(6)地域子ども・子育て支援の充実

①地域子ども・子育て支援の充実



教育・保育施設等だけでなく、地域に暮らすすべての子育て世帯を支援するため、延長保育、一時保育、病児保育等の事業について、量の見込みに応じて実施できる体制を構築し、地域で安心して子育て出来る環境を整備します。

②乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)の実施



0歳6カ月～3歳未満で保育所(園)等に通っていないこどもを対象とし、保護者の負担軽減を図るとともに、こどもが家庭とは異なる体験や同年代の子と触れ合う機会をつくることで、社会性を育み、こどもの健やかな成長を促します。

(7)共働き、共育て、ワーク・ライフ・バランスの推進

①仕事と生活の両立支援と働き方の見直し



男女共同参画週間に「町民ホール」や各施設等でワーク・ライフ・バランスについてのパネルを展示し、仕事と生活の調和が保たれるよう、働き方の見直しについて啓発を図ります。

②子育て支援の充実



仕事と子育ての両立や、子育てが安心してできる環境を整備するため、一時保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター等、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に取り組みます。

③男性に向けた各種研修会、講座等の開催

家事・育児を分担するきっかけづくりとして、男性を対象とした各種研修会や講座等を実施し、男性が家事・育児を分担する意識を促します。

④乳幼児健診や相談会等への父親の参加促進

乳幼児健診や相談会等への父親の積極的な参加を促し、出産から育児について両親でともに分かち合い、支え合っていけるように努めます。

8. 安心・安全な生活環境の整備

(1) 犯罪、事故、災害等から子ども・若者を守る環境づくり

① 安全体制の推進



防犯灯の設置や、「子ども 110 番の家」登録店舗の活用など、地域における安全な環境基盤づくりを地域と協働し取り組みます。

また、児童館や子育て支援施設に防犯カメラの設置を進め、犯罪防止に取り組みます。

② 交通事故対策の推進



交通事故の多発する危険箇所や児童生徒の登下校も含めた生活道路安全対策については、町民とともに情報把握に努め、関係機関と連携し、安全確保に取り組みます。

事故対策のため、必要に応じてキッズゾーン等の設定や路面標示や横断防止柵といった交通安全施設を設置し道路環境を整備することで、子どもたちの交通安全確保に取り組みます。

③ 防災体制の強化

「南風原町地域防災計画」に基づく総合的・体系的な防災施策を推進します。

また、支援を必要とする高齢者や障がい者、医療的ケア児、子育て家庭等の災害時の避難場所を確保するため、町内の福祉施設や医療機関等との連携により、福祉避難所の確保を図ります。

町立小中学校や就学前教育・保育施設等においては、定期的な避難訓練等を実施し、日頃から災害発生時に適切な対応ができるよう取り組みます。

第6章 事業計画（量の見込と確保方策）

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

量の見込みと、確保方策について

- 町の教育・保育事業に関する量の見込みは、国の示すニーズ調査より潜在的ニーズの把握を行い、これに基づきつつ第2期の申し込み実績を踏まえ、量の見込みを設定しました。
- 町全体を単位とする量の見込みを算出し、これに対応する整備を基本として確保量を見込みながら、保育士確保により町全体で待機児童が解消されるよう整備を図ります。
- 公立幼稚園については、子育て家庭の「幼児教育とともに保育機能が求められている」ことから3～5歳児の教育・保育の提供体制の整備を念頭に、認定こども園への移行の検討も含めながら受け入れ体制の強化を検討します。

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前のこども）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	83	81	75	70	69	70
②確保方策	310	319	350	380	385	382
公立幼稚園	250	259	290	320	325	322
認定こども園(私立)	60	60	60	60	60	60
②-①	227	238	275	310	316	312

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,457	1,428	1,325	1,226	1,209	1,220
2号教育	440	431	400	370	365	368
2号保育	1,017	997	925	856	844	852
②確保方策	1,395	1,428	1,363	1,333	1,328	1,331
公立保育所	36	36	36	36	36	36
私立保育園	859	893	859	859	859	859
公立幼稚園	440	431	400	370	365	368
認定こども園(私立)	60	68	68	68	68	68
企業主導型保育所(地域枠)	0	0	0	0	0	0
②-①	△62	0	38	107	119	111

※令和7年度の確保量不足34人分を、私立保育園の確保量増で対応する確保方策とした。

3) 3号認定（0歳児）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	284	313	309	306	304	301
②確保方策	313	313	309	307	307	307
公立保育所	6	6	6	6	6	6
私立保育園	277	283	279	277	277	277
小規模保育	30	24	24	24	24	24
企業主導型保育所(地域枠)	0	0	0	0	0	0
②-①	29	0	0	1	3	6

※令和7年度、8年度の確保量不足（R7=6人分、R8=2人分）を、私立保育園の確保量増で対応する確保方策とした。

4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	844	788	804	838	829	821
②確保方策	803	788	804	838	829	821
公立保育所	18	18	18	18	18	18
私立保育園	693	696	712	746	737	729
認定こども園(私立)	18	12	12	12	12	12
小規模保育	64	52	52	52	52	52
事業所内保育(地域枠)	10	10	10	10	10	10
企業主導型保育所(地域枠)	0	0	0	0	0	0
②-①	△41	0	0	0	0	0

※各年度の確保量不足を、私立保育園の確保量増で対応する確保方策とした。（R7=3人分、R8=19人分、R9=53人分、R10=44人分、R11=36人分）

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所(園)等で保育を実施する事業です。町内の保育施設全園で事業を実施し、量の見込みに対応します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数	(1,050)	990	956	931	920	920
確保方策	人	(1,050)	990	956	931	920	920
	箇所	24	23	23	23	23	23

※人=実利用人数 ※ () 内は令和5年度実績 実績よりニーズ算出

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

共働き家庭などの子について、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。ニーズ調査より算出された量の見込みに対応していくよう、受け皿の確保を図ります。

	単位		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	合計	人	1,030	1,124	1,115	1,090	1,054	996
	低学年	人	844	898	889	868	845	784
	高学年	人	186	226	226	222	209	212
確保方策	人		1,035	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125
	箇所		20	22	22	22	22	22
	公設		0	0	0	0	0	0
	民設		20	22	22	22	22	22
	クラス単位		26	28	28	28	28	28

※人=実利用人数 ニーズ調査結果より見込み算出

(3)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。子育て支援拠点事業を実施できる状況にするため、保育士確保についての施策を検討します。

子育て支援を必要としている世帯に情報を届けるため、町ホームページでの情報公開のほか、公式LINE等を活用し、町民に周知します。

町内の実施施設4園すべてにおいて安定した子育て支援が提供できるよう、全体的な質の向上を目指します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(8,967)	10,681	10,780	11,040	10,933	10,834
確保方策	人日	(8,967)	10,681	10,780	11,040	10,933	10,834
	箇所	(4)	4	4	4	4	4

※人日＝年間延べ利用人数 ※（ ）内は令和5年度実績 ニーズ調査より見込み算出

(4)一時預かり事業

1)幼稚園型

幼稚園又は認定こども園において、主に在籍園児(1号認定こども)を対象に実施する預かり保育に係る支援を行う事業です。安定的な一時預かりが提供できるよう、職員の確保に取り組みます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(121,087)	117,432	109,116	100,800	99,540	100,296
確保方策	人日	(121,087)	117,432	109,116	100,800	99,540	100,296
	箇所	(4)	4	4	4	4	4

※人日＝年間延べ利用人数 ※（ ）内は令和5年度実績 実績より見込み算出

2)その他の一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所(園)、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。一時預かり事業を実施できる状況にするため、保育士確保についての施策を検討します。

令和8年度より乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が開始されるため、本事業との違いについて、周知・広報を行います。

ファミリーサポートセンター事業は、サポーターの確保が必要であるため、町社協と協力し、ファミリーサポートセンターの役割を周知するとともに、サポーターの確保に努めます。

		単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	(575)	632	613	600	593	593
確保 方 策	一時預かり事業 (幼稚園在園児 対象型を除く)	人日	(575)	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		箇所	(1)	3	3	3	3	3
	ファミリー・サポ ート・センター (未就学児のみ)	人日	(308)	290	280	273	270	270

※人日=年間延べ利用人数 ※ () 内は令和5年度実績 ニーズ調査より見込み算出

(5)病児・病後児保育事業

疾病にかかっている保育が必要な乳幼児が、家庭において保育を受けることが困難となった場合に、保育所(園)等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。一定の周知はあるが更なる認知向上のため、公式LINE等、様々な方法で周知します。

病後児対応型のニーズや要望は低いため、今後も病児対応型を実施します。令和6年度より当日キャンセルについての補助制度(こども・子育て交付金)を活用し、「当日キャンセル」への施設運営の負担軽減を図っています。今後もこの制度の活用を継続実施していきます。

		単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	(187)	250	250	250	250	250
確保 方 策	病児保育事業	人日	(187)	250	250	250	250	250
		箇所	(1)	1	1	1	1	1
	ファミリーサポート	人日	(0)	0	0	0	0	0

※人日=年間延べ利用人数 ※ () 内は令和5年度実績 実績よりニーズ算出

(6)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉）

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。ファミリーサポートセンターの役割を周知し、地域においてこどもの預かりの援助を行うサポーターの確保に努めます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(就学児)	人日	(210)	205	203	201	195	186
確保方策	人日	(210)	205	203	201	195	186

※人日＝年間延べ利用人数 ※（ ）内は令和5年度実績 実績よりニーズ算出

(7)子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、一定期間の養育・保護を行う事業です。

また、要支援・要保護児童や特定妊婦の支援の観点から、国は「家庭支援事業」の実施を掲げており、本事業も6つの家庭支援事業の一つとして、子育て支援・児童虐待の予防的役割を担います。実施体制について検討し、量の見込みに対応します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(0)	3	3	3	3	3
確保方策	人日	(0)	3	3	3	3	3
	箇所	(0)	3	3	3	3	3

※人日＝年間延べ利用人数 ※（ ）内は令和5年度実績 ニーズ調査より見込み算出

(8)利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。

(特定型)

令和8年度から乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)がはじまるので、今後も保育所(園)等の助言を保育コンシェルジュを通じて保護者へ行い、円滑な保育ニーズへの支援を行います。

(こども家庭センター型)

妊娠期、保護者や乳幼児の健康保持増進のために、未把握や未受診児の減らす取組を強化し、保健指導を実施していく。※令和7年度までは母子保健型として実施。

(妊婦等包括相談支援事業型)

妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。※令和6年度までは出産・子育て応援交付金の中の事業として実施

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	2	2	2	2	2	2
確保 方 策	特定型	箇所	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	箇所	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相 談支援事業型	面談回数	—	1,476	1,461	1,446	1,434

※ () 内は令和5年度実績

(9)乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。早期に母子へアプローチすることにより、転出等の情報を入手し、居住する自治体が変わっても子育て世帯が転出先の母子保健に繋がっていけるよう促していきます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	(470)	492	487	482	478	474
確保方策	人	(470)	492	487	482	478	474

※人=実利用人数 ※ () 内は令和5年度実績 実績よりニーズ算出

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要支援・要保護児童や特定妊婦の支援の観点から、国は「家庭支援事業」の実施を掲げており、本事業も6つの家庭支援事業の一つとして、子育て支援・児童虐待の予防的役割を担います。

令和5年度までは家事支援及び育児・養育支援も事業対象でしたが、令和6年度からは家事支援及び育児・養育支援が「子育て世帯訪問支援事業」の対象となったため、「子育て世帯訪問支援事業」に量の見込みと確保方策を掲げます。なお、養育支援訪問事業として残る相談支援等については、従来より別補助制度を活用して実施しているため、本事業について、第3期計画では見込みません。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	(8)	0	0	0	0	0
確保方策	人	(8)	0	0	0	0	0

※人=実人数 ※ () 内は令和5年度実績

(11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。今後も、現在の取組を継続し、事業を実施します。

こども家庭センターの設置に取り組み、児童福祉分野と母子保健分野が今よりもさらに連携し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図ります。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1	1

※ () 内は令和5年度実績

(12)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。引き続き、妊娠届出時における保健指導の中で、妊婦健康診査の受診勧奨を実施します。また、広報やホームページ等で健診受診の必要性を周知・広報します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	(5,191)	5,235	5,182	5,182	5,128	5,043
確保方策	人回	(5,191)	5,235	5,182	5,182	5,128	5,043

※人回＝年間延べ利用回数 ※（ ）内は令和5年度実績 実績より二ーズ算出

(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。対象者への本事業の周知を図りながら、必要な方に支援が行き届くように図ります。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	(5)	5	5	5	5	5
確保方策	人	(5)	5	5	5	5	5

※人＝実利用人数 ※（ ）内は令和5年度実績 実績より二ーズ算出

(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

市町村が新規参入事業者に対して事業経験のある者を活用した巡回支援等を行ったり、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定子ども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。現状未実施であり、今後については、必要に応じて実施を検討します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	(0)	0	0	0	0	0
確保方策	箇所	(0)	0	0	0	0	0

※（ ）内は令和5年度実績

(15)子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業） 【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和5年度までの養育支援訪問事業のうち、家事支援及び育児・養育支援が、令和6年度より本事業に移行しています。本町では、これまでの取組を継続し、事業を実施していきます。

十分な支援を実施するために、町社協と協力し研修を充実させるなどして、訪問支援員の育成及び確保に取り組んでいきます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	(81)	81	81	81	81	81
確保方策	人回	(81)	81	81	81	81	81

※人回＝年間延べ利用回数

(16)児童育成支援拠点事業（家庭支援事業） 【新規】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0	0
確保方策	人	0	0	0	0	0	0

※人＝実利用人数

(17)親子関係形成支援事業（家庭支援事業） 【新規】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0	0
確保方策	人	0	0	0	0	0	0

※人＝実利用人数

(18)産後ケア事業

産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

また、申請や利用手続きの簡素化や電子化を行い、利用者しやすい環境づくりに努めます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	(84)	546	541	535	531	526
確保方策	人回	(84)	546	541	535	531	526

※人回＝年間延べ利用回数 ※（ ）内は令和5年度実績

(19)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に対応できる新制度で、令和8年度より全自治体で実施することとされています。本町では、令和7年度より先行実施します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	－	1,300	1,300	1,300	4,420	4,160
確保方策	人回	－	1,300	1,300	1,300	4,420	4,160

※人回＝年間延べ利用回数

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知

計画の推進にあたり、こども・若者当事者、周囲のおとな、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの町民の理解と協力が重要であることから、計画の基本理念や目標、各施策の取組について、関係者や関係団体へ広く周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く町民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます

2. 計画の推進体制

本計画は、こども・若者や子育て家庭に関する総合的な計画であり、多分野にわたる取組が必要であることから、国・県、庁内の関係課と連携し、こども施策を推進します。

また、行政だけではなく、保育・教育・福祉・医療などの関係機関・団体等や子育て家庭、地域とも連携・協働し、こども施策を一体的に推進します。

各施策の実施や検討にあたっては、施策の特性にも合わせ、可能な限りこども・若者や子育て家庭といった当事者の意見聴取と施策への反映に努めます。

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。また、県とも連携し、教育・保育施設等の運営について共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町村域を超えた利用については、町民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、近接する市町村と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所(園)は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握

こども・若者と子育て家庭の生活状況や取り巻く環境、ニーズは変化をしていきます。本計画を策定するにあたってはニーズ調査等を行いました。今後もこども・若者と子育て家庭のニーズを定期的に把握し、計画の見直しについて見極めを行っていきます。

また、実現したニーズについては、町からこども・若者や子育て世帯にフィードバックすることで、当事者が意見表明し、町の取組に参加しやすくなるように努めます。

4. 計画の推進状況チェック

本計画の進行管理においては、必要に応じて課題の検討を行い、取組の改善や見直しなどを行っていくこととします。

このため、計画内容の審議にあたった「南風原町子ども・子育て会議」が、進捗状況の把握・点検を行い、適時、取組の見直しを行っていきます。

資料1 南風原町子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月30日条例第26号

改正

令和5年3月30日条例第10号

令和6年6月28日条例第12号

南風原町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南風原町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (2) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する計画に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し、町長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要と認めるときには、関係者の出席を求めて、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、民生部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (令和6年6月28日条例第12号)

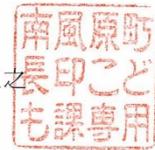
この条例は、公布の日から施行する。

資料2 諮問

南こ第1070号
令和6年8月21日

南風原町子ども・子育て会議会長 殿

南風原町長 赤嶺 正之



第3期南風原町子ども・子育て支援事業計画および南風原町こども計画の策定について(諮問)

子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第61条第1項により策定した第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画について、今年度が計画最終年度となっていることから、直近の保護者ニーズ調査等も踏まえた第3期子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があります。

また、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条に規定する南風原町こども計画についても、第3期子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定し、より効果的な計画とすることから、両計画の策定にあたり南風原町子ども・子育て会議の意見を求めます。

資料3 答申

令和7年2月27日

南風原町長 赤嶺正之 殿

南風原町子ども・子育て会議
会長 名渡山 よし乃

南風原町こども計画の策定について（答申）

令和6年8月21日付け、南こ第1070号で諮問のありましたみだしの件につきまして、本委員会で慎重に審議を重ね、「南風原町こども計画（案）」としてまとめましたので、別紙意見書を添えて答申します。

（別紙）

・意見書

（添付資料）

・「南風原町こども計画（案）」

意見書

「南風原町こども計画」の策定にあたり、第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画の評価や子ども・若者当事者の声を踏まえ、取り組む必要があります。

また、今後の計画推進にあたって下記の意見に十分に配慮し「こども・若者が自分らしく輝くちむぐくるのまち 南風原」の実現に向けて、関係機関とも連携を密にし、事業・活動の着実な推進を図るよう要望いたします。

1. 本計画の推進にあたっては、行政だけではなく、保育・教育・福祉・医療などの関係機関・団体等の他、地域とも連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画の推進を図っていただきたい。
2. 孤立している子どもや児童虐待、不登校やいじめなどの早期発見・早期対応のため、相談支援体制の充実と連携強化を図っていただきたい。また、未然に防止する取組についても、より一層推進いただきたい。
3. 義務教育終了後も支援が必要な若者は、状況把握が困難な場合がある。今後の支援体制の構築や居場所づくりを前向きに検討いただきたい。
4. 教育・保育の質の向上と体制整備に向けて、現場の意見も踏まえながら、引き続き効果的な支援策に取り組んでいただきたい。
5. 子育て家庭の意識や取り巻く環境は変化することから、子育て支援に対するニーズを引き続き注視しつつ、安心して子どもを産み育てられるまちづくりをより一層推進いただきたい。

資料4 南風原町子ども・子育て会議 委員名簿

NO	名 前	所 属	備 考
1	名渡山 よし乃	沖縄女子短期大学 講師	有識者 ◎会長
2	大城 昌信	みつわ保育園 園長	認可保育園 ○副会長
3	金城 勲	南風原幼稚園 園長	町立幼稚園
4	赤嶺 一郎	南風原町学童クラブ代表	学童クラブ
5	玉城 節子	開邦幼稚園 園長	認定こども園 ※第2回会議まで
6	又吉 栄作	一般社団法人ちやいんどフード 代表理事	小規模保育園
7	仲本 佳奈恵	子ども元気ROOMカナカナ	こどもの居場所
8	沖山 宗立	公募委員	
9	石川 亜弥乃	公募委員	
10	平良 智子	公募委員	

資料5 用語集

用語	解説
あ行	
1.57 ショック	1990年の1.57ショックとは、前年の合計特殊出生率が1.57と、「丙午：ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966年の合計特殊出生率1.58を下回ったときの衝撃を指した言葉
インクルーシブ	日本語では「包み込むような」「包摂的な」と訳される。本計画では障がいの有無にかかわらず、共に過ごすことができることを意味している。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童
SNS	「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称であり、友人や知人などつながって、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションするサービスのこと
か行	
学校運営協議会	学校に設置する機関であり、委員となった保護者や地域住民が、校長の学校運営の基本方針を承認するなど、学校運営に参画し、協力して学校運営に取り組むための制度。学校運営協議会を設置した学校のことを、コミュニティ・スクールという。
教育・保育施設等	本計画では、幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小規模保育事業、事業所内保育事業などの総称として使用している。
教育相談支援センター	学校には行きづらい児童、生徒などが、別の場所で相談したり、気持ちを落ち着かせたり、学習したりすることができる場所。本町ではちむぐくる館に開設している。
子どもの権利条約	世界中全てのこどもの持つ人権(権利)を国際的に保障するため定めた国際条約で、1989年に国連総会にて採択され、日本は1994年に批准した。
こどもの権利	生まれた時から全てのこどもが持つ人権(権利)のこと。大人と同様の権利のほか、こどものための特別な権利があり、「子どもの権利条約」の第1条から42条までに具体的にこどもの権利が記載されている。
こども大綱	こども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めたもの。
こども基本法	日本国憲法、子どもの権利条約の精神に則り、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するために作られた法律
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づき、地域で安心して子育てできる環境づくりを目指し、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援について、需要と供給を示す計画

用語	解説
こどもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき、全てのこども達が前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会を目指し、こどもの貧困対策を総合的に推進するための計画
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援法に基づき、全ての子ども・若者の健やかな成長と自立を目指し、子ども・若者育成支援を総合的に推進するための計画
こども家庭庁	こども・若者がぶつかる様々な課題を解決し、大人が中心となって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へ作り変えていくための司令塔として設置された国の組織
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、保健師等を配置して相談に応じ、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう情報提供や調整等を行う機関
子ども元気ROOM	不登校やひきこもり、その他生活が困難で支援が必要なこどもに対して、学習支援や生活指導、食事支援等の孤立対策を行う居場所
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、一体的に相談支援を行う機能を有する機関
子ども元気支援員	<p>(こども担当) 学校や関係機関と連携し不登校やひきこもり、養育環境など気になる児童や世帯について情報共有をし、保護者やこどもと面談を行いながら必要なサービスや支援、町内にあるこどもの居場所につなぐ専門職。</p> <p>(若年妊産婦担当) 若年妊産婦を対象に保健師と連携して、面談を行い、必要なサービスや町内にある若年妊産婦の居場所につなぐ専門職</p>
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むこどもの数に相当する。
さ行	
新・放課後子ども総合プラン	小学校に就学している全てのこどもの安全・安心な居場所の確保などを目的に、国が定めた計画
若年妊産婦	10代等の妊産婦。出産や育児に関して周囲に相談が出来ない、親族やパートナーからのサポートがない等の理由から孤立してしまうケースがある。
児童虐待	身体的虐待(殴る、蹴るなど)、性的虐待(こどもへの性的行為、性的行為を見せるなど)、心理的虐待(おどし、無視など)、ネグレクト(家に放置する、食事を与えないなど)の4種類に分類される。虐待が疑われたり、発見した場合は通告しなくてはいけない義務がある。
児童館	地域におけるこどもの育ちを支える場であり、こどもに健全な遊びを提供し、遊びを通じて健康の増進を図る施設のこと。南風原町には各小学校区に1つ設置されている。

用語	解説
児童発達支援センター	地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担い、高度で専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、障害児通所支援事業者その他関係者に対して、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とした施設
スクールソーシャルワーカー	こどもの様々な悩み(いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待など)に対し支援するほか、保護者や教職員にも支援・相談・情報提供を行う専門職
た行	
ティーチャーズトレーニング	発達の気になる子どもの行動を理解し、適切な対応法を具体的に学び、練習することを通して、より良い関係づくりと子どもの適応行動の増加を目指し、支援者等に向けて行う研修
地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15～49歳の者を対象に、就労に向けた支援を行う機関であり、全ての都道府県に設置されている。
地域子育て支援センター	正式な事業名は地域子育て支援拠点事業。保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集まり、交流や育児相談が出来る事を目的とした施設
な行	
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設
は行	
南風原町子ども・子育て会議	学識経験者、子育て支援に従事する者、保護者等から構成され、本町のこども計画の策定や町の子育て支援施策の計画的な推進に必要な事項について、調査審議を行う附属機関
パーソナルサポートセンター	家族のことで悩んでいる、働きたいけど働けない、住む場所がない、など生活や就職に悩んでいる方の相談支援機関。一人ひとりの状況に応じたプランを作成し、関係機関と連携しながら解決に向けての支援を行う。
ひきこもり	様々な要因の結果として、社会的参加(就学や就労など)を避け、6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態
フリースクール	何らかの理由で学校に通うことができない児童、生徒が通う民間の施設。児童、生徒に対して、学習活動や教育相談、体験活動等を行っている。
保育所	0歳から小学校入学前までの保育が必要な乳児又は幼児の保育を行う施設
放課後児童クラブ	保護者が労働等の理由で昼間家庭にいない小学生を預かり、適切な遊びや生活の場を提供することで健全育成を図る施設
放課後児童対策パッケージ	「新・放課後子ども総合プラン」に基づき進めてきた放課後児童対策について、その理念や目標を踏まえつつ、放課後児童対策を一層強化し、集中的に取り組むべき対策を予算・運用等の両面からまとめたもの

用語	解説
保育コンシェルジュ	就学前児童の預け先や子育て支援に関する相談に応じ、保育施設やサービスの情報提供等を行う職員
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき各市町村に配置された非常勤の公務員。地域住民の身近な相談相手として、必要な援助を行うほか、適切な支援やサービスへのつなぎを行っている。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこども・若者。過度な負担や責任の重さにより、学業や友人関係への影響が懸念される。
要保護児童等対策地域協議会	児童福祉法に基づき、虐待を受けているこどもや特定妊婦など支援が必要な家庭を早期に発見し迅速な支援を行うため、関係機関により構成し、必要な情報共有や適切な支援内容の協議する会議体
幼稚園	満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う施設
幼保こ小連携	保育園、幼稚園、こども園、小学校が連携し、こども達の生活や学びの基盤を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育を円滑に接続し、組織的に支えること。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	日本語では「仕事と生活の調和」と訳される。子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などにかかる時間など、個人が健康で豊かな時間を持ち生活ができるよう、個々のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方

南風原町こども計画

令和7年3月

発行：南風原町 こども課

沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地

TEL : 098-889-7028



南風原町